

255. 1-158



1200501345225

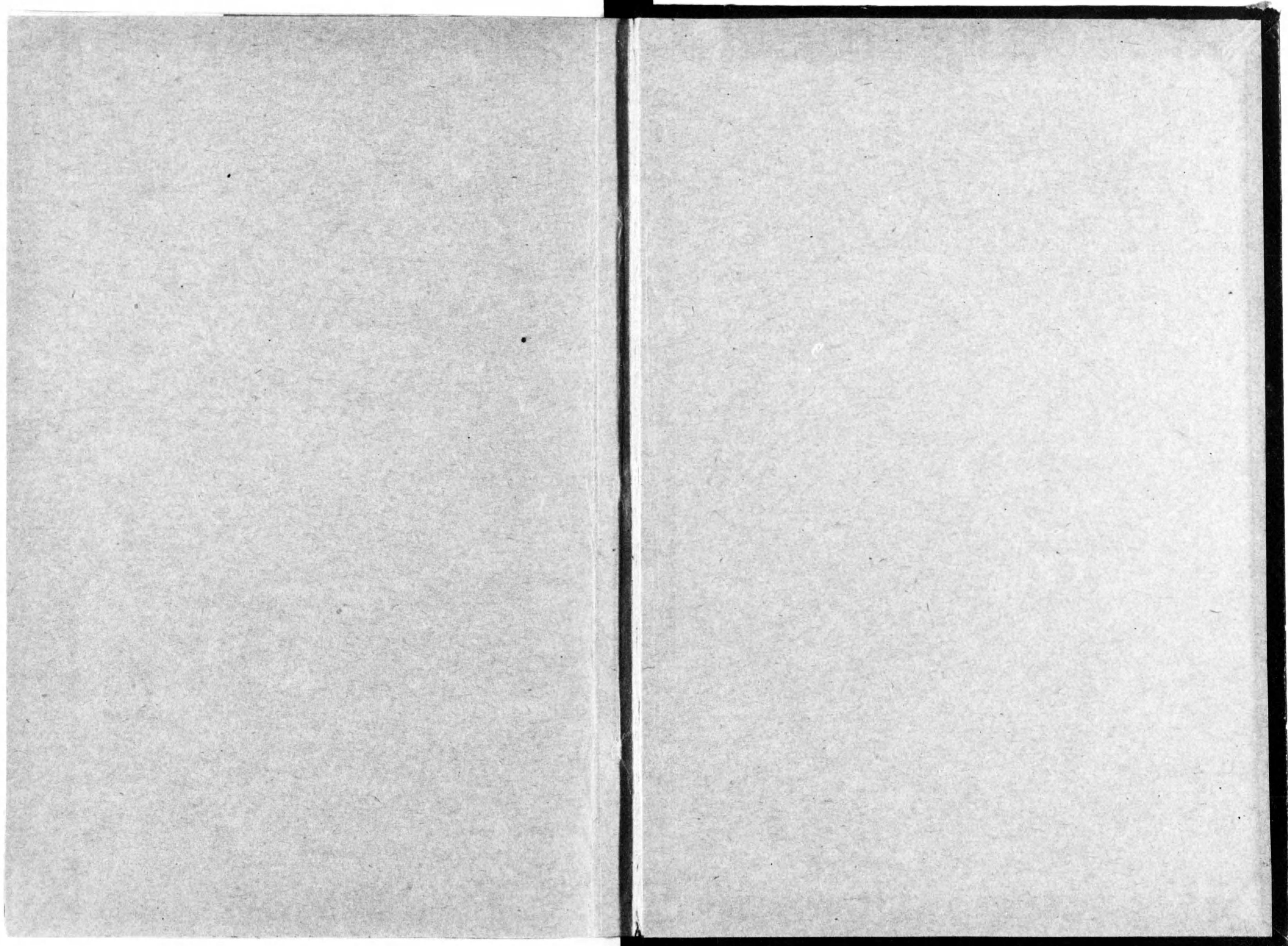
255.1

158



始





255.4
158

福田孫次郎今五年史



福岡縣教育會五十年史



長 會 代 歷



長會代二第
氏平道方緒



長會代一第
氏門忠崎山



長會代四第
氏三一野深



長會代六第
氏郎十全野庄



長會代七第代五第
(長會副代六第)
氏義惟布山



長會代八第
氏城水谷武



長會代十第
(長會副代二十第)
氏助榮本若



長會代九第
(長會副代十第)
氏動崎神



長會副現
氏三隼森



長會副代四十第
氏夫利田津



長會副代五十第
氏郎三兼田和

事 主 代 歴



事主代一第
氏郎次傳 秦



任主ノ前以置設事主
氏郎太俊淺湯



事主現
氏郎次熊摺小



長會現
氏郎四雷田添



長會代一十第
(長會副代三十第)
氏彦榮坂白

長 會 副 代 歴



長會副代五第
氏一又泉小



長會副代三第代一第
氏郎三範野重八



長會副代二第
氏木立中山



長會副代八第
氏郎太保安富

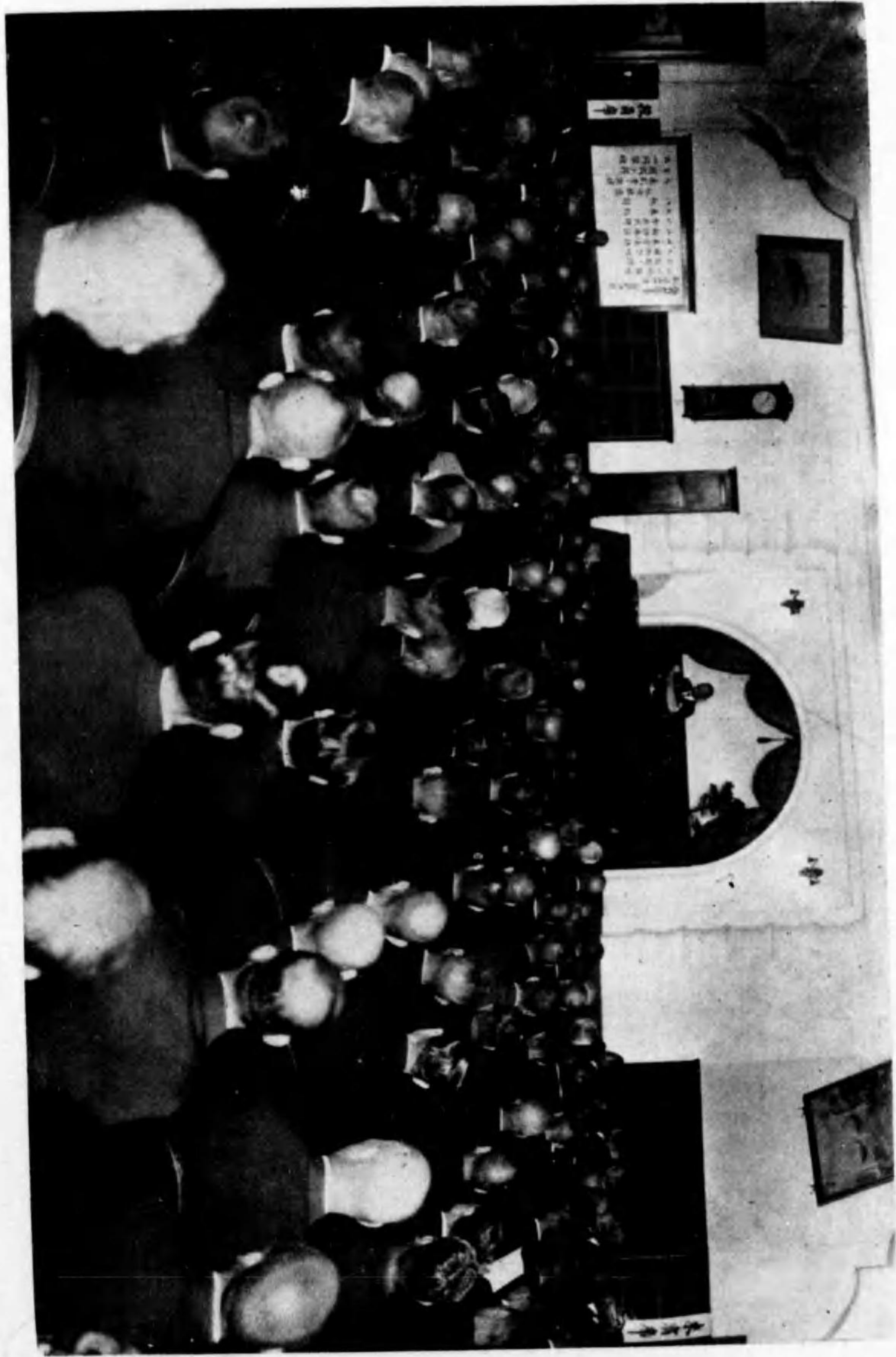


長會副代九第
氏藏伴田栗



長會副代一十第
氏俊勢頼能

景光ノ典式念記年十五立創



館會育教縣岡福ノ在現



所務事會育教縣岡福ノ前以築改

はしがき

本年は我が福岡縣教育會創立五十年に相當する。吾等會員は此機會に際し、十一月二十一日の吉辰を卜して、記念式を挙げ、更に本會基本財産の増殖と五十年史の編纂とを企圖することとした。茲に五十年史編纂成るに當り余は其卷頭に聊か所感を述べて序とする。

顧ふに本會は遠く遡つて明治二十一年の創立にかゝり、爾來春風秋雨五十年。この永き歲月の間、會運時に一張一弛の觀なきにあらざれども、兎にも角にも年々會員殖え事業興り、今や全縣下二十九郡市の支會を總括し、會員亦二萬有餘を數へるに至つた。而して昭和六年には全會員總和の結晶とも云ふべき所謂「吾等の會館」が福岡市の中央に現出した。之は會員各自が醸出した十數萬圓の巨費を投じて建築した堂々たる教育殿堂である。會員は之を教育策源地として此に會集し、或は研究調査し、或は協議討論し、或は又宿泊滞在して種々の便宜を得るのである。蓋本會は地方教育團體として之を他府縣のそれに比すれば、其形體に於て、其内容に於て敢て多く遜色なきものあるを信するのである。

抑も本會が今日あるは幾多先輩諸氏が和衷協同、教育報國の至誠を捧げて盡瘁努力された賜であつて、本會の五十年史は即ち本縣教育者の團體的、自治的奮闘活躍の足蹟に外ならぬのである。試みに本會過去の業績を語らんに、本縣教育の進歩發展に關して直接間接に寄與貢獻したことの少からざるは言を待たないところであ

ある。例へば九州帝國大學の誘致の如き、盲啞學校創立の如き、本會が最も力を注いだところであつて、此他高等専門の諸學校設立の如き、中等諸學校増設の如き本會が陰に陽に關與せざるものはない。殊に最近に於ては小學校教員俸給國庫支辨問題、義務教育年限延長問題、青年學校義務制問題、教權擁護問題の如き此等は何れも本會が最も力説して天下に懇へ以て其實現を期したところである。

今本書の編纂に當り既往を追懐し、將來を展望すれば轉た感慨無量のものがある。創立當時より本會のために苦心努力せられた先輩諸氏の成績は燦として吾等の眼前に輝き、遺された事業は一として吾等の感激でないものはない。而して此等功勞者の多くは既に故人となりて共に相語るの機なく、空しく墓前に頷くの外はない。然れども又前途を望めば會員中濟々たる多士雲の如く、洋々たる會運は吾等をして一層意を強うせしめるものがある。

教育は國家興隆の源泉であり、一日も之を忽にすべからざること、今更余が嗚々を要せぬところなれども、今や我が國は新東亞建設の重要時局に直面し、國民の一大覺悟を要するの秋、吾等は特に教育第一主義を以て邁進せねばならぬ。終に余は本會の前途を祝福し、福岡縣教育會萬歳を三唱して筆を擱くこととする。

昭和十二年十二月

福岡縣教育會長 白 坂 榮 彦

例 言

一、本書は社團法人福岡縣教育會創立五十年に際し、其の記念事業の一として編纂刊行したものである。

一、本書の企圖は本會の組織、運営、事業等に關する沿革を叙述するにあつたが、資料の蒐集、調査意の如くならず、本會業績の全般を悉すことを得ざるを遺憾とするのである。

一、本會の歴史を各時代に於ける状態と傾向とに鑑み六期に區分したが、是は決して必然的の時代區分ではなくて、編纂上の便宜に出でたものである。随つて各期に附した命題も、亦假りに各時代の趨勢を概観して表現したに過ぎぬ。

一、各支會の沿革概要は各支會當事者の起草を求め、之に多少の修正を加へて登載したものである。然し同記録中數支會の分が漏れてゐるのは、本書編纂終了の際まで當該支會より寄稿を得なかつた爲めである。又歴代會長、副會長の寫真中、入手困難なる二三氏の分は遺憾ながら之を缺如することとした。

一、本書の文體は口語體に據ることとしたので、統一の必要上収録の文章に多少の修正を加へ

たものもある。又送假名は文部省國語調査委員會に於て調査された送假名法に據り、且文法上同會の許容案に従つたところも少くない。

一、本書の編纂は委員村山成一郎氏専ら之に當り、資料の探索蒐集、内容の整理記述等すべて一人にて處理完成されたのであるが、其の間編纂に關し特に玉稿を寄せられた先覺並に直接間接に各種の便宜を謀り、或は援助を與へられた諸彦に對し、深甚なる謝意を表するのである。

福岡縣教育會

福岡縣教育會五十年史目次

寫眞

歴代會長
歴代副會長
歴代主事
新舊會館
創立五十年記念式

はしがき

例言

第一章 創立前史（前身時代）

自明治十八年至同二十年

- 第一節 福岡縣私立教育會の設立
- 第二節 第一回總集會
- 第三節 最初の役員
- 第四節 設立の趣旨と會則の概要
- 第五節 機關雜誌の發行
- 第六節 役員の交迭
- 第七節 秋季總集會

一 一 二 三 四 五

第八節 建言書提出

第九節 前身時代の末期
女子教育の提唱
五十三年前の回顧
五十年前の回顧

雜誌摘錄
津田利夫
浦守謹吾

第二章 第一期（創業時代）

自明治二十一年至同二十九年

- 第一節 福岡縣教育會の創立
- 第二節 創立會參加の委員諸氏
- 第三節 各支會の成立
- 第四節 本期中の歴代役員
- 第五節 本期中の本部總集會
 - (一) 會期と開催狀況
 - (二) 出席員氏名
 - (三) 各年度の議題
- 第六節 發會式舉行
- 第七節 教育演說會
- 第八節 全國教育聯合會へ派遣
- 第九節 教育會雜誌の發行

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

第五章 第四期（充實時代）

自大正八年至同十四年

第一節 本期の概観	一七四
第二節 本期中の歴代役員	一七四
第一代主事としての感想	一七九
秦 傳次郎	一七九
第三節 本會々員數	一八三
第四節 本會の經費	一八三
第五節 縣費補助増額	一八三
第六節 諸積立金	一八四
(一) 戦捷記念基本金	一八四
(二) 文部省賞與金積立	一八四
(三) 中垣氏效績記念基金	一八四
第七節 本期中の代議員會	一八五
(一) 會 期	一八五
(二) 出席員氏名	一八五
(三) 各年度の議題	一八五
第八節 教育總會	一九〇
第九節 中等教員男子部會	一九〇
第十節 初等教員男子部會	一九〇
第十一節 小學校女教員會	一九〇
第十二節 縣下青年大會	一九〇
第十三節 九州沖繩八縣聯合教育諸會	一九〇
(一) 九州沖繩八縣聯合教育會	一九〇

四

(二) 九州沖繩八縣聯合教育男子大會	一九〇
(三) 九州沖繩八縣聯合教育女子大會	一九〇
第十四節 各種教育大會へ派遣	一九一
(一) 帝國聯合教育會	一九一
(二) 九州沖繩八縣聯合教育會	一九一
(三) 全國小學校教員會	一九一
(四) 全國小學校女教員會	一九一
(五) 其他の會合	一九一
第十五節 視察團派遣	一九三
第十六節 各種講習會	一九三
第十七節 通俗講演會	一九三
第十八節 地方行政調査會案對策	一九三
第十九節 諸調査會	一九三
(一) 中等教育調査會	一九三
(二) 補習教育振興調査會	一九三
第二十節 研究獎勵施設	一九三
第二十一節 教育關係建議書の提出	一九三
第二十二節 賀 牋 捧 呈	一九三
第二十三節 學制頒布五十年記念	一九三
第二十四節 諸 表 彰	一九三
(一) 由布會長に感謝狀	一九三
(二) 選奨記念品贈呈	一九三
第二十五節 教育功勞者慰靈祭	一九三
第二十六節 湯淺主筆の逝去	一九三

第六章 第五期（整備時代）

自大正十五年至昭和八年

第一節 本期の概観	三三九
第二節 本期中の歴代役員	三三九
第三節 鹿野主筆の就任	三四四
第四節 本會の經費	三四五
第五節 諸積立金	三四六
(一) 戦捷記念基本金	三四六
(二) 文部省賞與金積立	三四六
(三) 中垣氏效績記念基金	三四六
(四) 會館維持基金	三四六
第六節 特別寄贈金	三四七
第七節 教育會館の建設	三四七
會館建設の思出	三四七
第八節 本期中の代議員會	三四七
(一) 會 期	三四七
(二) 出席員氏名	三四七
(三) 各年度の議題	三四七
第九節 教育總會	三四七
第十節 中等教員男子部會	三四七
第十一節 初等教員男子部會	三四七
第十二節 女教員部會	三四七
第十三節 補習教員部會	三四七

小 遠 熊 次 郎

第十四節 九州沖繩八縣聯合教育會	三四九
第十五節 各種教育大會へ派遣	三四九
(一) 全國聯合教育會	三四九
(二) 九州沖繩八縣聯合教育會	三四九
(三) 全國小學校教員會	三四九
(四) 全國小學校女教員會	三四九
(五) 全國教育大會	三四九
第十六節 各種講習會	三四九
第十七節 通俗講演會	三四九
第十八節 視察團派遣	三四九
第十九節 教育學會の組織	三四九
第二十節 諸 調 査	三四九
(一) 郡制廢止後の郡教育會善處案調査	三四九
(二) 高等小學校改善調査	三四九
(三) 補習教育振興に關する調査	三四九
(四) 特殊教育普及方案調査	三四九
(五) 本縣師範教育に關する調査	三四九
第二十一節 懸賞論文募集	三四九
第二十二節 教育關係建議書の提出	三四九
第二十三節 普 公 號 發 行	三四九
第二十四節 學習指導號發行	三四九
第二十五節 教育擁護運動	三四九
第二十六節 縣下中等學校生徒學藝成績品御臺覽	三四九
第二十七節 勅語發發四十周年記念事業	三四九

五

第二十八節 中等教員庭球大會	三三三
第二十九節 陸上競技大會	三三三
第三十節 皇室關係事項	三三四
(一) 天機奉伺	三三四
(二) 賀表捧呈	三三五
(三) 御大禮奉祝音樂會	三三六
(四) 御大禮記念兒童學藝成績品展覽會	三三六
(五) 御大禮奉祝扁額獻上	三三七
(六) 皇太子殿下御降誕奉祝	三三七
第三十一節 軍用飛行機獻納	三三八
第三十二節 各種慰問	三三九
(一) 滿洲軍慰問	三三九
(二) 傷病兵慰問	三三九
(三) 重光公使慰問	三三九
(四) 激勵電報の發遣	三三〇
第三十三節 先賢追慕會舉行	三三〇
第三十四節 諸表彰	三三〇
(一) 水月釜瀨兩校長顯彰式	三三〇
(二) 教育功勞者顯彰	三三〇
(三) 福岡師範學校生徒表彰	三三〇
第三十五節 中垣氏效績記念小碑落成法會	三三〇

第二節 社團法人登記	三四〇
第三節 新帝國教育會加入	三四〇
第四節 本期中の役職員	三四一
第五節 本會の經費	三四二
第六節 諸積立金	三四三
(一) 戰捷記念基本金	三四四
(二) 文部省賞與金積立	三四四
(三) 中垣氏效績記念基金	三四四
(四) 會館維持基金	三四四
(五) 退職給與基金	三四四
第七節 本會基本金の造成	三四四
第八節 特別寄贈金	三四五
第九節 本期中の代議員會	三四五
(一) 會期	三四五
(二) 出席員氏名	三四五
(三) 各年度の議題	三四五
第十節 教育總會	三四五
第十一節 中等教員男子部會	三四五
第十二節 初等教員男子部會	三四五
第十三節 女教員部會	三四六
第十四節 青年學校教員部會	三四七
第十五節 各教育支會實務者會	三四九
第十六節 福岡縣教育者大會	三四九
第十七節 九州沖繩八縣聯合教育會	三四〇

六

第七章 第六期(最近時代)

自昭和九年至同十二年

第一節 本期の序説	三四〇
第十八節 各種教育大會へ派遣	三六一
(一) 全國聯合教育會	三六一
(二) 九州沖繩八縣聯合教員會	三六一
(三) 全國小學校女教員會	三六一
(四) 全國教育者大會	三六一
第十九節 世界教育會議參加	三六一
第二十節 視察團派遣	三六一
第二十一節 在滿皇軍慰問團	三六一
第二十二節 各種講習會	三六一
第二十三節 通俗講演會	三六一
第二十四節 ヘレン、ケラー女史講演會	三六一
第二十五節 本會創立五十年記念式	三六〇
第二十六節 諸調査	三六八
(一) 縣教育刷新改善調査	三六八
(二) 學校教育社會教育行事統一調査	三六八
(三) 本會財源調査	三六八
(四) 中等學校入學選抜に關する調査	三六八
(五) 師道祭に關する調査	三六八
(六) 本縣小學校教員精神作興に關する調査	三六八
(七) 伊勢神宮團體參拜に關する調査	三六八
(八) 皇紀二千六百年記念事業調査	三六八
(九) 教員待遇に關する調査	三六八
第二十七節 宣言決議	三六八
第二十八節 義務教育年限延長促進要望	三六八
第二十九節 教育關係建議書の提出	三六八

第三十節 圖書の編纂	三六九
(一) 小學校教科書	三六九
(二) 補習學校教科書	三六九
(三) 小學校兒童學習用書	三六九
第三十一節 皇室關係事項	四〇〇
(一) 皇太子殿下御降誕奉祝	四〇〇
(二) 皇后陛下御安産祈願	四〇〇
第三十二節 後征西將軍宮良成親王及び五條男爵家顯彰	四〇三
教育會の編纂事業に關係せし思出 黒岩萬次郎	四〇四
第三十三節 滿洲國皇帝陛下に特產品獻上	四〇六
第三十四節 福岡縣教育號獻納	四〇六
第三十五節 感謝電報	四〇九
(一) 在滿部隊に感謝電報	四〇九
(二) 天津駐屯軍司令官に感謝電報	四〇九
(三) 第三艦隊司令長官に感謝電報	四〇九
第三十六節 應召會員慰安	四一〇
第三十七節 諸義捐	四一〇
(一) 關西地方風水害に對する義捐	四一〇
(二) 教育塔建設費寄附	四一〇
(三) 世界教育會議に對する釀金	四一〇
第三十八節 本會顧問若木榮助氏の逝去	四一三
第三十九節 女流教育家感謝式	四一三
本縣教育會の現在及び將來 安河内健兒	四一四

七

第八章 現状一斑

第一節 社團法人福岡縣教育會定款	四四
第二節 役員	四四
第三節 會員數	四八
第四節 資產	四〇
(一) 基金	四二
(二) 會館及び附屬建物	四三
(三) 什器	四三
第五節 經費	四二
(一) 通常費	四三
(二) 特別費	四三
第六節 事業	四七
(一) 機關雜誌	四七
(二) 役員會	四七
(三) 總務會	四八
(四) 教員部會	四八
(五) 代議員會	四八
(六) 講習會	四八
(七) 調査會	四八
(八) 諸會派遣	四八
(九) 宿泊部經營	四八
(一〇) 會館の利用	四八

第九章 各支會沿革概要

第一節 福岡市教育支會	四二
第二節 久留米市教育支會	四三
第三節 小倉市教育支會	四三
第四節 門司市教育支會	四三
第五節 八幡市教育支會	四三
第六節 大牟田市教育支會	四三
第七節 糟屋郡教育支會	四三
第八節 社團法人遠賀郡教育會	四三
第九節 社團法人鞍手郡教育會	四三
第十節 社團法人嘉穂郡教育會	四三
第十一節 朝倉郡教育支會	四三
第十二節 社團法人早良郡教育會	四三
第十三節 社團法人糸島郡教育會	四三
第十四節 社團法人浮羽郡教育會	四三
第十五節 三潯郡教育支會	四三
第十六節 社團法人八女郡教育會	四三
第十七節 社團法人山門郡教育會	四三
第十八節 社團法人田川郡教育會	四三
第十九節 社團法人京都郡教育會	四三
第二十節 築上郡教育支會	四三
編纂餘録	四三

村山成一郎

福岡縣教育會五十年史

第一章 創立前史(前身時代)

自明治十八年至同二十年

第一節 福岡縣私立教育會の設立

明治十八年三月有志相謀り、始めて福岡縣私立教育會を起し、當時の本縣令岸良俊介氏を會長に推戴して専ら斯道に關する研究をなすこととした。これが本縣教育會の濫觴で我が福岡縣教育會の前身とも云ふべきである。

當時我が邦の狀勢は恰も自由民權論の高調に達した時代で、國會開設の大詔は渙發せられ、その準備として大に國民教育の發展充實を期待せらるゝものあり。明治十六年九月には大日本教育會が帝都に於て創立せられ、翌十七年六月にはその第一回總集會が開かれるなど教育界の奮起を促すものあり。地方にも漸次教育會を設立するの機運を醸成し、既に數縣に於てはその設立を見たる頃であつた。

第二節 第一回總集會

明治十八年三月二十九日福岡縣私立教育會の第一回總集會を福岡師範學校講堂に開き、同會規則を討議決定し、役員を選定し、續いてその開會式を舉行した。この日會するものすべて百三十餘名に達し、席上創立者總代甫守謹吾氏は左の如き挨拶を述べた。

本日茲に第一回總集會ヲ開クニ當リ、各地諸君ノ陸續來會ヲ辱ウセシハ特ニ余輩創立者ノ光榮ノミナラズ、實ニ國家ノ爲メ慶賀セザルヲ得ズ。却說本會創立ノ旨趣ハ先キニ諸君ニ配付セル本會假規則ノ緒言ニ明記シタルヲ以テ今更喋々ヲ要セズト雖モ抑々今日我が縣下教育ノ現象ヲ觀察スルニ、其ノ外部ハ畧々整備シタルガ如クナレドモ、其ノ内部ニ至リテハ猶改良ヲ要スルモノ一ニシテ足ラズ。コレ余輩ノ常ニ慨嘆ニ禁ヘザルトコロナリ。仍リテ余輩創立者自ラ拙ラズ之ガ改良ヲナシ、國家富強ノ基本ヲ培養セント欲シ、客年十二

月ヨリ本會組織ノ事ニ着手シ、以來會員募集ノ爲メ東西各地ニ奔走セシガ、幸ニ當路諸君ノ賛成スル所トナリ、本日マデニテ加盟ノ會員無慮四百餘名ノ多キニ至レリ。夫レ然リ、然リト雖モ、本會ハ未ダ之ヲ以テ満足ナリトセズ。僅ニ其ノ端緒ニ就キタルニ過ギサレバ前途尙遠シト云フベシ。故ニ自今此ノ四百有餘名ノ諸君ト共ニ創立者トナリ、益々、會員募集ニ力ヲ盡シ、漸次擴張シテ以テ各府縣ニ及ボサント欲スルナリ。之ヲ譬フルニ猶大海ヲ航スル船ノ如シ。今日ハ只纜カニ船ヲ懸シ津口ヲ發セントスルモノタルニ過ギザレバ、其ノ間萬里ノ波濤ヲ越エ彼岸ニ達スル迄ニハ如何ナル暴風起リ、如何ナル怒濤ニ遭逢スルノ艱難アルヤモ豫知スベカラズ。若シ不幸ニシテ斯クノ如キ場合ニ逢フコトアルモ、余輩ハ諸君ト同心協力益々精神ヲ磨勵シ、矢ツテ怒濤ヲ凌ギ激浪ヲ排シテ以テ彼岸ニ達スルノ目的ヲ遂ゲ、縣下教育ノ改良ヲ完備シ以テ國家富強ノ基礎ヲ培養シ、無限ノ快樂ヲ取ラント欲ス。會員諸君ガ深ク愛ニ努力セラレントトヲ余輩ノ最モ希望ニ堪ヘザル所ナリ。余不肖創立者ニ代リ敬テ本會ノ經歷ヲ述フ。

以上にて開會式を終り、散會の後西公園鍾美亭に於て會員の懇親會が催された。その頃東京師範學校では各府縣の優良教員を集め、一二月の豫定を以て、教授法の傳習會が開かれてゐたが、本縣では糸島郡出身の甫守謹吾氏が選ばれて傳習に行かれた。傳習から歸ると氏は縣の講師となつて、所謂開發主義による各科教授法を傳へた。氏には「心性開發教授要論」の著書其の他數種あり。氏は又其の後滋賀縣、東京市等に於て高等女學校長、市視學等重要の地位に立ち或は私立學校の經營に當られてゐたが、氏が當時の先覺者として教育會の創立を主唱せられたことも偶然ではないのである。

第三節 最初の役員

第一回總會に於て選舉したる役員は左の諸氏であつた。

- | | | | |
|-----|-----------------|----------------|-----------------|
| 會長 | 岸 良 俊 介 (縣知事) | 副會長 | 八重野 範三郎 (縣學務課長) |
| 幹事長 | 星野彦三郎 (師範學校長) | 野 村 芳 (福日新聞社長) | 松本駒二郎 (不詳) |
| 幹事 | 甫守 謹 吾 (師範助教諭) | 岩崎一太郎 (監獄書記) | 須田辰次郎 (師範教諭) |
| | 山中 立 木 (福岡區長) | 後 藤 謙 (明善中學校長) | 牟田口重藏 (印刷業) |
| | 津田 利 夫 (福岡高小校長) | | |

又同年四月十二日の常集會に於て會長の指名を以て左の職員を委嘱した。

- | | | | |
|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 會計掛 | 大石猪八郎 (師範校書記) | 岡 澤 三 中 (福岡區書記) | 横 山 常 樹 (不詳) |
| 書記 | 増 田 茂 生 (小學教員) | 狩野滋三郎 (小學教員) | 小野 直 路 (福岡區書記) |
| | 松本俊之介 (學務屬) | 島田寅次郎 (小學教員) | |

最初本會假事務所を福岡區下名島町五十番地劉清七氏方に設けてあつたが、後に福岡區本町三十番地内に移し、明治十九年四月には又下名島町五十二番地に移轉した。

第四節 設立の趣旨と會則の概要

會則の冒頭に緒言として設立の趣旨が述べられてゐるが左の通りである。

緒 言

教育ノ國家ニ必要ナル其レ誰カ之ヲ然ラズトセンヤ。然レドモ其ノ理ノ究メ難クシテ、其ノ法ノ得易カラザル亦教育ニ過ギタルモノナキナリ。夫レ然リ今其ノ究メ難ク得易カラザルノ理法ヲ求メテ、國家缺クベカラザルノ教育ヲ隆盛ナラシメント欲セバ其レ又百方探求ノ勞ヲ辭スベカラザルナリ。

因テ眼ヲ現時ノ教育上ニ放チテ其ノ狀況ヲ觀察スルニ、各自教育ノ忽ニスベカラザルヲ知り、夜々經營スルモノ、如シト雖モ、其ノ所見タルヤ或ハ偏シ或ハ倚シ、長短錯雜、是非混淆シテ自然眞理ト通法トニ背馳シ、臆度妄作ノ弊ヲ免ル、ヲ得ス。是ヲ以テ教育ノ程度遲滯シテ進マズ、所謂隔靴搔痒ノ憾ナキ能ハズ。猶之ヲ譬フレバ滿ヲ持シタル弩ノ如シ、莫大無限ノ勢力ヲ有スルモ、其ノ機ヲ放タザレバ其ノ勢力モ亦還ウシ得ザルナリ。嗟日新ノ時世ニ際シ、忽ニスベカラザルノ教育ニシテ夫レ此ノ如シ。我方輩未ダ其ノ能ク國家ニ必要ナルノ實ヲ發見シ得ザルナリ。又志士ノ其ノ理法ニ向ツテ探求ノ勞ヲ辭セザランコトヲ望マザルヲ得ザルナリ。

抑々眞理ト通法トハ衆多ノ意想ヲ集メテ其ノ長短是非ヲ淘汰セザレバ之ヲ發見スルヲ得ザルナリ。豈夫レ子々トシテ謬見自ラ是トスルモノ、企ツベキモノナランヤ。古人曰ク他山ノ石以テ玉ヲ攻ムベシト、教育ノ事亦之ニ異ナラザルナリ。

今茲ニ福岡縣私立教育會ヲ設立シ、普ク教育志士ノ氣脈ヲ通シ、相會同シテ日進ノ智識ヲ求メ、談論討議シテ探良斥偏以テ其ノ眞理ヲ究メ通法ヲ探リ、之ヲ實地ニ應用シテ臆度妄作ノ弊ヲ掃ヒ、眞正教育ノ進歩ヲ謀ラントス。果シテ然ラバ教育ハ國家ノ必要タルノ實ヲ見ルベクシテ又隔靴搔痒ノ憾ナク、夫ノ弩ノ機ヲ放ツヲ得ベシ。大方有志ノ諸彦續々加盟シ、戮力協同以テ隆盛ヲ計ラントト希望ニ堪ヘザルナリ。

次に會則中の主要なる部分を摘記すれば

○目的 本會ハ同志結合シテ教育上ノ眞理ヲ講究シ併セテ教育ノ普及改良ヲ圖ルヲ以テ目的トス
會員 本會ノ目的ヲ賛成スルモノハ何人ヲ問ハズ會員タルコトヲ得
猶明治十九年春季總會に於て本會規則を改正し、各地方ハ本會ノ目的ヲ擴張セン爲メ會員三十名以上ノ結合ヲ以テ支會ヲ設立スルヲ得其ノ規則ハ該會之ヲ定メ本會長ノ認可ヲ規定した。

會費 會員ハ本會々費トシテ一ヶ年金壹圓ノ割ヲ以テ二月、八月ノ兩度ニ分納スベシ
集會 總會ハ毎年二月、八月ノ兩度開催シテ會員ノ演說、講題ノ討議、教育上ノ談話等ヲナス
受クルモノトス

第五節 機關雜誌の發行

明治十八年六月三十日日本會の機關雜誌として福岡縣私立教育會雜誌第一號を發刊したが、其の目次は左の通りである。

官令	教育ノ景况	雜報
福岡縣達	師範學校及ビ中學校卒業證書授與式	質問答議
論說	和蘭國博覽會	本會錄事
所謂新授業法トハ何ゾヤ	東京大學豫備門	總會
「ロバルト、ローヴェーエツト」ノ取次	辻文部大書記官ノ演說	常集會
會開	米國工業博覽會	雜件
「バルドウィン」氏學校管理術	カナノクワイ	稟告
教授方法	羅馬字會	

以後連續發刊して教育上の論說、記事、及び其の他の事項を掲載し會員に頒つて居たが、惜しいことには第二十七號限りで廢刊となつてゐる。

第六節 役員の交迭

明治十九年二月十三、十四の兩日本會第三回の總會を福岡材木町少林寺に開き、役員を改選した結果は左の通りである。

- | | |
|-----|-------------------------------------------------|
| 會長 | 岸 良 俊 介 (二月二十五日岸良縣令非職となられたので、更に大書記官渡邊清氏を補缺推選した) |
| 副會長 | 八重野 範三郎 (縣學務課長) |
| 常議員 | 甫 守 謹 吾 (師範助教諭) |
| | 母 里 崇 (學務屬) |
| | 坂倉 謙次郎 (縣會議員) |
| | 松本 俊之介 (學務屬) |

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 全年五月には左の二氏に幹事を委嘱し、 | 津 田 利 夫 |
| 全年十一月には左の通り推戴又は委嘱した。 | 幹 事 須田辰二郎 (常議員中より互選) |
| 會 長 安 場 保 和 (縣知事) | 庶務掛 津 田 利 夫 (福岡高小校長) |
| 編輯掛 大久保高明 (師範教諭) | |
| 會計掛 大石猪八郎 (師範校書記) | |

第七節 秋季總集會

明治十九年十一月十三、十四の兩日間福岡橋口町勝立寺に於て秋季總集會を開催す。出席員百二十名今當時に於ける總會の狀況一斑を示す爲め、左に舉行事項の概要を記載することとする。

- 一、議長挨拶
 - 二、討議題
 - 1、機會ヲ失フベカラズ。
 - 三、演說
 - 1、機會ヲ失フベカラズ。
- 浦守 謹吾

3、縣下小學教員諸君ニ向ツテ大ニ望ム所アリ。

大久保高明

3、花辨ノ説。

中川 久知

4、電氣ト磁石ノ關係及ビ現象ヲ論ズ。

本田 忠行

5、尋常小學校ト簡易小學校トノ區別如何。

栗田邦太郎

四、議事

一、會則一部改正(可決)

第一、幹事ヲ一名トシ庶務掛、會計掛、編輯掛ノ三名ヲ置

第八節 建言書提出

明治十九年十一月二十七日福岡橋口町勝立寺に於て臨時總集會を開く。出席者七十餘名。蓋し今回は森文部大臣不日九州地方學事巡視ある筈なるにより、その節本會の名義を以て教育上に關し建言するため、臨時總集會を催したものである。乃ち各會員より提出したる左記建言條項を討議した。

第一、小學校學資公債ヲ興スコト。(否決)

第二、高等中學校ヲ熊本ニ置キ分科醫學校ヲ福岡ニ置クコト。(可決)

第三、小學校令第八條區町村費制限ヲ姑ク緩クスルコト。(否決)

第四、文部省月報發兌ヲ請求スルコト。(廢棄)

第五、漢字減定作文法改良ノコト。(廢棄)

第六、小學校教員恩給規則ヲ定ムルコト及ビ小學校教員ニ養老金、賞牌ヲ與フルコト。(養老金ノミ可決)

第七、冬期學校ヲ設クルコト。(廢棄)

右の内可決したる第二、第六の條項につき左の三氏に起草を委任し、建言の手續をなすことに決し、午後五時閉會した。當時に於ける本縣教育者の意氣亦以て想見すべしである。

須田辰次郎

武田正一

津田利夫

第九節 前身時代の末期

爾來會運は次第に盛大に赴き、會員の數も一時は八百名に達したが、會長には現職の知事を推戴して居るとは云へ、元來本會は民權論的色彩を帯びたる教育者の主唱によつて組織されたものであるから、漸次官權の重壓によつて衰運に向ひ、明治二十年の半ば頃になつては僅にその餘喘を保つのみで、やがては自然消滅の有様となつて居たのである。

女子教育の提唱

雜誌摘錄

前記福岡縣私立教育會雜誌第三號には津田利夫氏の寄稿に成る「女子教育を論ず」と云ふ論文あり。第七號には須田辰次郎氏の寄稿に成る「女子教育論」あり。第十一號には其の續稿あり。當時世間には未だ女子教育が顧みられなかつた頃、雜誌上に於て盛に女子教育の必要を提唱するのみならず、第十號掲載の記事によれば教育會幹部たる津田利夫、坂倉謹次郎兩氏の指導後援によりて、福岡婦人協會なるものが組織せられ、明治十九年三月二十日橋口町に在る福岡日日新聞社主筆宮城坂一氏の居宅にて、その發會式が舉行せられ、當時に於ける尖端的の令嬢、令夫人等四十五名の出席ありて、荻野ヒサ、田中モトの兩氏を主事に選定したことが記されてゐる。その後全年十一月十八日付で、全協會員十八名の連署を以て時の福岡縣會議長中村耕介氏宛に、長文の建言書が提出されたその大要は左の通りである。

妾等謹テ一書ヲ福岡縣會議長中村耕介君足下ニ呈シ、本縣女子教育擴張ノ事ヲ建言ス。足下幸ニ妾等ノ身ハ既ニ女子教育ノ熱心ト社會改進ノ氣運ノ爲メニ制セラレ、自ラ不肖ヲ顧ルニ遑アラズ、終ニ此ノ重要事件ヲ提出スルニ至リタルノ微衷ヲ憐ミ、之ヲ講場ノ一問題ニ採擇セラレ、之ヲ本年ニ實施セラル、ニ至ランコトヲ、足下及ビ議員諸君ニ切望シテ止ム能ハザルナリ。(中略)妾等ガ特ニ此ニ連署シテ足下ニ冀フ所ノモノハ、明治二十年度ヨリシテ女子師範生徒五十名ヲ募集スルコトヲ議決セラレ、妾等及ビ同感ノ本縣女子ニ明治ノ隆運ニ際會シタルノ榮ヲ聊カ附與セラレンコト則チ是レナリ。(以下略す)

翌十九日中村議長はこの建言書を講場に於て發表朗讀せしめた。蓋し女子の建言書を提出したのは恐らくは縣會開設以來全國に於ける嚆矢にして、當時講場に於て實に異様の光彩を放つたことである。而して議長は此の建議を調査委員に附したる結果、採用審議することに決し、全月三十日師範學校費の第二次會に於て坂倉謹次郎、多田作兵衛、吉田柄次郎、藤井孫次郎、大庭弘氏等多數の賛成論出て、縣當局に於ては最初師範學校新築落成一二年後に延期する豫定であつたのを、結局女生徒二十五名を限り二十年度より入學せしめることに滿場一致を以て決定し、建議女會員等をして凱歌を擧げしめた。これが即ち本縣女子師範學校の起原で、興味ある一挿話である。

——福岡縣私立教育會は如何にして自滅したか——

(一) 福岡縣私立教育會の創立

我が社團法人福岡縣教育會の創立前、別に福岡縣私立教育會と云ふのがあつた。其れが誕生から終焉まで僅かに二ヶ年足らずであつたが、其の間種々雑多の経緯があつて、勢ひ縣政や政黨にまで微妙な關係を持つことと爲り、延いて教育上にも惡影響を及ぼした歴史がある。それはあまり古きことではないが、其の端緒が今より五十三年前に發したもので、人生五十年とも云へば恰も人一代以前のことである爲め、知らぬ人も多く忘れて居る人もあるから、今日回顧のまに／＼之を述べて縣内外の幾多教育家の參考に資するは必しも無用の企てならざらんかと思ふのである。

福岡縣私立教育會は明治十七年十二月甫守謹吾、大森猛三(後、達と改名)、荻野政太郎、廣田耕勞、狩野滋三郎、嶋田寅次郎、増田茂生の七氏及び筆者(津田利夫)の八名創立者と爲り、本會組織の事に着手し、翌明治十八年三月に成立を告げ、全月二十九日を以て其の第一回總會を福岡師範學校講堂に開き、先づ本會規則を討議し、役員を選定し、本會開會式を執行し、散會後西公園鐘美亭に於て會員の懇親會を催した。當日選舉された役員は左の通りである。

會長 岸良俊介、副會長 八重野範三郎、幹事長 星野彦三郎、幹事 甫守謹吾、野村秀、松本駒三郎、山中立木、岩崎一太郎、須田辰次郎、後藤謙、那須理太郎、幸田口重藏、津田利夫

(二) 八重野學務課長の上京(失憲時代)

明治十九年一月頃? 福岡縣私立教育會の副會長で縣學務課長である八重野範三郎氏が突如として上京することに爲つたので、須田辰次郎(福岡師範學校校長)、隈本有尙(修猷館長)、野村秀(福日新聞社長)、宮城坎一(福日新聞主筆)、甫守謹吾(福岡師範學校助教諭)、津田利夫(福岡高等小學校校長)等教育關係者は八重野氏の爲め博多川端町三橋樓に送別會を開いた。これは八重野氏が岸良縣令に容れられざる爲め轉任先を求むるのたのたの事を聞込みたると、氏が教育會でも餘り得意ならぬ様察せられたので同情の餘りそれとなく送別の意にて小宴を催したものであるが、八重野氏はその二三日後孤影悄然出發したのである。

(三) 岸良縣令の非職と安場縣令の新任

明治十九年二月二十五日福岡縣令岸良俊介氏(鹿兒島縣人)が突然非職と爲り、同月同日安場保和氏(熊本縣人)が福岡縣令に新任し

た。(安場氏は明治十九年七月十九日福岡縣知事に任ぜられ、同二十五年七月二十五日非職となる)。此の交迭の原因に就いては世間種々の取沙汰あり筆者も聞込んだ所もあるが、今其の詳細を述ぶることは見合はせる。併しながら當時一般に知られて居た所では「かうである。即ち岸良氏が縣會の絶對多數黨と親んだ爲め縣政上に就いて弊害があると例もながら政黨嫌ひの政府に睨まれたものだと云ふことである。

而して此の交迭が原因と爲り縣政上に非常の變動を來し、安場知事と縣會とは大猿會ならぬ間柄と爲り衝突は年々益々甚しきを加へる計りであつた。元來安場氏の政治主義は保守主義であつたことは彼の熊本國權黨の主體とも云ふべき黨會の創立者であるに視ても明白な事實である。是れで自由黨と對立するのだから政争の絶えぬこと固より當然である。安場氏赴任以來縣會の決議が不認可と爲り原案執行と爲つたことは一再に止まらず、縣會が師範學校長給(八重野氏)を毎年の様に削減したのに對し安場氏は毎年原案執行で押し通したものである。又縣會でも其の知事に提出する書面の宛名に普通の敬稱を用ひずして、安場知事足下と署した位である。是等の點より見ても縣政不調和の程度は想像に難くないのである。

殊に、明治二十五年の衆議院議員選舉干渉は松方内閣時代のこと、内務大臣品川彌次郎子(次官は白根專一氏)の手で殆んど無政府状態の全國的大暴舉を縱まにし、識者は之を評し「干渉の血を以て我が憲政史を汚すもの」と憤慨した位であつた。

而かも本縣は高知、佐賀、石川等に次での干渉振り、安場知事は實に其の總帥格であつたことは、當時九州探題の綽號を冠せられて居たのを見ても知らるゝが、本縣は此の騒ぎの爲め約四十七八名の死傷者を出した事實がある。而も三潯、山門二郡にありては、青年教育者數十名が憤慨の餘り職を辭して、柳河出身の候補者岡田孤鹿氏後援の爲め劍戟を把つて奔走したこともある。此の大干渉の結果は吏黨の候補者は殆んど一人の落選者なきに、一方民黨側は流石縣會に絶對多數を有して居ながら、唯柳河の岡田孤鹿氏一人が辛うじて當選した丈である。當時吏黨の或新聞には「孤鹿は孤鹿なり」と記して居たことがある。

(四) 八重野氏數課長を兼務す(得意時代)

八重野氏は熊本縣出身で安場氏昵近者の一人であるが、安場氏の本縣々令として赴任するや意氣揚々として東京より隨行し來り俄かに獨占的權勢家と爲つたものである。是より先き安場氏は赴任の當夜博多中島町京屋旅館(今明治生命支店の所在地)に投じ縣廳幹部其の他多くの取捲連を相手に着任の宴を催したが、宴酣にして意氣軒昂大氣焰を吐いた中に、談忽ち縣政の事に及ぶや「エーナニ岡田輩が何だ、頭からビシビシやつつけてくれる」と豪語した様子である。(岡田氏名孤鹿、當時縣會副議長、自由黨の首領株である)此の事早くも縣會多數派の耳に入り、「モーそんな事を云つて居るのか」と一同急に反對の氣勢を擧げたが、是れぞ安場氏が在任七年間に

互り縣會との大衝突を續け、終に明治二十五年選挙干渉騒ぎにて流血の慘狀を暴發した序幕である。そして一方八重野氏は庶務、學務、外二三課長を兼務し、遂に師範學校長まで兼務し飛ぶ鳥も落さぬ權勢振りであつた。之を吾等同志が博多川端町三橋樓に送別會を開いて上京を饒した當時に比すれば、實に雲泥の差である。

(五) 教育主義の正面衝突

前(三)項に述べた知事と縣會との衝突は、詰り政治主義の衝突であるが、安場知事は政治主義が保守であると共に、教育主義も保守的注入主義であつて、八重野氏も亦全く同一である。故に我等の福岡縣私立教育會の進歩的開發主義とは正反對で、所謂水炭相容れざるものであることは明白の事實である。斯る理由があるから福岡縣私立教育會の副會長たる八重野氏は安場氏の赴任間もなく獨自の發意を以て該會の臨時總會を召集し、安場氏も縣學務屬數輩を率ゐて出席し會場は一種異様の空氣が漂ふて居た。總て八重野氏は議長席に就き開會を宣した。蓋し八重野氏は岸良會長(前縣令)の後任に安場氏を推し、滿場一致の決議を得べき意圖を以て一氣に議場を威壓せん勢を示した様であつた。此の時議場肅然誰一人發言を求むる者なかつたが、松本屬(俊之助)起立し、恭しく安場氏赴任のことより説き起し本會々長に安場氏を推し將來の發展を計り度しとの意味を述べたが、議場は猶ほ發言者なく無氣味な程陰鬱の氣に鎖されて、贊成も反對もなき儘、此の臨時會は終に不得要領の裡に閉幕したのである。其の後十一月に至り漸く安場知事を會長に推戴することとなつたけれども、兩者間思想の衝突は遂に融和すべくもあらず、益々險惡の情勢に立ち至つたのである。

(六) 在福岡多數教育者の解職

上來述べた様に安場氏と八重野氏とは、保守的注入主義を以て縣下の教育を統制せんと努めて居る處に、福岡縣私立教育會の中堅たる教育者は勿論、縣下一般教育界の大勢は進歩的開發主義に傾いて居たのである。故に安場氏八重野氏の一派は先づ自分等の主義に反對なりと認むる有力なる教育者二十八九名を一舉に解職して仕舞つた。其の人々は即ち福岡師範學校校長須田辰次郎、修館館長隈本有尙、福岡中學校教諭齋藤祥三郎(現、駐米大使齋藤氏の殿父)、同校教諭佐久間信恭、同上菊池熊太郎等諸氏を初め二十餘氏であつた。而して他の一方、福岡中學校長には安田彌藏氏(高等師範學校舎監なりしと聞く)を新任したが、中學校の教育は忽ち一變して歩兵操練を主とし、生徒は肩銃帶劍、隊を成して名山大川を跋渉するを常とし、或時は郊外の油山に行軍して發火演習に氣勢を揚げ、安田校長は陣頭に立ち「繫馬吳山第一峯」杯と漢詩を高吟し、軍隊教育其の儘の觀を呈して居たと云ふ位である。

(七) 福岡縣私立教育會の自滅

前第(五)項に述べた様に福岡縣私立教育會の最後の臨時會が全く無收穫に終つた以後は、八重野副會長を初め、役員のおくは事務所(福岡市下名島町劉清七氏方離座敷)を訪れざることとなり後には雜誌も廢刊し(第一號より第十號までは福岡縣立圖書館に保存されて居る)、器具、書類等も置き去りの儘と爲り、斯くして福岡縣私立教育會は、存在滿二年ならずして全く自滅して了つたものである。

五十年前の回顧

甫 守 謹 吾

我が福岡縣教育會は明治十八年三月即ち五十餘年前の創立に係るが、唯今から其の五十年前の事を回顧すれば總て朦朧として、實に一場の夢であつて、何もかも不確である事は我れながら呆然たらざるを得ないのである。明治十七八年の時代に於て、我が福岡縣教育が縣下によく普及して且つ隆盛なりし事は全國第一であると云はれた位であつた。その當時に於ける我が福岡縣の縣立學校は師範學校、醫學校、中學校、農學校等であつたが、就中中學校は十九の公立中學校を一縣下に持つて居た事は全國に他に其の比を見ることが出来なかつたのであつた。其の當時に於ける全國中學校の總數の三分の一を我が福岡一縣で占めて居つた譯である。

我が福岡縣は筑前、筑後、豊前の三國を管轄し、舊藩時代に於ては福岡、小倉、久留米、柳河の四大雄藩であつて廢藩後縣治となつた際福岡、小倉、三藩の三縣を設置せられた關係上、小倉縣には小倉師範學校、三藩縣には久留米師範學校、福岡縣には福岡師範學校を設置されたのであつたが後小倉、久留米の二校は廢止せられて福岡師範學校に併合されたのであつた。

斯くの如き縣治及び教育の沿革上から、縣下の風俗人情を始め、教育の状況に至るまで、三ヶ國夫れ／＼別々に特色を帯びて居る關係上、其の間に氣脈を通じ、有無相助け、長短相補ひ、しかも之れを統一的に結合して、其の缺點短所を矯正救済する機關がないことは、我が縣の教育上に於ける一大缺陷であり一同の深く遺憾とする所であつた。換言すれば我が縣下に於ける教育上の輿論を取纏めて之れを統一する機關がないことは、全國第一教育の盛なる縣と稱せられた名義に對しても恥しいことであるから、我が縣下教育上大改善を加へて其の發展を計るには、如上の缺陷を一日も早く救済補充せんと心痛せる教育有志者中の慷慨家が、期せずして八名福岡に集つて福岡縣教育會を創立するの最も必要にして急務なることを、異口同音に主唱痛論したのであつたが、その主唱者八名は誰であつたかと云へば今現に本會副會長の重任に居られる津田利夫氏を始めとし、島田寅次郎、大森達、廣田野郎、萩野政太郎、増田茂生、持野滋三郎、甫守謹吾即ち筆者であつた。此の八名の内五名は既に故人となり、現存せる者は本會副會長の津田利夫氏と島田寅次郎氏及び筆者の三名である。

此の八名が發起者となつて福岡縣教育會の創立を企畫したのであつた。各自は繁劇な職務の餘暇に晝となく夜となく殆ど寢食を忘れんばかりに此の事のみを没頭し、數十回の會合を重ねて携ます屈せず、夜を徹して議論したことも屢々であつて、或る時は其の筋から之れを中止せしめんと強き壓迫を加へたことさへあつたが、此等の壓迫位は物の數ともせず、發起者一同は益々奮激して縱令本職を擲つても初志を貫徹せざれば正まざるの覺悟決心を固めて之れに當つたのであつた。而して最後の會合に至り漸くにして其の會則並に會員募集の宣傳文等の草案を討議研究の結果決定し、總べての準備が整つたから福岡縣教育會發會式兼第一回總會を福岡村木町少林寺内に於て開催したが、縣立各學校校長並に教員を始め縣下各郡より來會する小學校長、教員、郡吏員其の他の有志者百數十名に及び、實に豫想外の盛會を極めたのであつた。殊に來賓中には各郡長、縣會議員等多數の出席あつたが就中一異彩を放つたのは英彦神社宮司男爵高千穂宣磨氏の祝詞演説で、其の潑刺たる意氣は滿場に深く感動を與へたのであつた。

當日縣廳よりは來賓として學務課員數名出席せられたが、縣令、書記官、參事官、學務課長等監督當局者の出席なかつたのみならず、祝詞演説等を寄せられなかつたことは一大遺憾とする所であつた。

が、かくして福岡縣教育會は隆々太歡呼裡に美事に成立したのであつた。實に我が福岡縣教育會の創立は全國に於ける府縣教育會として恐らくは最初の創立であつたかと思はれたのであつた。其の後各府縣下に續々創立せられた教育會は、皆我が福岡縣教育會の創立に刺戟せられたのであつたと云はれて居る。然るに他の府縣の教育會の創立は我が福岡縣教育會とは大に其の趣を異にして、その監督官廳や師範學校等が發起者となつて創立せられたのが普通であつた。而して我が福岡縣教育會は他府縣に率先して創立した關係もあつたのであらうが、他府縣教育會の創立のそれとは全く其の順序方法を異にしたのは、我が教育會が異彩を放つて居た所以であらう。

其の中特に記憶すべき事は、去る明治二十五年に縣立修業館に投石事件が起つた際、世間は唯驚愕の餘り爲す所を知らざる程であつたが、此の時に當り我が福岡縣教育會は之れは教育上の由々しき一大事なりと認め、敢然として起ち咄嗚臨時總會を開き、教育の神聖を保たん爲めと何處までも其の是非を明らかにせん爲め、二名の代表委員を選定して上京せしめた。此の二名の委員は文部省と陸軍省に出頭し、兩大臣に面會してその實狀と教育の神聖は寸毫も侵すべからざる所以を開陳した結果、それが後日事實となつて現はれた事項は我が福岡縣教育會即ち本會の意見が實現したと同様であつた爲め、本縣下縣民一同は本會に對し深く敬意を表すると共に本會を一層信認重要視するやうになつたのである。

其の際上京委員に選定された者は本會員渡邊村男氏(當時縣學務課首席屬兼警部)と筆者の兩名であつた。其の後、世の變遷と共に會運の盛衰は時に因つてないでもなかつたが、大體を云へば創立以來終始一貫した一種の主義、即ち會是を保持しつゝ、縣の教育施政を

輔翼し、或は縣下教育の缺陷を調査して之れを矯正改善する等、その功績の決して尠くないことは世の普く認めて居る所である。殊に現今に於て、我が福岡縣教育會の存在を全國より認められ、中央の帝國教育會よりも本會を地方教育會中最も有力な模範的教育會として敬意を拂つて居る事は、我が福岡縣教育會の名譽とする所である。これは全く現會長白坂榮彦氏、副會長津田利夫氏の勢力、徳望と、幹部の役員各位の熱誠なる盡瘁と、歴代の會長始め幹部役員各位の盡力によること、其の多大の功勞を感謝して深く敬意を表する所である。

明治二十年一月森文部大臣が本縣を巡視された際、我が福岡縣教育會と福岡婦人協會が聯合主催となつて同大臣を東公園一方亭に招待した。その席上縣知事始め縣當局者、縣會議員等も多數出席せられたが、森大臣は教育上に於ける抱負を演説せられて縣下教育上に深く好印象を與へられたのであつた。地方教育會に於て文部大臣を招待して意見を聞きたる如きも亦本會がなしたことが嚆矢であつた。

福岡縣教育會の創立と共に思ひ出すのは福岡婦人協會の事である。福岡婦人協會は福岡縣下に於ける有志婦人の設立した婦人會で、教育會と相前後して創立されたが、全國府縣下に於ける婦人會創立の嚆矢であつたと云はれて居ると共に、事實有力の婦人會であつた。其の婦人協會が福岡縣女子師範學校設立の必要急務なる所以を認めた書面を以て、縣會議長に請願建議した事に基き、それが事實となつて福岡縣女子師範學校が九州各縣に先んじて創立開校されるやうになつたのは、此の婦人會の力與つて多きに居ると云ふべきである。

第二章 第一期(創業時代)

自明治二十一年
至同二十九年

第一節 福岡縣教育會の創立

前章に略叙したる如く、本會の創立に先だつ二三年前より福岡縣私立教育會なるものが設立されて居たが、暫時にして萎靡振はざることとなり、自然消滅の姿となつて居たのである。然るに我が邦の教育界では明治十八年三月に伊藤第一次内閣が成立し、同年十二月には官制を改められて彼の有名なる森有禮氏が初代の文部大臣に任ぜられ、翌十九年四月には教育令を廢して新に小學校令、中學校令並に師範學校令が公布せられ、教育界は大に活氣を呈し、また教育者の惰眠を許

さざるものがあるのに鑑みたと見えて、本縣に於ても明治二十一年五月十二日、時の本縣書記官第二部長山崎忠門氏の發起により、各行政郡區より二名乃至五名の委員を會同せしめ、岡新地共進館に於て福岡縣教育會の創立會を開き、本會の規則を議定した。その規則は左の通りである。

福岡縣教育會規則

- 第一條 本會ハ縣下教育ノ氣脈ヲ疏通シ其ノ改良進歩ヲ企圖シ併セテ教育事業ヲ振起スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ福岡縣教育會ト稱シ本部ヲ福岡區ニ置ク
- 第三條 本會ノ目的ニ同意ノ者ハ何人ヲ問ハズ會員タルコトヲ得
- 第四條 德望學識アル人ニシテ本會ニ裨益アリト認ムルモノハ乞ウテ名譽會員トス
- 第五條 本會ヲ分チテ本部會支部會ノ二トス
- 第六條 本部會ハ毎年二回即チ四月十月ニ之ヲ開キ左ノ事ヲ舉行スベシ但シ開會ノ都度各支部會ヨリ三名乃至五名ノ委員ヲ選出スルモノトス
 - 一、本部會ノ庶務會計及ビ成績ノ報告
 - 一、教育ニ關スル演説及ビ討議
 - 一、教育ニ關スル事業
- 第七條 支部會ハ各行政郡區毎ニ之ヲ設ク但シ支部會ニ係ル諸規則ハ各支部ノ定ムル所ニ依ル
- 第八條 本會ハ名譽會員中ノ一人ヲ推シテ總裁トシ本部ノ統攝ヲ乞フモノトス
- 第九條 本部會ニ職員ヲ置ク左ノ如シ
 - 一、會長 一人 本會一切ノ事ヲ總理ス
 - 一、副會長 一人 會長ヲ助ケ會長事故アルトキハ其ノ代理ヲナス
 - 一、評議員五人 會長ノ諮詢ニ對シ本會ノ利害得失ニ關スル事件ヲ評議ス
 - 一、幹事 三人 事務ヲ分掌ス
 - 一、書記 三人 庶務ニ從事ス
 - 第十條 本部會ノ會長副會長評議員ハ廣ク會員中ヨリ公選シ其ノ任期ヲ二ケ年トス但シ改選ノトキ前任ノモノヲ重選スルコトヲ得
 - 第十一條 本部會ノ幹事書記ハ會長之ヲ特選シ内書記一名ハ有給トス
 - 第十二條 本部會々費ハ各支部會一ケ年金拾貳圓宛チ四月十月兩度本部會ニ納メ入ル、モノトス
 - 第十三條 支部會ニ於テ其ノ會員中増減アルトキハ毎月末之ヲ本部會ニ報告スベシ
 - 第十四條 支部會ニ於テ舉行シタル要件ハ其ノ都度之ヲ本部會ニ報告スベシ
 - 第十五條 會員中本會ノ規則ニ違背シ或ハ本會ノ名譽ヲ汚ス行

ル所ニ依ル 第十八條 此ノ規則ハ支部會三部以上ノ建議ニ依リ本部會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スルヲ得ズ

爲アルモノハ退會セシムルコトアルベシ 第十六條 本部會ニ於テハ一ケ年二回本會一切ニカ、ル要項其ノ他臨時必要ノ件ヲ編纂シテ配布スベシ 第十七條 此ノ規則ヲ執行スル爲メニ要スル細則ハ會長ノ定ム 翌十三日に至り本會規則第九條に依り、假役員を選舉した結果は左の通りである。但し評議員は次會に選舉することに決した。

假會長 山崎 忠門 (書記官) 假副會長 八重野 範三郎 (師範學校長) 越えて五月十六日本會規則認可願を知事に提出し、同月二十一日認可を得た。次いで六月十六日には山崎假會長より左の諸氏を假幹事、假書記に選任された。

假幹事 大久保 高明 (師範教諭) 古賀 貫一 (福岡高小校長) 渡邊 村男 (縣學務屬) 假書記 宗利 哲軌 (小學教員) 柴田 文城 (師範訓導) 又七月九日には本會事務所を福岡尋常師範學校内に設置し、爾後毎週水曜日を以て假役員會を開き會務を處辨することにした。

此くの如くして成立した我が福岡縣教育會の創業時代は、恰も官僚的教育會の觀があるけれども、爾來六ケ年間に亘り本縣書記官在任中を通じて會長の重職に當り、指導提撕された山崎忠門氏の熱意と効績とは、本會の産みの親として永く忘るべからざるところで、氏は實に本會の恩人と云はなければならぬ。

第二節 創立會參加の委員諸氏

前節記載の本會創立會に各郡區より代表として出席された委員の氏名を擧ぐれば左の通りである。但しその氏名は當日着席の順による。

- 創立會出席委員氏名
- 富川 卓爾 (糟屋) (郡書記) 立澤 久雄 (三池)
- 百束 恒心 (田川)

宇佐元緒(福岡)
岡村雪三郎(福岡)(學務屬)
坂口源太郎(生葉竹野)
川原駒次郎(京都仲津)
古賀貫一(福岡)
大神輔義(那珂御笠席)
山本需(上座下座夜須)
山手格平(那珂御笠席)
坂倉謹次郎(怡志摩早良)
堀東太(生葉竹野)
三隅茂夫(上座下座夜須)
大森達(糟屋)
熊田顯藏(怡志摩早良)
成富金太郎(鞍手)
井上近藏(宗像)
新直塞(山門)
風斗實(山門)(縣會議員)
西村謹二(三潞)
大西半之助(上座下座夜須)
土師福藏(三潞)

田邊光次郎(三潞)
中村保三(宗像)
松浦實太郎(京都仲津)
細江新之助(生葉竹野)
佐竹與(田川)
宇高左七郎(御井御原山本)
福井惠三郎(三池)
加來晋作(築城上毛)
大河内於菟松(御井御原山本)
中垣安太郎(福岡)
湖田幾之助(企救)
竹末俊一郎(粕屋)
後藤寬堯(嘉麻穂波)
池田熊藏(上妻下妻)
細見保(田川)
島田寅次郎(怡志摩早良)
佐藤實(遠賀)
青木岩次郎(上妻下妻)
古市小金太(京都仲津)
川崎浩之(那珂御笠席)

佐々川庸(怡志摩早良郡書記)
松尾精一(遠賀)
茨木琢磨(糟屋)
山布惟義(山門)(縣會議員)
兒玉浩(生葉竹野)
高倉三吾(鞍手)
廣田紆郎(嘉麻穂波)
古賀卓(山門)(郡書記)
平田繁次郎(企救)
村田廣吉(鞍手)
大久保高明(福岡)(師範教諭)
阿部佐太郎(糟屋)
川端久五郎(遠賀)
岸原一郎(那珂御笠席)
小野卯十郎(三池)
川口竹松(怡志摩早良)
松本俊之助(那珂御笠席)
潮田佐太郎(企救)
筒井保(築城上毛)

を築き上げられた功勞者と信するにより、特にその氏名を列挙して敬意を表することとした。

第三節 各支會の成立

本會創立後より秋季本部總集會に至る間に、各支部會の成立設置されたものは左表の通りである。

支會名	支會設置 通知年月日	全上規則 通知年月日	會員名簿通知 年月日並人員	支會會長及副會長氏名	支會會幹事 評議員書記人員	支會會會場
怡志摩早良	明治二十一年 六月二十五日	全上	二百壹名上	樋口鏡(郡會議員) 坂倉謹次郎(縣會議員)	評議員 二十名 書記 三名	志摩郡今宿驛
上座下座夜須	六月二十五日	全上	六十五名上	權藤貫一(郡書記) 濱地禎造(郡書記)	評議員 五名 書記 二名	夜須郡甘木驛
宗像	六月二十九日	全上	六十五名上	井上近藏(小學校長)	評議員 二名 書記 二名	宗像郡高等小學校内
糟屋	七月三日	全上	全二十二年 十月二十九日 八十二名	小野隆助(小學校長) 大森達(小學校長)	評議員 四名 書記 二名	糟屋郡高等小學校内
嘉麻穂波	七月四日	全上	百八十七名上	久野寂也(郡書記) 谷甚兵衛(郡書記)	評議員 三名 書記 二名	嘉麻穂波郡高等小學校内
田川	七月七日	全上	全	中村彦次(郡小學校長) 川口深造(郡小學校長)	評議員 二名 書記 二名	田川郡高等小學校内
上妻下妻	七月十四日	全上	全 七月十四日 八月十四日 百八十二名	阿川光裕(郡小學校長) 熊田顯藏(郡小學校長)	評議員 七名 書記 二名	上妻郡高等小學校内
三潞	八月二日	全上	百一十一名上	郡保宗(郡長)	評議員 四名 書記 二名	三潞郡高等小學校内
那珂御笠	八月六日	全上	全 八月二十九日 十月二十九日 百一十九名	郡保宗(郡長)	評議員 五名 書記 二名	那珂御笠郡雜餉限驛

福岡	八月二十日	全	上	百四十九名上	山中 立木 (區長)	評議員 七名	福岡高等小學校内
企救	八月二十五日	全	上	七十二名上	津田 維寧 (郡小學校長) 杉山 貞 (小學校長)	評議員 三名	企救郡小學校内
京都仲津	九月三日	全	上	百七名上	入江 淡 (中學校長) 古市 小太 (中學教諭)	幹事 五名	仲津高等小學校内
三池	九月十一日	全	上	九十七名上	松岡 進士 (縣會議員) 永江 純一 (縣會議員)	地方幹事 三名 評議員 二名	三池郡三池町役所内
御井御本	九月二十五日	全	上	七十三名上	岩佐專太郎 (郡長)	地方幹事 四名 評議員 一名	御井郡 久留米驛
鞍手	十月十日	全	上	百五十五名上		常務幹事 十五名 地方幹事 四名	鞍手郡 直方高等小學校内
遠賀	十月二十三日	全	上	百五十九名上		評議員 三名	遠賀郡 蘆屋高等小學校内

(備考) 一、各支部會設置年月日ハ山崎假會長ヨリ本會へ移牒ノ日ヲ以テ記載シタノテ、各支部會ノ創立日トハ自ラ異ツテ居ル。

一、會員名簿ヲ通知セナイテ單ニ會員ノ數ノミ通知セラレタ處ガアル。又本會規則第十三條ニヨリ設立後會員ノ増減ヲ報告セラレタ處モアル。ソレヲ右會員ノ數ハ十月末日ノ現數ヲ以テ記シタ。

一、支部會長及ビ副會長ハ相當ノ報告ガナイモノハ記サナイテ空欄トシタ。

前表の如く支部會の設立されたものがすべて十六で、縣下十九郡區の内未だその成立を見ざる生葉竹野郡、山門郡及び築城上毛郡の三地方を残して居る。而して三池郡は支部會の成立を報告して第一回の總集會には出席してゐるけれども、次回よりは不参加となつて居る。

當時國會開設の準備時代で、明治二十二年二月十一日には帝國憲法が發布せらるゝなど自由民權論の盛な時であるのに、本會創立の過程が官僚的色彩を帯び、會長には書記官、支部會長には概ね各郡區長を推し、學務關係の官吏が主要の地位を占める如き有様であつたので、勢その間に意志の疎通を缺き、二三郡部の参加を拒んだのも已むを得ないものがあつたやうに思はれる。猶他の事情としては鎮西探題の意味を以て、中央政府より特に本縣知事に任命派遣された安場保和氏の民黨抑壓の縣治方針に對し、反抗的氣分を有せる地方有志者の意見に影響されたことも主なる理由であつたと思はれる。然し教育會幹部の熱心と誠意とが自然に兩者の融和を來たし、

明治二十二年三月には生葉竹野郡

同 二十三年十月には山門郡、
同 二十五年五月には三池郡

が加入することとなり、此に始めて全縣下一致して完全なる縣教育會となつたのは喜ぶべきことで、當時の幹部諸氏に感謝せなければならぬ。

第四節 本期中の歴代役員

明治二十一年十月三十一日本會第一回本部總集會を開いて選舉した。後二年毎に改選の結果當選して本會の爲めに盡力された歴代の役員諸氏を表示すれば左の通りである。

總裁	安場 (保和 知事)	安場 (保和 知事)	山田 (爲暄 知事)	岩崎 (小二郎 知事)	岩村 (高俊 知事)	岩村 高俊
改選期	明治二十一年十月	同 二十三年十月	同 二十五年十月	同 二十七年十月	同 二十九年十月	
會長	山崎 (忠門 書記官)	山崎 (忠門 全上)	山崎 (忠門 全上)	緒方 (道平 全上)	緒方 (道平 全上)	
副會長	八重野 (範三郎 師範校長)	山中 (福岡市長)	八重野 (範三郎 邦彦 理事官)	山田 (邦彦 全上)	小泉 (又一 師範校長)	

評議員	川俣 甲子太郎 (學務屬)	川俣 甲子太郎 (全上)	川俣 甲子太郎 (全上)	川俣 甲子太郎 (全上)
	大久保 高明 (師範教諭)	大久保 高明 (全上)	大久保 高明 (全上)	大久保 高明 (全上)
	古賀 貫一 (福岡高小校長)			
	坂本 龍 (師範教諭)	坂本 龍 (全上)	坂本 龍 (全上)	
	渡邊 村男 (學務屬)	渡邊 村男 (全上)		
	神崎 直三 (修猷館教諭)			
	古賀氏補選			
	中垣 安太郎 (福岡高小長)	中垣 安太郎 (全上)	中垣 安太郎 (全上)	中垣 安太郎 (全上)
	宮島 善文 (師範教諭)	宮島 善文 (全上)	宮島 善文 (全上)	
	小泉 又一 (師範教諭)	小泉 又一 (全上)	小泉 又一 (師範校長)	
	山中 立木 (福岡市長)			
	萩原 此吉 (師範教諭)			
	細見 保 (久留米高小長)	細見 保 (全上)		
	杉山 高小長 (小倉高小長)			
	限本 有尙 (修猷館長)			
	限本 有尙 (全上)			
	限本 有尙 (全上)			

竹内 熊次 (三、一〇辭)
竹島 慶四郎 (參事官)
(三一、一〇補選)

(備考) 本期中ニ於ケル幹事並ニ書記ノ氏名ハ記録ノ微スベキモノヲ發見セナイノヲ遺憾ナガラ之ヲ省ク

第五節 本期中の本部總集會

(一) 會期と開催狀況

本期中に開催された本部總集會を表示すれば左の通りである。

回数	開會年月日	期間	會場	出席員	第八	全	二五年一月十九日	四	全前	七八
第一	明治二十一年一月三十一日	三	東中洲共進館	五六	第九	全	二五年一月二〇日	一	全前(臨時會)	不明
第二	二十二年三月一日	五	全前	五七	第十	全	二六年四月二四日	三	全前	七二
第三	二十二年一月九日	五	全前	五四	第十一	全	二六年一月二三日	二	全前	七一
第四	二十三年一月二四日	五	全前	六八	第十二	全	二七年四月二七日	三	全前	七四
第五	二十三年四月一日	四	天神町 縣會議事堂	七三	第十三	全	二七年一月二四日	三	全前	六八
第六	二十四年一月二〇日	四	全前	七五	第十四	全	二八年一月四日	三	全前	五三
第七	二五年五月五日	三	全前	七六	第十五	全	二九年一月二六日	三	全前	六〇

當時の年中行事は毎年二回の本部總集會が其の主なるものであつたやうである。此の頃は西洋文明の輸入に急なるが爲め教育演說會が附帶的に開催せられ、又自由民權論國會開設等の影響を受けて討論が盛であつた。而して毎會の開期中に會員の懇親會が催されたことも常例であつた。今本部總集會開催狀況の一般を示す爲め、第三回本部總集會の舉行事項を掲げることとする。

第一日
午前十時開會
一、會長開會ノ辭
一、議事
午後三時閉會

第三日
午後六時ヨリ教育演說開催
午前九時開會
一、議事
午後三時三十分閉會

第二日
午前九時開會
一、會務報告
一、議事
午後三時十分閉會

第四日
午前九時開會
一、議事
正午十二時閉會
午後一時ヨリ本會總裁以下會員一同福岡

第五日
午前九時開會
一、議事
正午十二時閉會
以上

福岡市(區)
氏名 年 次

川俣甲子太郎 21
小 藤 陳 21
中垣安太郎 21
坂 本 龍 21
小野直路 21
字 佐元緒 22

岡村雪三郎 22
松尾廣太郎 22
大久保高明 22
渡邊村男 22
入江龜造 22
篠原敏樹 22
增田茂生 24
山田庸夫 25

小泉又一 26
米山久彌 27
郡 保 宗 28
梅野駿二 29
字高左七郎 25
水野光衛 25
中 富 豐 25
高原法房 25
古賀定吉 25
三谷有信 29
阿部佐吉 21
大 森 達 21
茨木琢磨 21
飯尾厚三郎 21
深澤伊勢吉 22
細 見 保 22
天野門兵衛 23
眞藤繁雄 23
竹末俊一郎 24
坂口源太郎 24
安河内孝介 25
堀川常吉 26

荻野政太郎 26
下坂正雄 26
眞 武 眞 21
井上近藏 21
中村保三 21
野口美造 22
山路忠夫 22
小 樋 可 生 23
中津班田 23
安部正威 24
細 見 保 24
大 森 達 25
佐 藤 實 21
川端久五郎 21
木村民植 21
大 西 武 22
高橋九一 22
津田長三郎 22
佐々川 庸 23
中尾忠次郎 23
山田有成 24
篠原鹿太郎 24

有田次三郎	重松禮吉	岸田三郎	櫻井甚太郎	大和光彦	吉武浪吉	古川勝隆	市川太郎吉	垂井辰次郎	松本俊之助	山手格平	梅野義郎	葛野八十郎	大神輔義	川崎浩之	中田新次郎	明石勸	横田直樹	大西牛之助	平位豐太郎	高橋正志	西垣正順		
21																							

柴田文城	下坂正雄	豐島一尚	川口尚義	池田早一	大賀芳造	成瀬利貞	松隈利介	奥山茂人	下坂正雄	野間雅人	德田信矣	森田正路	鷹取秀一	甫守謹吾	岡村雪三郎	明石勸	川口尚義	鎌田三郎	狩野滋三郎	佐々川庸	上野寅次郎	坂倉謹次郎	

吉田乙吉	高倉三吾	真垣敬愛	片山鎮	新直塞	宮野百六	天野門兵衛	村尾懋太郎	古賀安志	笠問廣	武谷等	魚住正次郎	帆足勝彦	村田義廣	安河内武十郎	丹野敬治	中村直賴	栗田邦太郎	稻垣棟太郎	中野蘭平	村田廣吉	林次景	村田吉景	

梅野駿二	遠山茂夫	田島吉	吉武浪吉	山本需	奥山茂	原田茂穂	吉田彌太郎	梅澤潜二	林田新三郎	淵上幾次郎	松尾龜次郎	香椎駿太郎	赤間寛	田中潔	賀田貞一	久野寂也	野見山富雄	廣田籽郎	帆足勝彦	後藤寛堯	牛島專助	嘉藤波郡(嘉穂)	

古賀貫一	28
永江浪雄	29
杉山企救	21
潮田佐太郎	21
倉田庸太郎	22
田中虎彦	29
杉山儀三郎	22
大森小平次	22
潮田幾之助	22
青柳四郎	23
永井敬久	24
佐野文治	25
梅野駿二	25
天野開作	27
木村章治	27
杉本國太郎	28
池尻滄平	29
百東昭彦	21
下坂正雄	21
細見保	21
林芳太郎	22
百東恒心	22

井上寛	22
古賀貫一	22
安武磯彦	24
狩野滋三郎	24
安藤重信	25
松井清彬	25
宮永七郎	26
佐竹與	26
小野純一郎	26
安藤重信	28
京都仲津郡(京都)	29
加來三太郎	21
山添尙江	21
安東辰二郎	21
河原駒二郎	22
藤本守之進	22
吉田九一	22
布施源太郎	23
矢野植次郎	24
山田圓治	24
秋満有常	24
荻野政太郎	24
河原務	24
野口虎二	25

熊谷宗臣	26
牛島正九郎	26
横田直樹	27
横見達郎	27
今井文壽	27
安井正格	27
藥城上毛郡(藥上)	29
柴田文城	24
森友榮司	24
磯崎荒太郎	24
林嘉久馬	24
田中彦次郎	24

村上福次郎	24
横川嘉一郎	24
鍋木貞木	25
二木與一郎	25
渡邊秀夫	25
原田宗太郎	26
村上駿助	27
後藤募	28
清水克雄	28
西村卯太郎	29

(三) 各年度の議題

本部總集會に於ける議題等は時代の趨勢及び思潮の傾向を知るに足るものがあるから、第一期中に於て討議研究された主なる議題を列挙することとする。但し繁を避けてその主要なものだけに止めておく。これらの議題を通覽して、學制に關する問題が斷然多數を占めてゐるのは注目し得る點で、當時代教育界の傾向を察知すべく、又討論題を掲げて議論を關はした如きも、時代を反映せるものと云はなければならぬ。

(一) 諮問事項

明治二十一年

一、學年度ヲ會計年度ト伴ハシムルノ可否。(知事ヨリ)

(可決)

一、聯進教授法ノ討議。(文部大臣ヨリ)

全 二十二年

官ヨリ

一、鉛筆書ニ換フルニ毛筆書ヲ以テスルノ可否。(川上視學
聯進教授法トハ餘リ世上ニ周知サレテキナイ名目デアアルガ、森
文部大臣ノ某所ニ於テ演說セラレタ要旨ヲ摘録スレバ左ノ如キ
モノデア、大體如何ナル意味ノモノデアアルカヲ察知スルコトガ出
來ル。

(前略) 一校一教師ノ教授法ハ生徒ノ數三十以内ナレバ一個ノ心腦善ク諸學科ヲ聯想シ、交々進メ以テ生徒ヲシテ不要ノ苦ト時トヲ免レシムルヲ得ルコト容易ナルベシト雖モ、生徒ノ數増スニ從ツテ其ノ難キヲ加フルヤ辯セズシテ明ナリ。一校數教師ノ教授法ハ之ニ異リ、數個ノ心腦ヲシテ共同一致セシムルニ非ザレバ充分ノ效ヲ見ルヲ得ズ。唯々生徒ヲシテ種々ノ不利ヲ受ケシムルノミ、又學科ヲ數個ニ分チ、一教師一學科ヲ擔當シテ他ノ教師ノ如何ヲ顧ミズ、或ハ擔當ノ學科時間ノミ勤ムレバ事足レリト心得ル如キ者ハ、要スルニ其ノ主トスベキ教育ニ眼ヲ著ケズ、單ニ其ノ擔當學科ヲ事トスルモノニシテ、斯クノ如キ教師ハ其ノ教方ノ精粗ヲ問ハズ、概シテ教育ノ道ヲ辨ヘザル者ト見テ可ナルベシ。而シテ斯ノ如キ教授法ノ行ハル、所ノ學校ハ概シテ不完全ナリト豫定シ得ベシ。一校一教師ノ教授法ト一校數教師ノ教授法トノ異同凡ソ上述ノ如シト雖モ、其ノ目的タル教育ノ要ヲ得ルニハ其ノ道一ニ由ラザルヲ得ズ。一個ノ心腦ト數個ノ心腦トヲ以テスルノ別ニ拘ラズ、其ノ教授ヲシテ諸學科ノ聯進ヲ期スルニ足ルベキ諸能力ノ共同一致ヲ得セシムルノ道ニ由ルアルノミ。諸學科ノ聯進トハ例ヘバ地理科ヲ教フルニハ初メ之ヲ一科トシテ教ヘザルモ、歴史科、讀書科、算術科共ニ教科書中ノ地名等ヲ地圖ニテ示シ、歴史中ニ於テ記憶スベキ地理地名、讀書中ニ於テ有名ナル人物等ノ人物、地名、算術中ニ於テ殖産、製造、商路、津港等有要ノ地名、地誌ヲ一個ノ心腦ニテモ數個ノ心腦ニテモ三科聯進ヲ期シ、一科ノ教ハ以テ同時ニ他ノ二科ノ教ヲ助ケ進ムル方法タルベキ者ト爲スガ如シ。

是レ即チ教育ノ目的ヲ達スルノ方法ハ數條歸一ノ規則リ、一ハ以テ生徒ヲシテ不要ノ苦ト時トヲ免レシメ、一ハ以テ學校經濟ノ整理ヲシテ其ノ要ヲ得セシムルニ在リ。

(二) 本部會提出議題

明治二十二年

- 一、土地ノ情況ニヨリ尋常小學校ニ溫習科ヲ加ヘラレンコトヲ縣知事ニ建議ノ件。 (可決)
- 一、小學校令改正ノ件ハ文部省ヨリ地方教育會ニ諮詢セラレシコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件。 (可決)

同 二十三年

- 一、教員互助會法案。 (廢棄)

同 二十五年

- 一、女子補習科設置ノ件。

(三) 各支部會提出議題

明治二十二年

- 一、修身科ノ試験ヲ廢スルコトヲ縣知事ニ建議ノ件。 (可決)
- 一、福岡、久留米、柳河、小倉ヲ除クノ外高等小學校ノ女生徒ニ英語科ノ教授ヲ廢スルノ可否ヲ討論アリタキコト。 (可決)

同 二十六年

- 一、小學校教員講習所開設ノ件。 (可決)

同 二十七年

- 一、尋常中學校ノ學年ヲ小學校ニ併ハシムルコトヲ建議ノ件。 (可決)

同 二十八年

- 一、高等小學校ノ英語科全廢ノ件。 (可決)

同 二十三年

- 一、九州各縣聯合教育會開設ノ件。 (可決)

- 一、裁縫教員講習會ヲ本縣尋常師範學校ニ開設セラレンコトヲ縣知事ニ建議スル件。 (可決)

- 一、本縣尋常師範學校附設小學校教員講習所生徒ノ募集方ヲ改メ、從來教育上經歷アル者ヲ入所セシメン爲メ、總テ各郡市長ノ選舉ト定ムル様縣知事ニ建議ノ件。 (可決)

- 一、小學生徒操行品評法。 (否決)

同 二十四年

- 一、本縣小學校ニ採用スル教科書類ハ一種ニ限り選定スルコトヲ縣知事ニ建議スル件。 (否決)

- 一、小學校教員服制標準ノ件。 (標準設定可決)

同 二十五年

- 一、高等小學校卒業以上ノ女子修學ノ途ヲ開クノ方法ニハ委員ヲ設ケテ調査セシムルノ議。 (否決)

- 一、小學生徒ヲシテ平常ハ無論儀式等ノ節ニモ可成絹布等奢修ノ衣服ヲ着用セシメザル議。 (可決)

- 一、男女學級ヲ分ツ場合ニ於テハ左ノ學科ハ教科書ヲ別ニセラレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ議。 (可決)

修身、讀書、習字

- 一、授業料額改正ノ議。 (可決)

- 但シ三ヶ年四ヶ年尋常小學校ハ貳錢以上拾五錢以下トス。 (可決)

一、福岡縣内歴史材料取調ノ件。 (否決)

- 一、各支部會内ニ於テ御聖影類ノモノニ對シ不敬ト認ムルトキハ忠告ヲ怠ラザルコトヲ會員ノ責任トスルコト。 (可決)
- 同 二十六年
- 一、道德教育ノ旨趣ヲ貫徹セシムル方法ニツキ、教育者ノ注意スベキ要項ノ取調委員ヲ設クルノ議。 (否決)
- 一、福岡農學校設立ノ件。 (否決)
- 一、小學校教則第四章試験規則中ニ左ノ一條ヲ加ヘラレンコトヲ縣知事ニ建議スルコト。 (否決)
- 生徒ノ年齢其ノ學年相當以上ニシテ人物、學力共ニ拔群ナルモノハ特別試験ニヨリ進級セシムルコトヲ得。 (否決)
- 一、修身教科書ヲ縣下一定ニシ、其ノ製本ハ可成的優美高尚ナルモノトナスノ議。 (可決)
- 一、福岡縣教育史編纂ノ件。 (否決)
- 同 二十七年
- 一、勅語衍義ノ依從スベキモノヲ本部會ニ於テ選定シ本縣各小學校一定スルコト。 (否決)
- 一、本縣教育會費補助ノ件ヲ其筋ヘ建議スルノ議。 (撤回)
- 一、小學校教科用圖書審査會ヲ速ニ開設アラントコトヲ縣知事ニ建議スルノ議。 (否決)
- 一、本縣小學校教員服制ノ標準ヲ一定セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ議。 (可決)
- 一、本會員ニシテ豫備、後備ノ召集ニ應ジタルモノヲ本部會ヨリ除クノ議。 (可決)

- リ慰問スルノ件。 (可決)
- 一、出征軍人ノ子弟ニシテ小學校兒童タルモノノ優遇ヲ定メ本會員ハ可成之ヲ獎勵スルコト。 (可決)
- 一、本會員ニシテ召集ニ應ジ從軍シタル者戰死或ハ負傷スルモノアルトキハ、本部會ヨリ若干ノ金員ヲ遺族又ハ本人ニ附與スベキノ議。 (可決)

同 二十八年

- 一、高等小學校卒業後ニ係ル本縣女子教育ノ道ヲ開カレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ件。 (可決)
- 一、戰後教育ノ勢力ヲシテ一層尙武勳儉ノ風ヲ養成スル方針ヲ定ムル爲メ、委員ヲ設ケテ調査セシムル件。 (可決)
- 一、征清記念物ヲ小學校ニ配與サレンコトヲ請フノ議。 (可決)

(四) 建議

明治二十五年

- 一、山門郡教育會ノ景況ヲシテ果シテ新聞紙等ニ報告スル如クナラシムルトキハ、縣下教育者ノ義務トシテ之ヲ救済スルコト。 (否決)
- 因ニ本議題ノ意味ヲ諒解スルニハ左ノ事件ヲ概説セナケレバナラヌ。明治二十五年ノ衆議院議員選舉ノ際ニハ本縣ハ特ニ選舉干渉猛烈ヲ極メ、官憲ノ高壓的脅威ニヨリ恰モ無政府状態ノ修羅場ト化シ、百方民黨撲滅ノ策ヲ盡シタノテ教育者モ亦憤然蹶起、山門郡内ノ教員中ヨリ數十名ノ教員

一時ニ連袂辭職ヲナシタコトガアル。是レ蓋シ教育界未曾有ノ事件デ、本議題モ多分コノ事ヲ指シタモノト思ハレル。

- 同 二十六年
- 一、小學教育費ニ國庫ノ補助ヲ仰グ爲メ、國立教育期成同盟會ト相提携スルノ議。 (否決)

同 二十七年

- 一、本縣教育上功勞アル死亡者ニハ、本會役員ニ於テ銜シテ金五圓以内ノ祭料ヲ贈與セント欲ス。 (廢案)

同 二十八年

- 一、本部會ニ於テ第六師團所屬聯隊旗ノ歴史ヲ取調ベ、各支部會ニ報告セラル、ヤウ依頼スルコト。 (可決)

同 二十九年

- 一、管内各小學校ニ學校醫ヲ設置ノ制ヲ設ケラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。 (可決)

(五) 討論題

明治二十二年

- 一、土地ノ情況ニヨリ授業料ニ等差ヲ附スルノ可否。 (可論)
- 同 二十三年
- 一、小學校生徒ニ修身用書ヲ携ヘシムルノ可否。 (可論)
- 同 二十四年
- 一、男女就學ノ年齢ヲ異ニスル可否。 (否論)

第六節 發會式舉行

明治二十四年十月第六回本部總會に於て次の如き建議が提出せられた。

縣下ノ各郡市中未ダ本會ニ加入セザルハ獨三池郡ノミナリ。今日縣下ノ輿論ヲ採用スルニハ同郡ヲシテ加入セシメザレバ圓滿ナラザルヲ以テ、本會ヨリ同郡ニ向ツテ速ニ加入センコトヲ誘導セントス。若シ加入シ得ザル理由アラバ其ノ理由ヲ開キ、互ニ讓ルベキコトハ之ヲ讓リ、以テ加入スルコトニ致シタシ。其ノ手續ハ本部會ニ於テ盡サレンコトヲ望ム。

この建議には同意者があつたので會長は之を起立に問うたが、賛成者多數を以て可決したので、本部は直に勧誘の手續を講じ、三池郡も亦明治二十五年五月より加入を申込んだので、愈々全縣下一致と云ふことになり、同年五月五日の第七回本部總會に於て發會式開催の建議案が提出せられた。

發會式開催ノ議

説明 是迄本縣教育會タルヤ福岡縣ノ三字ヲ冠セシモ、未ダ加入セザル向アツテ一致圓滿ナラザリシガ、今回三池郡ノ加入ヲ得テ始メテ縣下一致完全ナル教育會トナリタレバ、此ノ際基礎ヲ鞏固ニシ充分ノ運動ヲナサント欲ス。依テ爰ニ發會式ヲ開カレンコトヲ建議ス。

右は大多數を以て可決した。猶費用に就いては

一支部會ハ金五圓以上ヲ出スモノトシ一人ニテ五拾錢以上寄附ノ者ハ案内スル爲メ、本部ニ其ノ人名ヲ通知スルモノトス。且ツ本部ハ此ノ意味ヲ一應各支部會長ニ照會スルコト。

と云ふことになり、同年十月十九日第八回本部總會開催の劈頭に、發會式舉行に關する準備事項を協議し、其の會期中の最終日二十二日に於て愈々發會式を舉行した。然るに前總裁安場保和氏は同年七月二十日付を以て福岡縣知事(明治十九年七月十九日官制改革により縣令は縣知事と改められた)の職を去られたから、後任知事山田爲暄氏を總裁に推戴し、其の他の役員も改選期に當れるにより第一日に於て改選したので、發會式は新舊役員混交してこれを舉行することとし、來賓には新舊總裁、縣會正副議長、同常置委員、福岡日々新聞、福陵新報、門司新報の各新聞社長、主筆及び教育功勞者を招待し盛大に舉行した。當日期讀された會長の祝詞、會員總代の謝辭並に祝詞は左の通りである。

會長山崎忠門氏ノ祝詞

夫レ教育會ノ機能一ニシテ足ラズト雖モ、之ヲ概括スレバ内ニ向ツテ活動スルモノト、外ニ向ツテ活動スルモノト此ノ二者ヲ出アズ。教授術ノ練磨、管理法ノ研究ハ是レ内ニ向ツテ活動スルモノナリ。各地ノ氣脈ヲ通ジ教育ノ進歩ヲ圖ルハ是レ外ニ向ツテ活動スルモノナリ。教育會ニシテ活動自在、果シテ其ノ方ヲ憲ラズンバ蓋シ教育ヲ裨益スル幾多シヤ。願フニ本會ハ明治二十有一年ニ創始シ、忠門會員諸君ノ推薦スル所トナリ芝シキナ會長ニ承ク、爾來表裏ナ更フル五タビ其ノ間多少ノ扞格ナキニシモアラズト雖モ、幸ニ會員諸君ノ奮勵ニ賴リ、縣下教育會ノ統一漸ク成リ、茲ニ吉辰ヲトシ開會ノ典ヲ舉行スルヲ得、貴賓嘉客ノ來臨ヲ辱ウセリ、是レ獨リ忠門等ノ光榮ノミナラズ縣下教育ノ爲メ一段ノ光彩ヲ發揮セリ。今ヤ本會ノ機能始メテ成ル、自今益々勵精努力以テ其ノ活動ヲ逞ウシ、本會創立ノ本領ニ負カサランコトヲ庶幾フ。聊カ無辭ヲ述ベテ祝詞トス

會員代表細見保氏ノ謝辭

福岡縣教育會員總代細見保謹シテ會長山崎君貴下ニ白ス。回顧スレバ本會創立ノ際ニ當リテヤ異論百出、前途頗ル困難ノ狀アリシモ、今ヤ全縣一致會勢大ニ張リ、茲ニ本日ヲ以テ發會ノ盛式ヲ舉グルニ至レリ。是レ氣運ノ然ラシムル所ト雖モ畢竟會長貴下ノ統御其ノ宜シキナ得ルニ職由セズンバアラズ。依テ茲ニ本會ノ議決ヲ以テ深ク貴下ノ本會ニ對スル功勞ヲ感謝ス。貴下幸ニ之ヲ諒セヨ。

會員總代杉山貞氏ノ祝詞

教育ハ國家ノ人才ヲ養成スルノ基、之ガ盛衰ヲ見テ以テ其ノ國ノ隆盛ヲトスルニ足ル。是レ教育ノ忽ニスベカラザル所以ナリ。抑々我ガ福岡縣ハ明治二十一年各郡區ノ教育會相聯合シテ本會ヲ組織セルニ、當時全縣下ノ聯合ト稱シ難キモノアリタルハ、蓋シ其ノ機未ダ熱セザルモノアリテ然ラン。爾來會長ノ統率宜シキヲ得ルト、役員諸氏ノ勉勵ニヨリ會務頗ル進歩シ、本年ニ至リ遂ニ管下ノ郡市悉ク聯合シテ一堂上ニ相會シ、教育事業ヲ討論講究スルニ至ル。國家教育ノ爲メ誰カ之ヲ賀セザラン。是ニ於テ吉辰ヲ選ビ發會式ヲ舉行シ、總裁ノ臨場ト諸賓ノ贊來ヲ辱ウス。會員ノ面目何ヲ以テ加ヘン。聊カ無辭ヲ陳ベテ祝焉

第七節 教育演說會

本部會開催毎に附帶して教育演說會を開くを常例として居たが、その概況は左の通りである。

- 第一回 分より東中洲共進館樓上に於て開會、傍聽者三百餘名、演題並に辯士は左の通りである。
- 一、明治二十一年十一月二日午後七時三十分

中學教育。 坂本 龍 算術教授法に就て。 黒岩 勝橋
 他より及ばず勢力。 山本 嘉久平 險を越ゆれば復平地。 丹野 敬治
 教育家の自信。 川村 惇 教育の三變遷。 渡邊 治
 女子教育。 大河内於菟松 小學校の道德。 小川 忠武
 英語の必要。 坂倉 謹次郎 小學校員に謀る。 坂倉 謹次郎
 教育の目的。 山添 尙江 森文部大臣の薨去。 川村 惇
 教育家「ジョホノット」氏の死を聞いて感あり。 大久保 高明

第二回 一、明治二十二年十月二十日午後六時より
 共進館樓上に於て開く。傍聽者は會員及び尋常師範學校生徒其他無慮四百餘名に上つた。
 體育の一斑。 木戸 麟
 學校と人民。 小田 堅立

第三回 一、明治二十三年十月二十七日午後六時より
 共進館樓上に於て開いた。
 教育家と酒と煙草。 市守 謹吾
 教育者の注意。 渡邊 村男
 新小學校令に就て。 大久保 高明
 教育事務と事業。 梅野 駿二

第八節 全國教育聯合會へ派遣

教育演說會の開催も亦當時代の一特色であつたが、第四回以後はその開催が中止されて居るやうである。

大日本教育會では世相に鑑み、教育會の責任の重大なるを感じ、同會の發起にて明治二十四年四月二十六日より五日間、神田區一ツ橋外帝國大學講義室に於て第一回全國教育聯合會を開いた。その趣旨とする所は機關雜誌に報告してゐるが、其の一節に

「本會ハ全國道廳府縣教育會トノ氣脈ヲ通ジ知見ヲ交へ、以テ本邦教育ノ普及改良及び上進ヲ圖ル必要ヲ感ジ乃チ全國教育聯合會ヲ東京ニ開クノ議ヲ決シ、云々」とあるのを見てもその一端を窺ふことが出来る。我が福岡縣教育會でもその趣旨に賛成し、第一回より委員を出席せしめることとし、同年四月の第五回本部總集會に於

て全國教育聯合會へ委員を出席せしむる件を可決し、乃ち出席員を選擧した結果左の二氏が當選した。

渡邊 村 男 甫 守 謹 吾

其の翌明治二十五年五月五日の第七回本部總集會に於ても出席員を選擧した結果左の二氏が當選した。

杉 山 貞 小 泉 又 一

第九節 教育會雜誌の發行

明治二十三年十月二十六日第四回本部總集會に於て福岡縣教育會雜誌發兌の件を可決し、審査委員附託となつたが、其の翌二十七日審査案通り可決して、翌二十四年一月より愈々實現することとなつた。然しその雜誌は遺憾ながら今は散逸してこれを見ることを得ない。明治二十六年十月の第十回本部總集會に於ては、福岡縣教育會雜誌を廢するの議といふ支部會提出の議題が議せられ否決となつたが、同二十七年四月の第十一回本部總集會には再び雜誌に關する問題が議せられ、今度は

本會雜誌ハ毎年一回發兌シ、編纂主任者月給拾貳圓以内ノモノ一名ヲ雇入レ、相當ノ人ニ監督ヲ依頼スルコト。但シ雜誌代ハ郵便稅トモ四錢トスルコト。

との振興方案も出たけれども結局從來通り發兌することとなり、同二十七年十月の第十二回本部總集會に於ては又復雜誌に關する問題が出で、

教育會雜誌發刊ヲ一ケ年一回トナスノ議。

といふ議題に就て討議の結果、終に當分休刊して代ふるに報告を以てすることに決したことを議事録には記してある。傳へる所によれば明治二十四年に再發刊した教育會雜誌は二十三號までにて中絶したとの事であるから、毎月連続的に發行されて居なかつたことも推知される。

第十節 講習會の開催

明治二十五年五月の第七回本部總集會に於て、本部提出議題として避暑講習會開催の件が附議せられ、其の方法に若干

の修正を加へた上可決されたが、その項目は左の通りである。

一、學科 教育學、教授術、唱歌

一、期日 明治二十五年八月五日ヨリ同二十四日迄。

一、時間 午前七時ヨリ同十一時迄。

一、場所 福岡縣尋常師範學校。

一、宿舍 會員ニハ師範學校寄宿舎ヲ借受ケ宿泊セシ

當時に於ける講習會の狀況は別に徴すべきものがないけれども、餘り内容の充實したものは無く、その開催も亦稀であつたやうに察せられる。

第十一節 本會の振興案

明治二十六年十月二十三日第十回本部總集會に於て、支部提出題として

本會ノ振興ニ關スル諸般ノ事項ヲ調査スルノ目的ヲ以テ若干名ノ委員ヲ設ケ、本部役員ト協議ノ上其ノ方法ヲ次會ニ提出セシムルノ議。

といふが討議された結果可決となり、翌明治二十七年四月二十七日の第十一回本部總集會に於て左の如き委員の調査案が附議せられた。

本會振興に關する委員會決議事項

一、本會雜誌は毎月一回發兌し、編輯主任者月給拾貳圓以上のもの一名を雇入れ、相當の人に監督を依頼すること。

(本項は第九節に記載した如く、従前通り發兌のことに決す)

二、本部役員は本部代表として會議の數に加はること。但し支部會よりの出席員となることを得ず。

三、總集會は一年一回開會し、各支部會よりの出席員は二名乃至三名とすること。但し必要の事項あるときは會長は評議員の意見を聞き、臨時總集會を開設することあるべし。

(本項決定)

四、會費は一ケ年一支部會より金拾貳圓を納入すること。

(本項は金八圓に修正可決す)

五、各支部會より講師等招聘を本部に依頼するときはこれを紹介すること。但し其の旅費は支部會より實費を支辨すること。

(本項可決)
六、總會は毎年十月に開會すること。(本項可決)

されどこの振興策の成績は左程有効の結果を將來することは出来なかつたやうである。

第十二節 圖書の編纂

(一) 福岡縣地誌

明治二十二年三月第二回總集會に於て本縣地誌教科書編纂ノ件を議決したので、會長より左の諸氏に委員を委嘱した。

渡邊村男 大久保高明 阪本龍 古賀貫一
池田昌久

その後委員の顔觸れに異動もあつたやうであるが、福岡圖書館に保存されて居る實物について調べたところに據れば左の通りである。

小學校 福岡縣地誌 全一冊

福岡縣教育會編纂福岡書籍同盟會合梓、明治二十七年一月三十一日發行で、紙數十八枚、定價金十二錢五厘、明治二十七年八月四日文部省檢定済と記載してある。今其の目次を示せば左の通りである。

第一	名稱位置	第二	面積戶口	第十三	港灣	第十四	岬角
第三	境界	第四	區劃	第十五	嶋嶼	第十六	氣候
第五	地勢	第六	山丘	第十七	地味物産	第十八	交通運輸
第七	山林	第八	原野牧場	第十九	都邑	第二十	神社、佛閣
第九	河渠	第十	池沼	第二十一	名所舊跡	第二十二	沿革
第十一	礦泉	第十二	瀑布				

(二) 篤行奇特者事蹟類纂

明治二十六年四月二十五日第九回本部總集會に於て

縣下各支部會ニ於テ其ノ部内古今ノ顯著ナル篤行奇特者ノ事蹟ヲ調査セシメ本部ニ蒐集スルコトといふ議題を可決し、その調査委員として左記の諸氏を選挙した。

杉山貞 中垣安太郎 兒玉浩 林嘉久馬
廣田軒郎 井上近藏 梯岩次郎

その後各支部より提出した調査事蹟を本部に於て一括編纂してこれを印刷に付し、明治二十九年に至つて「福岡縣篤行奇特者事蹟類纂」と題する三百六十枚の和装大冊子が出来上り、縣下各學校等に配布した。その項目は忠臣孝子、節婦義僕、名君高僧、學者書家、良吏良將、劍客馬術、勤儉勸農、謹直廉潔、友愛慈善等三十餘項に亘り數百人の事蹟を蒐録したもので、誠に有益な教育資料である。

第十三節 教育成績者選定

明治二十四年十月二十日の第六回本部總集會に於て、本部提出題として

一、教育成績者選出ノ可否及ビ其ノ選定方法。と言ふ議題が提出され、選定方法取調委員として會長より左の十名を指名委嘱せられた。

廣田軒郎 甫守謹吾 細見保 杉山貞
佐々川庸 西村謹二 布施源太郎 古賀貫一
渡邊村男 大河内於菟松

而して委員研究の上五回に亘つて投票をした結果は

第一回	第二回
二七 正木昌陽	二三 笠間廣敦
九 入江淡	一二 入江淡
八 梅野多喜藏	一 大久保清十郎
一〇 笠間廣敦	一六 宮本茂任
八 宮本茂任	七 梅野多喜藏

- 第三回
- 二一 入江 淡
- 一三 梅野多喜藏
- 第四回
- 三二 宮本茂任
- 四 恒藤敬吉郎
- 二石井幸吉
- 第五回
- 四二 梅野多喜藏
- 四後 藤 謙
- 一石井幸吉
- 六 恒藤敬吉郎
- 一 江 崎 濟

正木昌陽 笠間廣敦 入江 淡 宮本茂任
梅野多喜藏

の五氏が當選した。

蓋し教育成績者表彰の問題は、明治二十三年九月大日本教育會に於て表彰規程を定め、爾來引續き同會の重要な行事の一つとなつて行はれたのであるから、その當時同會より本會に照會されたので、該當者を推薦すべきか否かについて協議されたものと思はれる。かくて本會に於ては五氏の推薦手續をなし、大日本教育會から教育上成績ありと認められ、銀製會章を贈與し其の成績を表彰せられたのである。これは獨り氏等の光榮であるのみならず、又本縣の名譽と言はねばならぬ。よつて今左にその略歴を叙して、成績を追慕することとする。但し正木、宮本、梅野、三氏の分は表彰された年月を明確にすることを得たけれども、笠間、入江兩氏に就ては、種々探究を重ねたるも終に解答を得るに至らなかつた。因りて、茲には遺憾ながらたゞ推薦の事實のみを叙して、暫く疑を存じ、大方の示教を待つこととする。

正 木 昌 陽 氏

氏ハ文政十年十一月早良郡鳥飼ニ生ル、夙ニ非凡ノ秀才ヲ以テ聞エ、弱冠ニシテ藩學校教官ニ任セラレ、傍ラ家塾ヲ開イテ力チ子弟ノ教育ニ致シタガ、曾テ京都ニテ小中村吾氏ニ就キ皇典及ビ故實ヲ學ンテキタノテ、神職ニ轉ジタケレドモ、居常講學育英ノ事ヲ極メズ、明治十五年不狹學舎ト改稱シテ講筵ヲ開クコト日ニ數回ニ及ンデモ一定ノ授業料ヲ徵セズ、齡古稀ニ達シテモ尙學ヲトシテ忘ラナカツタ。資性濃厚、母ニ事ヘテ純孝、ソノ篤行卓絶人ノ師表トスルニ足ルモノガアリ、刻苦シテ後生ヲ指導スルコト五十年ニ達シ、前

後贊ヲ執ルモノ四千餘人ニ及ンテ、知名ノ士ヲ出スコト渺カラズ。明治二十五年五月十五日大日本教育會ヨリ其ノ成績ヲ表彰セラレ、同三十七年九月ニハ勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ウテ其ノ善行ヲ表彰セラレ、又明治三十五年明治天皇ノ九州ニ行幸シ給フヤ、特ニ謁ヲ賜ハリ、一布衣トシテ無上ノ光榮ニ浴シタ。同三十八年七月病ヲ以テ歿シタガ享年七十九、福岡市大圓寺ニ葬ツタ。

笠 間 廣 敦 氏

氏ハ山門郡、城内村、戸次八郎大夫氏ノ弟トシテ生レ、後同郷笠間惟房氏ノ養子トナル。通稱ハ太仲ト言ヒ、愛山ト號シタ。養父ニ就テ漢籍ヲ學ビ、維新前後藩營傳習館助教トナツタガ、明治五年同志ト謀リ啓蒙社ヲ起シ、初メテ初等教育ヲ施シ、翌六年傳習小學校教員トシテ勤務シ、明治十年以後ハ三池郡ニ移住シテ倉永、上内、白川等ノ各小學校ニ教鞭ヲ執リ、傍ラ漢籍ヲ授ケ、學徒ヲ薰陶シタ。資性濃厚ニシテ、書ヲ講ズルニ諳々トシテ懇切ヲ極メルノデ、ソノ教ヲ受クルモノ皆老先生ト呼ンデ之ヲ崇敬シタ。彼ノ史家碩儒トシテ有名ナル笠間益三氏ハ實ニソノ嗣子テ、益三氏第五高等學校教授ニ榮轉シタ後ハ、氏モ亦熊本ニ轉住シテ明治三十年一月八日病ンテ歿シ、遺骨ハ柳河町聖壽寺ニ葬ツタ。

入 江 淡 氏

氏ハ天保三年三月十日、企救郡、伊川村ニ生ル。諱ハ親周、初メハ宗記ト稱シ。小笠原侯ノ世臣デアアル。年甫メテ十三ニシテ藩費思永館ニ於テ、矢島伊濱氏ニ就テ漢籍ヲ學ビ、刻苦勉勵一藩學生ノ模範トシテ稱揚サレタ。後同館ノ助教トナリ、教頭ニ進ミ、遂ニ藩侯ノ侍講ニ累進シタ。此ノ頃名ヲ淡ト改メ、東山ト號シタ。明治三年藩侯ノ家令トナリ、同七年育徳館學長ヲ命セラレ、尋イテ同館ノ後身タル豊津中學校長ニ任セラレタ。同十一年福岡縣會議員ニ擧ゲラレ、同十四年縣會副議長、常置委員ニ當選スルニ及ンテ、學校長ノ職ヲ辭シテ政界ニ身ヲ投ズルコト、ナツタ、ソノ辭職ニ際シテハ、福岡縣ヨリ多年職務勉勵ノ賞トシテ、白縮緬一疋ヲ授與セラレタガ、同十六年再ビ豊津中學校長ニ任セラレ、教育上勲勞尠カラサルニ付、三等賞トシテ康樂字典並ニ硯箱ヲ文部省ヨリ授與セラレタ。同三十三年從七位ニ叙セラレ、翌三十四年老ヲ以テ職ヲ辭シタ。藩營育徳館廢止後辛苦經營遂ニ能ク縣立中學ニ繼續セシメ、以テ今日ノ隆盛ヲ見ルニ至ツタノハ氏ノ力ニヨルモノ多ク、其ノ門下ヨリハ數多ノ俊才ヲ出シ、豊前育英會モ亦實ニ氏ノ盡力ニテ組織サレタノデアアル。因テ豊前各都市代表者ヨリハ感謝狀並ニ銀盃一組ヲ贈リ、本教育會ヨリモ亦硯箱一個ヲ贈ツテ其ノ勲勞ヲ表彰シタ。資性剛直堅忍ニシテ事ヲ處スルコト敏活、又武道ニ達シ、氣節嚴厲アリ、衆ノ服スル所トナル。明治三十五年三月十九日病ンテ歿シタガ享年七十一。豊津村、二月谷、峰高寺ニ葬ル。氏ノ歿後明治四十五年ニ至リ、門弟相謀リ頌徳記念碑ヲ豊津中學校構内ニ建設シテ、永クソノ高風ヲ景仰スルコトトシタ。

宮本茂任氏
氏ハ文政四年十二月ヲ以テ福岡ニ生ル。井上學圃氏ヲ師トシテ學ビ、明治三年四月藩學校教官ニ任セラレ、元治、慶應ノ頃國家多事ノ時ニ當リ命ヲ奉シテ列藩ニ使シ周旋甚ダ努ムル所ガアツタ。維新後小學校訓導ト爲リ、又師範學校、中學校等ノ教諭ニ任セラレタコトガアリ。或ハ春信義塾、藤雲館等ニ於テ子弟ノ教養ヲ樂ムコト多年ニ亘リ、ソノ効績ハ少クナイ。其ノ間獨リ自ラ子弟ノ教養ニ從事スルバカリテナク、新撰叢書、修身初訓、漢文讀本等各種ノ教科書ヲ編纂シテ、小學教育上ニ及ボシタ所ノ効績ハ實ニ尠少ナラザルモガアル。氏ハ詩歌ヲ善クシ文章ニ巧ミテアツタカラ、筑前ニ於ケル金石文ノ多クハンソノ撰スルトコロデアアル。明治二十七年六月十七日大日本教育會ヨリ其ノ効績ヲ表彰セラレタガ、幾クモナクシテ同月二十一日病ヲ以テ家ニ歿シタ。享年七十四、福岡市崇福寺ニ葬ツタ。

梅野多喜藏氏

氏ハ天保十二年十一月御井郡東久留米ニ生ル。夙ニ漢籍ヲ學ンダガ、後感ズル所アリ蘭書及ヒ洋算ヲ研究シ、又西洋砲術ヲモ練習シタ。初メ藩船ノ士官トナリ、航海測量術ヲ修メ、明治戊辰ノ役ニハ風波ヲ冒シテ軍ニ從ヒ功勞ガアツタ。其ノ後沿海ノ貿易ニ從事シテキタガ、明治五年八月三藩縣洋學校算術教師ヲ拜命シ、爾後小學校、傳習學校(師範學校)、中學校ノ教師、校長等ニ歷任シ、明治三十九年十一月ニ至ルマテ三十餘年間、終始一貫育英事業ニ盡瘁シテ其ノ効績顯著デアツタカラ、明治十年ニハ福岡縣ヨリ、同十六年十二月十日ニハ文部省ヨリ、同二十六年七月一日ニハ大日本教育會ヨリ賞賜セラレタ。明治三十九年十一月老齡ノ故ヲ以テ教育界ヲ退イテヨリ、專ラ自宅ニ在ツテ悠々閑日月ヲ送り、昭和三年五月病ニテ歿シタガ、享年八十、詩文ニ巧ニシテ若干ノ遺稿ガアル。久留米市東町ナル梅野家累代ノ塋域ニ葬ツタ。

第十四節 投石事件調査の議

明治二十四年十月二十一日第六回本部總集會に於て、修猷館投石事件調査ノ議といふ建議が提出された。

建議書

本年三月二十四日軍隊ノ縣立中學修猷館前ヲ通行スルトキ、同館ノ圍内ヨリ瓦片飛ビ來リ軍隊ニ觸レタル旨ヲ以テ、福岡分營ト同館ノ間ニ紛議ヲ生ジ其ノ顛末ハ已ニ當

時ノ新聞紙ニ記載セリ、其ノ要領ヲ舉グレバ左ノ如シ。
一、福岡衛戍ノ士官故ラニ軍隊ヲ引率シ修猷館ニ迫リ談判ヲナシタルコト。
一、投石者審問中漫リニ兵卒ヲシテ同館中ヲ徘徊セシメ

タルコト。

一、修猷館ノ表門ヲ封鎖シ、兵卒ヲシテ之ヲ警護セシメ、職教員及ビ生徒ノ出入ヲ禁ジタルコト。

一、銃劍ヲ裝ウテ恣ニ構内ヲ巡察セシメタルコト。

右事實ヲシテ果シテ眞ナラシメハ軍隊ノ威力ヲ以テ學校ヲ蹂躪シタルモノニシテ、一般教育上ニ影響ヲ與フルコト實ニ大ナリト云フベシ。抑々學校生徒ハ第二ノ國民將來ノ干城トナルベキ青年ナリ、故ニ生徒ヲシテ有爲活潑ノ民トラシムルコトハ教育上實ニ重要ノ事ナリ。然ルニ果シテ前件ノ如キ事實アラバ、一ハ將來國家ノ干城タル青年ニ軍威ヲ以テ弱小ヲ壓スルノ惡模範ヲ示シ、一ハ青年生徒ノ活氣ヲ挫折シ威勢ヲ恐怖スルノ怯心ヲ生ゼシムルヤ必セリ。是レ教育上最モ恐ルベキ障礙ナリ。當時物議百出我々輩頗ル注意スル所アリシモ、其ノ筋ニ於テ至

當ノ處分アルベシト信ジ不問ニ附シタリキ。然ルニ荏苒今日ニ至ルマデ未ダ何等ノ事アルヲ聞カズ、物議益々甚シク將ニ修猷館ノ運命ニ一大影響ヲ及ボス勢アラントス。是レ亦本縣教育ノ一大事ト謂ハザルベカラズ。我が輩教育ノ衝ニ當ルモノ默々トシテ座視スルニ忍ビズ、故ニ本會ニ於テ委員若干名ヲ選定シ其ノ眞否ヲ調査セシメ至當ノ措置ヲナスコトハ本會ガ本縣教育ニ對スル義務タルヲ信ズ。本案ヲ提出スル所以ナリ。

福岡支會員

- 中恒安太郎
- 小野直路
- 宇佐元緒
- 篠原敏樹
- 外十八名(各支部會ヨリ一名宛ノ代表者連名)

事件ノ概要

コノ建議ノ提出サレタ所以ヲ理解シ易カラシムル爲メ事件ノ概要ヲ略記スレバ左ノ通りデアアル。
明治二十四年三月二十四日正午過ギル頃、修猷館生徒運動場ニ於テ隨意遊戯ヲナセルニ際シ、偶々館前ヲ通行セル軍隊ガアツタガ、突如扉内ヨリ飛來シタ瓦ガ某兵士ノ銃身ニ中ツタ。之ハ軍隊ヲ輕蔑セルモノデア。天皇陛下ニ對シ不敬デアルト云フノデ、投石者ノ穿撃ヲ館長ニ求メ來リ、翌日更ニ出征服ヲ着ケタ一中隊ノ兵卒ヲ以テ館ニ臨ミ、封鎖状態ヲ取ツテ其ノ取調ヲ追求シ、重ネテ其ノ取調ノ參觀ヲ強要シタガ、館長ハ勉メテ之ヲ拒絕シタ。是ニ於テカ當局ノ實地視察トナリ、取調夜ヲ徹スルモ遂ニ投石者ヲ見出スコトヲ得ナイノデ、其ノ旨ヲ報告シ、館長以下進退何ヲ提出シタ。越エテ二十七日ニ至リ館長尾崎孫氏ハ罰俸十分ノ二、教頭仙田樂三郎氏ハ十分ノ一、寄宿舎取締岸原金五郎氏外二名ハ譴責處分ヲ受ケタ。

修猷館ニ於テハ直ニ右ノ始末ヲ黒田家ニ報告シタガ、黒田家ヨリハ侯爵ノ名ヲ以テ、此ノ事件ハ軍隊ガ行政ニ干渉スルモノトシ、將來ニ苦慮スル所アル趣ヲ以テ本縣知安場保和氏ニ宛テ、三ヶ條ノ質疑書ヲ發セラレタ。知事ハ之ニ對シ辯明ノ解答書ヲ發シタガ、其ノ言フ所ノ事實ガ修猷館ノ報告ト相違スル所アルヲテ、更ニ黒田家ヨリ修猷館ニ對シテ交渉スル所アリ、修猷館ヨリハ前報告ノ誤リナキコトヲ反證ヲ舉ゲテ的確ニ回答シ、更ニ知事ニ對シテ再度マテ之ヲ問フ所アツタケレドモ、遂ニ回答ヲ得ナカッタト云フコトアル。軍隊ノ行動ト云ヒ、縣當局ノ處置ト云ヒ論評スベキモノ少クナイヤウアル。ソレカララマカ福岡ニ於ケル修猷學會ハ特ニ會議ヲ開イテ、全縣下各郡區ヨリ委員ヲ出シ、此ノ事件ヲ調査シテ充分其ノ筋ニ上申セントスル氣勢ヲアゲ、我が福岡縣教育會ニ於テモ亦之ヲ以テ教育ノ神聖ヲ蹂躪スルモノナリトシテ、次第ニ激昂ノ度ヲ高メ總集會ニ於ケル一大波瀾トナツタノデアアル。

今當時の狀況を詳述する代りに議事録の概要を摘録する。當日會長は建議書の説明中「至當の處分云々とあり。この處分の二字は軍人處分上に關する意味に解せられるから、教育會に於て議するは不穩當と認めるので、會長の意見を以て之を議せざることにする旨を宣言した。所が會員中には會長の處置を不當とするの議論續出したけれども、會長は遂に會長の見込を以て附議せざることに決した。

然るに翌二十二日に至り「會員ヨリノ建議ニ對シテハ、會長ハ一應全會員ニ其ノ採否ヲ問フベシ。」との建議を提出するものあり多數を以て之を可決した。因て會長は前日の措置の誤れることを釋明し、改めて建議案に就き審議すべきや否やを謀つたところ、會期には限りあり、各支部會提出の議題を差措き臨時の問題を先に議するは不都合なれば、建議案は後廻しにすることに多數を以て決した。

其の翌二十三日再び發言するものあり、この投石事件は重大なることなれば精確なる調査をなさざれば却て本會の體面を汚すことあるべきにより、本件の審議は次會に延期せんとの説で之に賛成するもの多數にて愈々次會に延期することに決した。

越えて翌明治二十五年五月の總集會に於て、投石事件に關しては何時迄も遲延するは不可なれば今會期中に議了したしとの建議あり。發議者は之に對して本件は發生當時に在りては世上に一大波紋を生じ人心不安を惹起する恐あるを以て、教育上調査の必要を感じたるも、爾來日を経るに従つて事態も變化し、今日に於ては既に靜隱に歸したるを以て、本會に於ては議論を用ひず之を取調べざることとしたしと述べたところ多數の賛成者ありてさしも沸騰した問題も無事局を結んだのである。

第一期時代の思出

大 西 武

第一 我が縣に果して人なかりしや

明治二十一年が我が縣教育會の創設の年とすれば、私が師範學校を卒業して始めて身を教育社會に投じたのと年を同じくしてある。私は其の時學校を卒業したばかりのまだ乳臭を脱しない青二才に過ぎなかつたが、二三年の後は郡より選ばれ先輩の驥尾に附して、東筑の地より人力車に揺られて福岡に於ける縣教育會代議員會に参加の光榮を荷つたものである。それに又當時出席の御歴々を見渡し一驚を喫したのは、其のどういふ譯であつたものか、初等教育の先頭に立つて居た人々は、多くは某縣下より特に招聘されて居た連中ばかりで、我が縣出身の先輩は給料の上からいつて高々三十圓内外位であつたやうに記憶するが、それにその連中は破格的にも五十圓若しくはそれ以上で（當時師範卒業生の初任給は十二三圓）其の連中の奉職の場所はといへば、當時郡に唯一つしかなかつた高等小學校長で、其の頃の高等小學校長は今の中學校長以上の勢望を持つて居た様な氣がする。其の時の我が教育會はといへば殆んど初等教員會であつたゆゑ、この連中の秀才に全くリードされて居た姿であつた。之を見た青年教育者の頭中には我が身の程は忘れて、直ちに果して我が縣下には人なきか、他縣より特別の待遇を以て招聘せねば我が縣の教育は出来ぬものかと茲に大なる疑問と一種憤慨の念を禁ずることが出来なかつた。然して會場に於ける高論卓説をと期待して傾聴せしに、この人々の議論は多くは形式的表面的のものにて餘り敬服に値するものを見出すことが出来なかつた。

其の後兩三年にしてこの人々の影は何時とはなしに消え失せて、其の後に登場活躍せし人々は杉山、細見、中垣、嶋田、川端、廣田、山手の如き諸先輩の時代となつて、ともかく縣の教育は主として縣出身の教育家によつて振興の途に上ることとなつた。

第二 我が教育社會當時の風潮

所謂第一期時代の前半に於ける我が縣教育の實際はいかなりしかといふに、師範學校卒業者が眞にホヤ／＼の頭を以てそれで各郡よ

りは全く引張風で、お蔭で吾等新卒業生はモテルコト、して其の卒業生の差當りの任務は唯譯もなく師範學校で習つて来たことを其の儘傳達すること、能くそれを咀嚼消化して我が物として發表するまでの暇が假されなかつたのである。故に附屬小學校でやつて居たまゝの唱歌、軍歌、體操などを始め、教育學や教授法の講習や傳習をのみこれ事として居た有様であつたことを憶ひ起せば、腋下に自ら冷風の起ることを感ずる次第である。かゝる幼稚な縣教育の實狀から觀れば、某縣の教育は或は一日の長があつたかも知れぬ。それに又其の頃の我が師範附屬小學校に於ける教生に對する指導法が、どうもケチ／＼したことが多く、萬事とはちと言ひ過ぎであるか小細工的消極的去勢的のことが多く、これにつき單純な頭腦の持主たる青年者にさかく有り勝ちの不満と不愉快の念を心中に秘めつゝあつたものから觀て、前記大教育家連中の言動が、何處か大まかな處があり、太つ腹の風があつたやうに思はれて、其の点では我が縣教育の風潮に何程かの影響を與へたやうにも今になつて思ひ當るのである。又郡市町村に對しても教育者に對する優遇上に一種の指唆を與へたのではなかつたかと思ふのである。

第三 第一期十年間は搖籃時代

さはいへ謂ふ所の第一期の而も始めの頃は、森文部大臣の高邁なる識見と熾烈なる意氣とによりて、師範教育制度が力強く打ち建てられ、我が縣では當時唯一の師範によりて拮据經營せられたるものゆゑ、直接間接に其の薰陶感化を蒙りたる小教育者が年を経るにつれて漸く地方々々の重要な地位に就くに至り、自然我が教育會にも顔を出すものが多くなり、一堂に相會し親しく官民多數の人士と相接觸して議論を上下し其の間或は鞭撻され或は洗鍊されて縣教育發達の基礎を築き上げたものと思ふ。この意味からして所謂第一期時代は縣教育の搖籃時代といひたいのである。

第四 縣教育急速の進歩

其の後青年期壯年期と年を経るに隨つて我が縣教育は急速度を以て著しく進歩發達を遂げ、遂には全國有数の教育縣とまで名を博し、進んで我が縣よりして東京、廣島、奈良、各高師附屬小學校を始め長野、愛知、三重等他府縣に優秀教育者の進出となり、指導的態度を探る様になつたことは誠に痛快の至りである。素よりこれは矢張り初等教育を主としていふのであるが、中等教育方面にも全國的に同じく活動を觀たことは勿論である。

凡そ物の興るや單に一方面の力にのみ頼つて成るものでは決してない。則ち我が縣歴代の縣教育當路の方々の努力と、又稀に見る我が縣民有志諸君の教育に對する理解と關心と熱意とによる協力の大なることは云ふまでもない。

第五 我が教育會は今後何を爲すべきか

我が縣教育會に於て從來幾多の重要問題を提げて研究を積み建議などを重ね縣教育進展の爲め貢獻したことは多大なれども、本會創

立五十周年を機とし、我が國運の進展が單に日本の日本として考ふべからざるは勿論、差當り東洋永遠の眞の平和と幸福とを將來すべき日本の不可避的使命に直面し、今や唯進むべき荆棘の一路あるのみにて、退くことはやがて滅亡の淵に陥るべき破目に立つて居る事なれば、この國運の打解に於て、必要なる教養を第二の國民に課するには何が重要な可きか、又社會一般に何を呼びかき可きか、其の意味に於て從來の懸案を再検討し、採る可きは採り、又新に提案もして之に向つて大に力を盡すべきではあるまいか。左の問題の如きも亦其の一ではないかと思ふ。

一、學制の改革特に其の基礎となるべき義務年限の延長。

二、中等學校に於ける外國語の種類及び取扱法。

三、教育行政機構並に視學制度の改善。

第一期時代の思出

古賀安志

第一期は要するに我が國及び教育の一大重要革新時代であつた。即ち憲法發布、國會開設、教育勸語發、中等教育勃興、高等教育革新、教育會發展、明治二十七八年戰役等枚擧に遑がなかつた。明治二十一年五月二十一日福岡縣教育會が設立され、同年我が鞍手支會も設立された。余は以前博多瀨北校(中市小路小學校)在動中であつたが、二月九日には福岡區當仁尋常小學校校長兼小學訓導主任月俸八圓を給與されたのである。

翌二十三年三月には縣立修猷館規則を更定して尋常中學修猷館と改稱し、福岡尋常中學四年生以下を同館に合併された。又私立久留米尋常中學校を久留米尋常中學明善校と改め縣立に引直された。

同二十三年九月には本縣高等小學校校長新直塞、大河内於菟松、西垣正順、細見保、杉山貞の諸氏に普通免許狀を授與せられた。之が本縣に於ける普通免許狀受領の嚆矢である。この五人中の小倉高等小學校校長杉山貞氏は縣下一流の教育者、人格者であつた。其の令息が現杉山陸軍大臣である。嗚呼此の親にして此の子ありである。同校長の次席として齋瘁された井手伊親氏は同校長の後を襲き、長らく在勤せられたが、同氏も亦立派な教育者、人格者であつた。杉山陸軍大臣は實に同氏の教育を受けられたのである。嗚呼此の師にして此の弟子ありである。此の兩校長は小倉教育會の耆宿にして、共に天下の教育者である。其の教養により此の偉大なる英傑、杉山大臣が出でられた。教育者の満足も此に至つて極まれりと謂ふべしである。此の年五月二十九日余は鞍手郡宮田尋常小學校校長兼訓導主任、月俸十二圓を給與せられた。郡内尋常小學校長中の最高給であつた。

明治二十四年一月には曾て二十七號限りで廢刊となつて居た教育會雜誌を再發行したが、遺憾なことにはこの雜誌も二十三號を以て

廢刊することとなつた。

明治二十五年には本縣中學現在敷はすべてで縣立三校私立一校であつた。

明治二十七年八月一日清國に對して宣戰の詔勅を下し給ひ、我が思勇なる將兵は至る所に連戰連勝したが、同二十八年四月十一日清國は終に屈して我に和を乞ふに至つたから、同月二十一日講和の詔勅を下し給うた。余は學校教育に従事して教鞭を取ること五十二年間であつた。然るに常に效績の擧げなかつたことを遺憾に思つてゐたのである。然し一方に於て我等の教育した生徒が明治二十七八年戰役、同三十七八年戰役、世界大戰や今回の支那事變等に參加し、忠勇武勳を顯して國威を世界に揚げて居ることを思へば、又大に我が意を慰むるに足るものがあり、其の犠牲以て國難に殉するの有様は、古に勝るとも決して劣りはせぬと確信するに至つた。之を考へる時は我等も亦悲觀するに及ばぬ、寧ろ満足して可なりと思ふのである。余は此の年七月二十日直方高等小學校訓導に轉任して月俸十四圓を給與されたのである。

明治二十九年始めて福岡市に縣立福岡工業學校が新設せられ、同三十年久留米市に市立高等女學校が設立せられた。これが本縣に於て高等女學校の設立せられた嚆矢である。

余は本期中屢々縣教育代議員會に出席したが、當時口角沫を飛ばして體育を論議されて居た若い教育者諸氏が余（今年七十四歳）より年少であつたにも拘らず、今は多く故人となつて居られる。嗚呼體育は口ばかりではいけない、實行が大事であるといふことをつくづく感ずるのである。余は二十歳前は餘り強壯でなかつたので、大に體育に注意し、散歩や體操等は其の頃より今日まで繼續實行して來たのである。今のラヂオ體操の如きは其の頃より實行し來つたのである。その爲めか在職五十餘年間に二週間に以上缺勤したことは一度もないのみならず二週間に内の缺勤も數回に過ぎなかつたのである。此の體験よりして教育者は特に自己の體育實行を努めて、世の模範を示されんことを切に希望する次第である。

第一期時代の思出

水野光衛

第一期時代の思出を書けとの事なるも、四十年乃至五十年を経過せることゝて、萬事夢の如く茫漠として忘れ去りしこと多く、加之昨春腦溢血に罹り右半身不隨となり、尙療養中に於て執筆も困難なり、且近頃閑靜と光線とを追つて二回轉居し、書類散逸し年月等を書くを得ず、昔々の話たるに過ぎぬ。されど第一期に屬することは間違なし、乞ふ之を諒せられよ。

一、貧兒教育

明治二十五年の頃久留米市役所學務主任書記の時、命を受けて熊本市を視察したが、偶々貧兒寮を觀て大に衝動を受けた。之は塘林虎五郎氏が豫備軍人として郷に在るや自己の貧民として憐愍を深く體驗してゐるので、世の孤兒や捨子を收容し、之を養育し之を教育し、漸次に増加して百餘名に及び、晝夜熱心誠意を以て教養の實を擧げつゝあるに感し、歸市の上大劇場に於て報告演說會を開き、大衆に向つて貧兒教育の必要を説き、我が市に幾多の不就學兒童あるを以て之が救済の急務を論じ、熊本貧兒寮の實況を涕を以て談し、市民の注意を喚起した。それより直に就學督責を開始し、授業料に困るものはその徴收を免除し、家事の手傳に餘儀なく出校出來ないものは、夜間に修學せしめる爲に夜間學校を其の筋の許可を得て開校し、之に依て就學義務を了せしめるやうにし校舍校具は晝間のものを利用し、教授は校長其の外有力の訓導に囑託し、市内三校に設置し、兒童各自の學用品は篤志の寄附を受け貸與又は給與し、筆墨紙等の如き消耗品は余自身各官衙に奔走して其の廢物を賣ひ用を充たした。余は晝は公暇に市内貧民窟に入つて不就學者を探し、夜は夜學校を巡りて督勵した。教師は初めは無報酬にて熱心執鞭したが、愈々公設となり市は其の勞を認めて少額ながら手當を給することとした。四年の後には其の効果現れ、最初教育を無視せる父兄も雖有味を悟り、漸次晝間の課業に轉入することとなり、成功裡に閉校した。之が爲めに就學歩合は縣内の上位を占むるに至つた。是全く塘林氏の影響を受け奮起せしものにして、爾來同氏とは知己の間柄となり、數度訪問を受け、氏の數年前逝去するまで友情を續けた。

一、遊廓設置の反對運動

明治二十六年久留米市に遊廓設置の議起り、市の繁榮策として一時人心を眩惑し、酒々として市民及び市會議員も多數の賛成ありて、市役所内も異論なく、市長助役の態度も亦明であつた。余獨り教育上大弊害ありと認め、斷然反對運動を起すことに決意し、直に同志者と謀り其の反對の理由を詳述して市會議長に建議し、演說會を公開して反對の氣勢を擧げ且議員の各戸を叩いて賛否を糾し設置論者には大に駁論して反省を促し、日夜奔走して議員の軟化を防ぎ、同志の結合を固くし、市會當日には同志者講場に詰掛け、議員を監視し、遂に僅少の差を以て否決の決議を見覺えず我等の萬歳を唱へた。身は市教育の當事者として教育の職に在る者と共に奔走する如き、今日より見れば随分批難の種となるべきか？余等は當時當然の事と信じたのであるから、一部教育者の地方問題なるを顧慮し、曖昧の態度を取つたものをば愛市心なきものと罵倒した。又某書籍老舗の如き、約に背き利に附きたりとして、自ら不買同盟をなし廢業の已むなきに至らしめた。當時余等の熱心事に當つて屈せざりしは今日にては夢想だもせざる所である。

第三章 第二期(革新時代)

自明治三十年
至同 四十四年

五〇

第一節 本會機構の改革

明治二十七八年戰役後、我が國民の國民的自覺に一段の展開を來たし、國防充實の必要を痛感するに至つたが、思想界に於ては此の頃より日本主義なる思想團體が起り、從來の歐化思想と國粹保存主義との調和を圖るものが出で來つた。又教育界に於ては明治三十年五月道廳府縣に地方視學を新設せられ、中央に於ては大日本教育會が伊澤修二氏の率ゐてゐた國家教育社と合同して帝國教育會と改稱する等、教育者の團體も期せずして覺醒更生の機運を醸成するに至つた。此の時運に際會し、我が福岡縣教育會も亦一大飛躍を試みんとして、明治三十年十月第十六回本部總集會に於て、本會の振興方案を附議し、審議討究の結果左の六項を決議した。

- 一、本會規則改正ノ件
- 一、雜誌發行ノ件(但シ經濟ノ都合ヲ計リ發行ノコト)
- 一、專任書記一名増置ノ件(但シ雜誌發行ト同時ニ實行ノコト)
- 一、常設事務所ヲ置ク件(全前)
- 一、基本金蓄積ノ件
- 一、縣費補助請求ノ件

文字に現はれた事項は以上の如くであつたけれども、其の實質に於ては此の機會に於て會の機構を革新して、從來地方官を推して會長、副會長とする例であつたのを、一般有識者中、徳望のある人士を推戴するの新例を開き、一面縣の議政機關と緊密なる關係を結び、以て本會財政の強化を圖り、漸次種々の事業を計畫經營して、大に將來の發展を企圖し、教育會に貢獻せんとするの氣勢を示すに至つたのである。

第二節 本會規則の改正

前記本會振興方案の第一項として擧げられた本會規則の改正は、同年の總集會に於て議定せられたが、其の全文は左の通りである。

福岡縣教育會規則

- 第一條 本會ハ縣下教育ノ氣脈ヲ疏通シ其ノ改良進歩ヲ企圖シ併セテ教育事業ヲ振起スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ福岡縣教育會ト稱シ事務所ヲ福岡市ニ置ク
- 第三條 本會ノ目的ニ同意ノ者ハ何人ヲ問ハズ會員タルコトヲ得
- 第四條 徳望學識アル人ニシテ本會ニ裨益アリト認ムルモノハ請ウテ名譽會員トス
- 第五條 本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク但シ支會ニ係ル諸規則ハ該會ノ定ムル所ニ依ル
- 第六條 本會ノ集會ヲ分ツテ左ノ二トス
 - 一、總會
 - 二、代議員會
- 第七條 總會ハ毎年七月ニ代議員會ハ同十月ニ之ヲ開ク但シ代議員會ハ時宜ニ依リ臨時之ヲ開クコトヲ得
- 第八條 代議員會ハ福岡ニ於テ開會シ總會ハ小倉、福岡、久留米ノ三ヶ所ニ於テ輪番ニ開會ス
- 第九條 總會ハ會員隨意ニ出席シ代議員會ハ各支會ヨリ三名乃至五名ノ代議員ヲ出席セシムルモノトス
- 第十條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行スルモノトス
 - 一、教育ニ關スル演説及ビ討論
 - 一、教育ニ關スル事業
- 第十一條 代議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行スルモノトス
 - 一、本會ノ庶務會計及ビ成績ノ報告
 - 一、教育ニ關スル事項ノ討議
- 第十二條 本會ニ役員ヲ置ク左ノ如シ
 - 會長 一人
 - 副會長 一人
 - 評議員 十五人
 - 幹事長 一人(評議員ヨリ兼任)
 - 幹事 三人
 - 書記 二人
- 第十三條 本會役員ノ權限ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 會長 本會一切ノ事務ヲ統理シ會議ノ時ハ其ノ議長タルベシ
 - 副會長 會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ其ノ代理ヲナス
 - 評議員 重要ナル會務ヲ評決ス
 - 總會及ビ代議員會ニ於テ本會ヨリ提出シタル議題ヲ説明ス
 - 支會ヨリ提出シタル議題ヲ取捨選擇ス
 - 總會及ビ代議員會ニ列席シ其ノ意見ヲ述べ議決ノ數ニ加ハル
 - 臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ代議員會ヲ開クノ暇ナシト認ムルトキハ該會ニ代リテ議決ヲナス
 - 幹事長 會長ノ指揮ヲ受ケ本會一切ノ事務ヲ料理計畫ス
 - 幹事 會長及ビ幹事長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 書記 記録計算等ノ雜務ニ従事ス
- 第十四條 會長、副會長、評議員ハ代議員會ニ於テ全會員中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ滿二ケ年トス但シ改選ノトキハ前任者ヲ再選スルコトヲ得
- 第十五條 幹事長ハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ其ノ任期ハ滿二ケ年トス
- 第十六條 幹事及ビ書記ハ會長之ヲ特選ス

第十七條 代議員會ニ於テ役員其ノ他本會代表者等ヲ選舉スル
トキハ其ノ投票權一支會一個ト定ム

第十八條 總會及ビ代議員會ノ議題ハ評議員會ノ評決ヲ經テ本
會ヨリ提出スルモノ若クハ支會ノ提出ニシテ評議員會ノ採定
ヲ經タルモノタルベシ

但シ臨時緊急ノ事件ニシテ會長ノ特許ヲ得タルトキハ此ノ
限リニアラズ

第十九條 本會々費ハ各支會一ケ年金拾貳圓ヲ毎年十月ニ納入
スルモノトス

第二十條 支會ハ左ノ件々ヲ本會ニ報告スベシ

一、役員ノ異動 其ノ都度

一、舉行事件ノ要領 其ノ都度

一、會員ノ異動 毎年六月末

第二十一條 本會ハ毎年一回以上便宜本會舉行ノ要件其ノ他臨
時必要ノ件ヲ各支會ニ報告スベシ

第二十二條 此ノ規則ヲ執行スル爲メニ要スル細則ハ評議員會
ノ評決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十三條 會員中本會ノ規則ニ違背シ若クハ本會ノ名譽ヲ汚
ス行爲アルモノハ評議員會ノ評議ヲ經テ退會セシムルコトア
ルベシ

第二十四條 此ノ規則ハ代議員會ニ於テ出席員三分ノ二以上ノ
同意ヲ得ルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

この改正に於て注目すべき主なる點は、
一、從來本會は同様の舉行事項によつて、毎年二回宛舉行してゐたのを、總會と代議員會の二つに分ち、總會は七月、
代議員會は十月に開くことにしたること。
一、代議員會は福岡に於て、總會は縣内三ヶ所に於て輪番に開くこととし、代議員會は各支會の代議員を出席せしめ、總
會は會員隨意に出席することとし、且つ其の舉行事項を區別したこと。
一、總裁を推戴するの條文を除き、幹事長を新設したこと。
等であつた。

第三節 本期中の歴代役員

第一節に於て述べた通り、時世の進運に連れて、本會の機構にも改革の機運を促し、役員の選舉に新味を加へるに至
り、副會長として時の縣會議長山布惟義氏を推し、明治三十六年よりは正副議長とも民間の有力者を選び、其の他評議員
にも、最初より縣會議員數名を選舉し陣容を新にするに至つた。即ち左表の通りである。

其ノ一

改選期	會長	副會長	評議員
明治三十年十月	入佐清靜 (書記官)	由布惟義 (縣會議長)	中垣安太郎 (縣視學) 大久保高明 (師範教諭) 加藤常七郎 (師範校長) 隈本有尙 (修猷館長) 竹内熊二 (參事官) 岡村雪三郎 (學務屬) 安田雲齋 (縣會議員) 青柳四郎 (縣參事會員) 城石彌一郎 (縣參事會員) 三谷有志家 (有志家)
同三十二年十月	深野一三 (知事)	由布惟義 (三四、六辭) 前縣會議長	中垣安太郎 (全上)
同三十四年十月	由布惟義 (前縣會議長)	長倉雄平 (視學官)	中垣安太郎 (全上)
同三十六年十月	庄野金十郎 (前縣會議長)	富安保太郎 (縣會議長)	中垣安太郎 (全上) (三八、二辭)
同三十九年二月	庄野金十郎 (全上)	富安保太郎 (全上)	三谷有志 (全上)
同四十一年二月	庄野金十郎 (全上)	富安保太郎 (全上)	三谷有志 (全上)
同四十三年二月	由布惟義 (元縣會議長)	栗田伴藏 (縣會議長) (四三、八死亡) 神崎 (縣會議長) (四四、二補選)	

村田吉景
(前常置委員)
細見保
(女學校長)
杉山貞
(女學校長)
小旗陳
(小學校長)
松下丈吉
(明善校長)

村田吉景
(全上)
細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
小旗陳
(全上)
森本清藏
(師範校長)
長倉雄平
(視學官)
島田寅次郎
(小學校長)
長澤禎太郎
(郡視學)

村田吉景
(全上)
細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
小旗陳
(全上)
島田寅次郎
(全上)
長澤禎太郎
(全上)
杉本源吾
(工業學校長)
有村彦九郎
(不明)
山手知美
(郡視學)
大森藤藏
(中學校長)
岡村猪之助
(農學校長)
溝田精一
(縣參事會)

細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
長倉雄平
(視學官)
島田寅次郎
(全上)
杉本源吾
(全上)
山手知美
(全上)
大森藤藏
(全上)
岡村猪之助
(全上)
溝田精一
(全上)

細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
杉本源吾
(全上)
山手知美
(全上)
大森藤藏
(全上)
岡村猪之助
(全上)

細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
杉本源吾
(全上)
大森藤藏
(全上)

細見保
(全上)
杉山貞
(全上)
大森藤藏
(全上)

園田定太郎
(師範校長)
大森武雄
(縣參事會)
大島英助
(明善校長)
潮田幾之助
(小學校長)
阿曾菊藏
(不明)
望月藏平
(縣參事會)
望月藏平
(縣參事會)

園田定太郎
(全上)
大森武雄
(縣會副議長)
潮田幾之助
(全上)
望月藏平
(前參事會)
古野孫太郎
(縣參事會)
淺野陽吉
(商業學校長)
大西武
(小學校長)
廣田好郎
(郡視學)
丸田重雄
(市會議員)
郡元利
(元郡長)
木下學而
(縣會議員)
園田熊太郎
(縣會議員)

園田定太郎
(全上)
大森武雄
(全上)
潮田幾之助
(全上)
望月藏平
(全上)
古野孫太郎
(全上)
大西武
(全上)
丸田重雄
(全上)
木下學而
(全上)
園田熊太郎
(全上)

大森武雄
(前縣會副議長)
潮田幾之助
(全上)
望月藏平
(全上)
古野孫太郎
(全上)
大西武
(全上)
丸田重雄
(全上)
園田熊太郎
(全上)

大森武雄
(全上)
潮田幾之助
(全上)
望月藏平
(全上)

幹事	幹事長	年次
中垣 (縣視學)	長倉雄平 (三、二就) (三、一就)	明治三十三年
中垣 (全上)	長倉 (全上)	同三十四年
中垣 (全上)	園田 (全上)	同三十五年
中垣 (全上)	園田 (全上)	同三十六年
中垣 (全上)	園田 (全上)	同三十七年
中垣 (全上)	園田 (全上)	同三十八年
中垣 (全上)	園田 (全上)	同三十九年
中垣 (全上)	濱口 (全上)	同四十年
中垣 (全上)	濱口 (全上)	同四十一年
中垣 (全上)	濱口 (全上)	同四十二年
中垣 (全上)	濱口 (全上)	同四十三年
中垣 (全上)	濱口 (全上)	同四十四年

五七

其ノ二

佐藤義夫 (郡視學)
川島淵明 (縣視學)
榊保三郎 (大學教授)
田生正次 (縣會議員)

織田勝馬 (師範教諭)	中村能道 (三八、二就)	中村能道 (全上)	中村能道 (全上)	中村能道 (女學校校長)
佐藤實 (縣參事會員)	奧田教信 (女師範校長)	佐藤實 (全上)	奧田教信 (全上)	佐藤實 (全上)
下河内十二藏 (商業學校校長)	濱口庄吉 (師範校長)	濱口庄吉 (全上)	濱口庄吉 (全上)	濱口庄吉 (全上)
太田德次郎 (商業校長)	太田德次郎 (全上)	太田德次郎 (全上)	太田德次郎 (全上)	太田德次郎 (全上)
佐々木巳喜次 (郡視學)	佐々木巳喜次 (全上)	佐々木巳喜次 (全上)	佐々木巳喜次 (全上)	佐々木巳喜次 (全上)
河野修造 (縣參事會員)	栗田件藏 (縣參事會員)	栗田件藏 (全上)	栗田件藏 (全上)	栗田件藏 (全上)
河野修造 (縣參事會員)	限本哲太郎 (縣參事會員)	限本哲太郎 (全上)	限本哲太郎 (全上)	限本哲太郎 (全上)
河野修造 (縣參事會員)	佐藤準藏 (縣參事會員)	佐藤準藏 (全上)	佐藤準藏 (全上)	佐藤準藏 (全上)
河野修造 (縣參事會員)	佐々角太郎 (縣參事會員)	佐々角太郎 (全上)	佐々角太郎 (全上)	佐々角太郎 (全上)
河野修造 (縣參事會員)	細江新之助 (郡視學)	細江新之助 (全上)	細江新之助 (全上)	細江新之助 (全上)

五六

一、各種事業の盛況 前項の如く陣容を調べて、縣費補助の大々的増額に努力せし結果、豫期の如く資金を得たれば、爾來教員講習會、各種講演會、教育展覽會等の開催、視察員の派遣、會誌の改善等各般の事業頓に盛況を見るに至つた。就中夏季講習會には、年々東京より碩學大家を聘し、一人の講師に數百金を費すといふ豪勢振であつた。

一、當時の挿話 明治三十八年五月二十七日、福岡天神町の小學校の一室に幹事會を開き、會務協議中、突然遠雷の如き響に窓ガラスの振動頻りなり。初めは地震と思はれたが、股々轟々の聲次第に激しきに及び、數日來バルチック艦隊の漸く我が國に近づきたるに鑑み、是れ必ず大海戰の幕が落されたるに相違なしとて、最早協議どころでなく、一刻も早く情況を知らんものと、一同は縣廳に駆けつけた。其の日の夕刻、新聞號外は日本海々戰の大勝利を報じた。

以上取り止めなき事を念頭に浮ぶまゝ、相認め候。勿論御掲載の價値は無くも他の記事の御參考に供せられ度と存候。拜具。

第四節 機關雜誌の再興

前記本會振興策の一要項として、機關雜誌再興の方針は定まり、爾來計畫を重ね、明治三十二年四月の臨時代議員會に於て、愈々會報發行の確定を見るに至り、同年七月三十日、專任の編輯主任として、當時浮羽郡吉井尋常小學校長の現職に在る湯淺俊太郎氏を拔擢起用し、全年九月三十日福岡縣教育會報第一號を發行した。本誌は月刊にして毎月二十八日を發行日と定め、定價は一部金五錢で編輯兼發行人は湯淺俊太郎、印刷者は大隈壯太郎、發行所は福岡縣教育會本部とあり。これぞ現在の教育會誌の濫觴にして、爾來幾分の變遷はあつても、現に第四百四十八號を重ね、益々發達の途上にある如き、鞏固なる基礎を築き上げたのであるが、初代主筆湯淺氏の成績は決して見逃すべからざるものである。而して第一號の目次並に發行の辭は左の通りである。

第一號目次

- | | | | | |
|--------------------|-------|---------------|-------|-----------------|
| 發刊の辭 | 湯淺俊太郎 | 現今小學校教授上の通弊 | 木村忠次郎 | 實驗叢談 |
| 讀者諸君に見ゆ | | 修身教科書廢止意見 | | 德育誦養上に於ける一部の實驗 |
| 論說 | | 會報の發刊を祝して | 山手 知美 | 福岡高等小學校訓導 水越菊太郎 |
| 今後德育上特に注意を要する徳行の方面 | | 學藝 | | 學校に於ける號音 樋口新五郎 |
| 文學博士 中島 力造 | | ウンドが宗教道德關係論概略 | | 投書を歓迎す |

法令

- 文部省告示第九九號
- 福岡縣令第四二號
- 全 第四五號
- 叙任辭令
- 新任者四十六人
- 退職 九人
- 増伴 三十八人

夏期講習會に就て
社會問題の研究を怠る勿れ
訪市奥を忘るゝ勿れ
精神の高潔
彙報

中島博士訪問記事
湯本講師訪問記事
附屬小學教授法研究會情況
教育會總會
夏期講習會

柳橋氏發明の腰掛
福岡市學事會
京都郡學事一斑
山門郡學事一斑
糟屋郡教員講習會
菅公會
代議員會の未了問題
投資者諸君に告ぐ
報告
大日本聯合教育會報告

發刊の辭

縣下教育社會の氣脈を疏通し、併せて其の改善進歩を企圖するは即ち本縣教育會唯一の目的たり。本會の目的にして既に然りとすれば、會報發行の目的豈獨り然らざらんや。

回顧すれば、數年前本縣に於て教育雜誌を刊行するもの二回、而して共に號を重ねる僅に二十有餘にして廢刊の悲運に遭遇し、爾來復た其の發行を見ずして今日に及べり。由來教育の進歩を以て名ある本縣にして、而も堂々幾千の會員を有し、本縣教育者の全體を包括する教育會其の者にして、一の機關雜誌を有せざりしは實に本會の一大缺點たりしと云はざるべからず。縣下の氣脈を疏通し、以て教育の改善進歩を期せんとするも、其の機關に供すべき一個の雜誌を有せずして何ぞ満足に其の目的を達するを得んや。其の機關雜誌發行の氣運に迫るや、

固より必至の大勢なりと云はざるべからず。蓋し機關雜誌を有せざるの缺點を感ずると共に、其の發行を必要とするの二大觀念は、實に縣下教育者の胸裏に刻せられつゝありしなり。此の時に當り一昨年十月の代議員會に於て、本會振興策てふ一大建議は議場に現はれたり。而かも、其の建議たるや一瀉千里の勢を以て瞬間に可決せられ、其の一條件として雜誌發行の方針は定りぬ。固より時機の熟するものあるには云へ縣下教育者熱誠の進る所と云はざるべからず。爾來幾多の計畫を重ね、遂に本年四月の臨時代議員會に於て、經濟の基礎稍定まるを見、進んで會報發行の確定議をなし、茲に其の初號を發刊するに至れり。是に於てか、本會の機關漸く備はり、初めて養の一大缺點を補ふを得て、本會の面目茲に一新せりと云はざるべからず。

思ふに、從來雜誌の廢刊せしは、主として財政困難でふ悲運に遭遇せしよるとは云へ、時運の未だ至らざるものあり。加ふるに、讀者の多くは之を以て學術研究の機關に供せんとしたるが如く、批難の聲は往々此の點に向つて呼號しつゝありしは、吾人の當時にありて現に知る所たり。而かも今回は即ち如何の時勢の進運昔日に異るあり、會員の熱誠舊に倍するあり。況んや又縣費補助の在るあり。左なきだに時機の熟するものあるが上に、重ねて此の好運に逢ふ、會報發行の基礎復た從來の比にあらず。蓋し必ず前車の轍を履まざるべきを信するなり。否奮つて其の轍を履まざるを期せざるべからず。

本會報の目的既に縣下の氣脈を疏通するにある以上は、宜しく讀者と共に進んで其の方面に向はざるべからず。蓋し深奥の理論を研究し、玄妙の學說を討尋するは、幾多専門雜誌の在るあり、敢て本會報の當るところにあらず、苟も本縣の教育を先進せしめ、縣下統一の實績を擧げ、以て本會の目的を達せんとするもの、必ず本縣の事情に適當し、本縣下の氣脈を疏通し得るものならざるべからず。幾多専門の雜誌如何に玄妙の理を講じ、如何に深奥の說を傳ふるも、此の點に於ては即ち大に缺如たらんばあらず。之本會報の發刊を必要とする所以にして、其の組織内容の彼此相異なる亦實に之に因る。若し夫れ、學理の研究に粗なるを訝るものあらば、之會報其の者の罪にあらず、目的の在る所即ち之をして然らしむるのみ。讀者一たび此の點に注意せば、復た彼の本會報を以て學問の機關と誤認するが如き過なからんか。記して是に至り、虚心平氣竊に之を思ふ、教育者

の思想既に社會と共に進み、復た吳下の阿蒙たるものあらず。此の點に關する吾人の憂慮は蓋し杞人の天に於けるが如き類ならんのみ。

今や天下の大勢は滔々として教育に向ひ、前途甚だ多望なるものあり。回顧すれば、數年以前にありて教育者外誰か教育の改善を説きしぞ、復た誰か教育の必要を説きしぞ、抑も復た教育の價値誰か之を認めて以て國家至高の業となせしものあるか。吾人寡聞未だ之を知らず。彼等多くは教育の何物たるを解せず、況んや百年の長計、國家の基礎たるを信ぜんや。されど時勢一變、數年後の今日至りては、最早斯かる舊態を夢みるものあらず。請ふ見よ、教育の必要を説くもの獨り教育者に止らず。有志者之を論じ、政治家亦之を言ふ。若し今日にありて、教育の必要を説かざるものは、恰も勢を知らざるものなるが如き觀を呈するに至れり。就中、日清戰役後に於て特に然りとす。蓋し教育の價値大に天下に認められたるによらずんばあらず。教育の爲め、國家の爲め之を慶祝すると同時に、從來逆境に處し、悲運に遭遇せし教育者の功績を稱するに躊躇せし。

此の好機運に乗じて、我が教育會々報は茲に呱呱の聲を擧ぐ。其の生るゝ誠に好時機を得たりと云ふべく、従つて其の成長宜しく健全に、其の精神宜しく強壯ならざるべからず。願くば、忍耐以て其の成長を遂げしめ、熱心以て其の健全を保たしめん。氣脈を疏通し、教育を改善す、言甚だ易くして、實甚だ難きものあり。諸君亦本會報の成長と健全とを祈らは、宜しく之に興奮劑を與へて其の沈睡を豫防せざるべからず。本會報の發達健

全なるは、即ち本縣教育の發達する所以にして唯獨り會報其のもの、幸福のみにあらざるなり。

會誌は最初四六倍判約五十頁、定價五錢であつたが、明治三十三年十月の代議員會に於て、紙數増加の議決をなし、同年十一月より約六十頁、定價七錢となり、明治三十六年度より特別會計となり、同三十七年四月發行第五十九號より定價を九錢に改めた。

第五節 本會事務所の移轉

本會の事務所は、創立の當初本縣廳内に設けてあつたが、明治三十四年十一月一日より、之を福岡師範學校内に移轉した。然るに當時の本會は、經費未だ豊かならず、常に他の建物の一室を借用する有様にて、福岡縣教育會事務所と云へば、堂々たるものを想像せしむるも、實は師範學校理化教室の後側にて、廊下の行當りに在る約四坪の暗室を、假に事務室とし、使用するものであつたから、その狹隘なること、採光通風不十分なること、現在の教育會館の壯麗なるに比し、霄壤の差があつて實に今昔の感に堪へざるものがある。勿論諸會合の場合には、師範學校の會議室、講堂等を使用したのであるけれども、湯淺編輯主任は長い間此の狹隘なる一室に立て籠り、參考圖書堆裡に孜々として拮据勉勵されたのである。而かもこれが振興方案の一として設けられた常設事務所であつた。

第六節 戰捷記念基本金の蓄積

基本金の蓄積も亦振興方案の項目であつたけれども、其の後數年を経ても未だ實現されてゐなかつたが、明治三十七八年の戰役は我が軍の大捷に歸し、一躍して世界六大強國の伍中に列し、國運の發展目覚ましいものがあり。本會も亦之に伴うて一大飛躍を試みざるべからざる勢となり、その基礎を鞏固ならしめる目的を以て、明治三十九年二月の代議員會に於て、本部提出にかゝる左の規定を議決し、爾後四十年より毎年これを蓄積することとなつた。その蓄積規定は左の通りである。

戰捷記念基本金蓄積規程

第一條 本會ノ基礎ヲ確立シ會務ノ伸張ヲ期スル爲メ戰捷記念

トシテ基本金三萬圓ヲ蓄積スルモノトス
第二條 基本金ハ左ノ數種ヨリ蓄積ス

一、會員及び會員外ノ寄附金
 一、本會財産ヨリ生ズル收入
 一、歳入出精算殘金ノ幾部

第四條 第二條第一號ノ寄附金ハ各支會ノ分擔標準額ヲ定ム
 第五條 寄附金ノ年賦ニ屬スルモノ、契約ハ五ヶ年以内トス
 第六條 寄附金ノ徵收期ハ一月、六月ノ二期トシ支會ハ之ヲ經集シ同月末日マデニ明細書ヲ添ヘテ堅ク本會ヘ送付スベシ
 第七條 本規程施行ニ要スル細則ハ會長之ヲ定ム

右の規定によつて蓄積された基本金特別會計財産目録の寫は次の通りである。

年 度	積立金現在高
明治三十九年	一、〇五六、三八〇
同 四十年	二、四〇〇、八二八
同 四十一年	三、七九四、八六三

同 四十二年	五、四九八、四一一
同 四十三年	七、六四四、三九八
同 四十四年	七、八九三、六四八

(第四章第八節參照)

第七節 本會々員數

本會々員は、最初教育者のみに限るの状態であつたが、時勢の推移と會の積極的方針と相待つて、次第に地方有志の加入するもの多きを加へ、明治三十五年五月一日現在の本會々員數は左の通りとなつた。その後會運は年を追うて發展し明治期の末年に於ける會員數は、左の通りで總數に於て約二倍となり、一般有志者の數が、全體の約四割に達したのである。

(第四章第六節參照)

種別	明治三十五年五月一日現在		明治四十四年九月一日現在	
	教育關係者	一般有志	教育關係者	一般有志
早良	九五	二	一一八	九〇
糸島	一九五	五三	三五六	四六
浮羽	一三八	四	一八二	七二
三井	二〇六	一〇	二二六	三〇〇
三瀨	二六四	六〇	二五〇	三三三
八女	二八一	七〇	三五一	四三三
山門	一九〇	六〇	三三七	四九二
合計	一、九一〇	一五五	三、三二七	五、〇七五

第八節 本會の經費

會運の發展、會員の増加、縣費補助の増額等種々の原因によつて、本會の經費も亦逐年膨脹の一途を辿るのであつた。但し明治三十六年度よりは、教育會報發行の費用が特別會計となつたので、一時減少したやうに見えるけれども、一二年後には再び分離以前と同様の金額に達したのである。今毎年度の決算額を表示すれば左の通りである。(第四章第七節參照)

年 次	歳入	歳出	歳入中ノ縣費補助金	
			全	備考
明治三十二年度	二、七七八、八五〇	二、四七七、〇七〇	一、〇〇〇	三、九三三、二四三
全 三十三年度	三、三九八、九六三	三、〇〇六、三三〇	一、〇〇〇	四、五五五、一七一
全 三十四年度	三、七〇三、五五六	三、七〇一、四三三	一、〇〇〇	四、六三六、一〇〇
全 三十五年度	三、〇三九、三一一	三、〇七〇、四〇六	一、〇〇〇	四、四三三、五八八
全 三十六年度	九三三、四七〇	九、〇七一、七一	一、〇〇〇	一〇、〇四六、七〇一
全 三十七年度	一、四〇四、六三三	一、四〇四、一六二	一、〇〇〇	一〇、四四五、元四
全 三十八年度	二、六九九、四八二	二、三九六、〇六六	一、〇〇〇	四、六八八、〇三五
全 三十九年度	三、六四三、七三三	三、三三三、三八六	一、〇〇〇	四、六八八、〇三五

第九節 本期中の代議員會

(一) 會期と開催狀況

本部總集會と云ふ名稱は、明治三十年の第十六回を以て最終として、以後代議員會と改稱されたことは、既に記述したところであるが、本期中に開催された代議員會を表示すれば左の通りである。

回数	開會年月日	期間	會場	出席員數	(明治三十七年二月ノ代議員會ハ之ヲ見合ハスルコトニナツタ)
一六	明治三〇、一〇、一四	三	縣會議事堂	不明	二四 明治三八、二、一六 三 縣會議事堂 九七
一七	同 三一、一〇、一二	四	同前	九〇	二五 同 三九、二、一 三 同前
一八	同 三二、四、二七	二	同前	不明	二六 同 四〇、二、二一 三 同前
一九	同 三二、一〇、二五	三	同前	不明	二七 同 四一、二、二〇 三 同前
二〇	同 三三、一〇、一八	三	第一日同前 第二、三日師範學校	九〇	二八 同 四二、二、八 三 同前
二一	同 三四、一〇、一〇	三	縣會議事堂	一〇〇	二九 同 四三、二、三 三 同前
二二	同 三五、一〇、九	三	同前	一〇一	三〇 同 四四、二、一六 三 同前
二三	同 三六、一〇、二二	三	師範學校	一〇五	

前章の例によつて、本期中代議員會開催の狀況を示せば大要左の通りであつた。

一、本部提出議題ノ審議

コノ内ニハ豫算書モアリ

一、會務報告

經常費決算、特別會計決算、調査事項等

一、役員選舉

他ノ會合へ派遣代議員等ノ選舉ナモ含ム

一、各支會提出題ノ審議

一、建議案ノ審議

以上

(二) 出席員氏名

前章の例により、本期中の出席代議員氏名を列記すれば左表の通りで、本期中に於て地方有志家の顔觸れの多くなつたのは特に注目すべき點である。

氏名	福岡市	年次	氏名	小倉市	年次
島田寅次郎	31		土居嘉四郎		
篠原敏樹	31	31	齋田耕陽		
中村能道	31	32	永島意之助		
宇佐元緒	31	32	津田利夫		
丸田重雄	31	33	立石仙六		
内田幾次郎	32	33	高富法房	32	32
梅野駿二	33	33	萩野豊	32	33
増田茂生	33	34	宇高宣光	33	33
有村彦九郎	34	34	淺田谷藏	33	34
中島次郎吉	35	35	水野光衛	34	35
楠原正實	36	36	杉本國太郎	35	36
織田勝馬	26	36	太田徳次郎	36	36
藤好親繁	38	38	相川規一	38	38
林好親繁	38	39	入江衛	39	39
下河内十二藏	40	40	金澤來藏	40	40
津田清長	39	39	古賀定吉	41	41
森脇新平	39	39	佐々木高	42	42
鷺見剛亮	41	41	伊東義路	42	42
山下房吉	41	41	井手鶴壽(伊親)	43	43
大木俊九郎	42	42	酒井仙太郎	43	43
			山村助太郎	44	44

狩野滋三郎 32 32 32 32
 芹田三郎 33 33 33 33
 古川勝隆 34 34 34 34
 葛八郎 35 35 35 35
 秦傳次郎 36 36 36 36
 芳村御里 37 37 37 37
 橋本元吉 38 38 38 38
 鬼倉樺太 39 39 39 39
 淵上貫之 40 40 40 40
 藤井厚丸 41 41 41 41
 矢野八百藏 42 42 42 42
 梶山謙吉 43 43 43 43
 原田義藏 44 44 44 44
 石橋茂樹 45 45 45 45
 川口尙義 46 46 46 46
 矢野準次郎 47 47 47 47
 永田權平 48 48 48 48
 石橋勇三郎 49 49 49 49
 柴田文城 50 50 50 50
 平位豐太郎 51 51 51 51
 荒川太滉 52 52 52 52
 今村貞太郎 53 53 53 53
 中原植雄 54 54 54 54

郡 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

廣田波雄 31 31 31 31
 大川英太郎 32 32 32 32
 福田丑之助 33 33 33 33
 勝野貞吉 34 34 34 34
 青木眞五郎 35 35 35 35
 谷甚藏 36 36 36 36
 田丸三太郎 37 37 37 37
 川崎浩之 38 38 38 38
 島寛太郎 39 39 39 39
 津上嶮路 40 40 40 40
 緒方正雄 41 41 41 41
 德田信矣 42 42 42 42
 本田俊夫 43 43 43 43
 松崎悟 44 44 44 44
 松下坂正 45 45 45 45
 松尾乙吉 46 46 46 46
 有田治三郎 47 47 47 47
 小旗陳 48 48 48 48
 平川正幹 49 49 49 49
 神崎信 50 50 50 50
 松尾伊和 51 51 51 51
 小島尙吾 52 52 52 52
 林元三郎 53 53 53 53

七 31 31 31 31
 32 32 32 32
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

上田梅太郎 31 31 31 31
 廣田野二 32 32 32 32
 梅野駿二 33 33 33 33
 安河内健兒 34 34 34 34
 梅澤潛二 35 35 35 35
 吉田彌太郎 36 36 36 36
 穗坂重吉 37 37 37 37
 香椎駿太郎 38 38 38 38
 瓜生信之 39 39 39 39
 金丸玄纈 40 40 40 40
 泊辰三郎 41 41 41 41
 野田實郎 42 42 42 42
 大里保實 43 43 43 43
 三宅拓造 44 44 44 44
 村上德造 45 45 45 45
 野見山俊次 46 46 46 46
 大和三次郎 47 47 47 47
 上杉龍馬 48 48 48 48
 村山成一郎 49 49 49 49
 前田正好 50 50 50 50
 田生正次 51 51 51 51
 狩野敏生 52 52 52 52

郡 31 31 31 31
 32 32 32 32
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

中田新次郎 31 31 31 31
 鬼木申五郎 32 32 32 32
 平位豊太郎 33 33 33 33
 辻勇夫 34 34 34 34
 高橋正志 35 35 35 35
 川崎浩之 36 36 36 36
 小泉於菟彦 37 37 37 37
 川島淵明 38 38 38 38
 片山元造 39 39 39 39
 德永龍次郎 40 40 40 40
 山崎操 41 41 41 41
 眞子松次郎 42 42 42 42
 田邊常美 43 43 43 43
 安河内孝介 44 44 44 44
 田邊敏夫 45 45 45 45
 古賀克巳 46 46 46 46
 石村壽吉 47 47 47 47
 吉田勝久馬 48 48 48 48
 多田勇 49 49 49 49
 小西松次郎 50 50 50 50
 大森次郎 51 51 51 51
 鳥田寅次郎 52 52 52 52
 櫻井英一 53 53 53 53

七〇 31 31 31 31
 32 32 32 32
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

田中眞太郎 江頭尙令 内野喜代治 鳥敬之 北原賢吉 平位豊太郎 小笠兼次郎 田中幹之助 寛林松太郎 眞藤増郎 緒方通利 深田澄之助 川口深造 牛島正九郎 梯岩次郎 山路忠夫 坂本百次郎 横溝常道 近本甲五郎 宮園萬造 近藤好吉 延豊次 稻富廣吉

八女郡
 32 32 32 32 32 郡
 33 33 33 33 33
 34 34 34 34 34
 35 35 35 35 35
 36 36 36 36 36
 38 38 38 38 38
 39 39 39 39 39
 40 40 40 40 40
 41 41 41 41 41
 42 42 42 42 42
 43 43 43 43 43
 44 44 44 44 44

堀甚藏 谷典常 樋口貫之 平賞之 樋口正作 野見山俊次 木下定次 中村九郎 橋本安太郎 橋本治夫 堀本治吉 大原信義 緒方文四郎 宮本伯次郎 野井正路 野井正路 中田新二郎 今村貞太郎 高野種臣 戸次純一 村山成一郎 荒木信彦 内山田民治

七三
 32 32 32 32 郡
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

長澤禎太郎 泊辰三郎 村山成一郎 堀田忠恕 野田實賢 中島修治郎 中村亘 菊池市太郎 西澤徳之助 小堀熊次郎 石井健三郎 安河内健兒 宇野虎三郎 坂口三郎 佐藤準藏 田村一太郎 村田謙次郎 矢野八百藏 久野才吉 佐々木己喜次 江崎濟光 宇高宣光

三井郡
 31 31 31 郡
 32 32 32 32
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

細江新之助 村上嘉一 俣野久米吉 江藤富次郎 吉浦主税 新庄復次郎 永田卯三郎 上野七郎 山川末次郎 淺田意章 山田虎之助 三原久刀 井手忠次郎 天野開作 野田實賢 久保山庫太 秦傳次郎 川端久五郎 西原弘毅 坂井敬一 野口操 山浦元吉 橋本元吉

七二
 31 31 31 郡
 32 32 32 32
 33 33 33 33
 34 34 34 34
 35 35 35 35
 36 36 36 36
 38 38 38 38
 39 39 39 39
 40 40 40 40
 41 41 41 41
 42 42 42 42
 43 43 43 43
 44 44 44 44

宮崎祥錄	33	33
野間雅人	35	36
矢野彈三	38	
上條悦次郎	34	34
松井清作	34	34
大塚政輝	34	34
安蘇健太郎	35	
長谷川鐵二	36	
崎山克治	38	38
田尻秀次郎	39	39
宮永七郎	41	41
矢野準次郎	39	39
村田謙次郎		
萩原將猷	40	40
川口尚義	41	41
楡原延彦	42	
木村包政	43	43
津留郭昌	44	44
是永昌	44	44
安河内孝介	31	31
潮田幾之助	32	32
豐永房吉	33	33
今井文壽	34	34

八田秀穗	34	34	34
秋滿有常	39		
落合敬久	35	35	
高崎八太郎	36	36	
熊谷雷公	38	38	
佐野一夫	39	39	
竹下虎夫	40	40	
鶴崎茂	41	41	
松本定之	42	42	
川崎浩之	43	43	
佐々角太郎	41	41	
山崎操	42	42	
林田六郎	43	43	
小笠原直醇	44	44	
榊見茂平			
勢島昇藏	43	43	
宮下賢造	44	44	
上村貫次郎	44	44	
中村豐彦	44	44	
鹽見達郎			
楡原延彦	32	32	
林嘉久馬	33	33	
西村卯太郎	34	34	

阿部金雄	43	43	43
太田豐藏	44		
立野新五郎	33	33	33
河原直吉	34	34	34
神崎三池	35	35	35
成瀬利貞	36	36	36
戸次純一	38		
内野喜代治	39	39	39
岩井喜久治	40	40	40
永江浪雄	41	41	41
太田豐藏	42	42	42
堤俊藏	43	43	43
安東懸	44	44	44
下坂正雄	39	39	39
鹿毛和一	40	40	40
黒田純藏	41	41	41
富松喬	42	42	42
小簇陳	43	43	43
岩井芳三郎	44	44	44
坂口峻			
潮田佐太郎	31	31	31
池尻滄平	32	32	32

杉本國太郎	31	32
萩野政太郎	33	33
加藤虎吉	33	33
鍋山貞木	34	34
山手知美	34	34
坂本百次郎	35	35
小泉於菟彦	35	35
中谷俊榮	36	36
友石類次郎	36	36
唐生惟義	38	38
尾田徳次郎	39	39
原田義藏	40	40
中村陽次郎	41	41
宇都宮功	41	41
岩崎富五郎	42	42
村田謙次郎	43	43
泊辰三郎	43	43
外山禎次郎	44	44
村山繁太郎	44	44
高田秀親		
兒玉浩川		
池田勳	33	33
赤間寛	34	34



池田太一	34	39	42	44
川口尙義	34	36	38	
矢野八百藏	36	38		
矢幡小太郎	38	40	41	
穂坂重吉	39	40	41	42

(三) 各年度の議題

前章に倣ひ、第二期中の主なる議題を列挙すれば左の通りである。本期の議題を通覽して社會教育に關する問題を論議するものゝ多くなつたことは着目すべき點で、教育勃興の機運に乘じ學校設備と教員の研究修養に關する問題を加へたことも、亦一顧を與ふべきところである。又本期中に於て特に本部提出題の多數なるは、本縣が當時如何に中央の指導獎勵に順應して改善進歩に努めてゐたかを推想されるのである。

一、知事諮問案

明治三十一年

- 一、家計貧困ノ兒童ヲ就學セシムルニハ子守兒童教育ヲ施設スルノ必要アルヲ認ム其ノ適良ノ方法如何(調査案答申)
- 一、實業補習學校ヲ設置スルノ必要ナキカ(調査案答申)

(二) 本部提出

明治三十一年

- 一、小學校ニ於テ教授スベキ漢文字ヲ調査スルコト(可決)
- 一、高等小學校ニ於テ農工商ノ一科若クハ二科ヲ加ヘ生徒ヲシテ成ルベク之ヲ學習セシムルノ方針ヲ取ルノ件(可決)
- 一、學校ノカヲ以テ學生ノ喫煙ヲ防止スル方法ヲ調査スルコト(可決)

明治三十四年

神崎勳	41	42	43	44
井上吉太郎	42			
小田鐵次郎	43	43	44	
浦野岩吉	43			
淺尾三保吉	44			

一、農業、商業、算術教科書ヲ編纂スルコト

明治三十六年

- 一、縣費補助金五百圓ヲ増加セラレンコトヲ縣會ニ建議スルノ件(可決)
- 一、本會規則改正ノ議(可決)
- 一、縣下中等教育機關ノ設備ニ關スル本會ノ意見ヲ定ムルノ件(可決ノ上其調査ヲ役員ニ附託ス)

同 四十一年

- 一、國語假名遣ヲ改訂シ速ニ其ノ實施ヲ決行セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スル件(可決)
- 一、縣費ヲ以テ左ノ二件ヲ實行セラレンコトヲ建議ノ件(可決)
- 一、縣下教育者中多年勤績、成績良好、才幹適當ナルモノ一名ヲ學ケ約一ケ年間歐米ノ學事ヲ視察セシムルコト(可決)

(否決)

- 二、縣下教育者中多年勤績、成績良好ナルモノヲ學ケ高級ノ學校ニ就キ學術及教授法ノ研究ヲナサシムルコト(可決)

同 四十二年

- 一、縣下女生徒ノ服裝ヲ簡袖ニ一定シ會員各自ニ盡力シテ其ノ實行ヲ期スルコト(可決)

同 四十三年

- 一、縣費ヲ以テ毎年二十名以上ノ教育視察員ヲ他府縣ニ派出セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件(可決)

同 四十四年

- 一、市町村青年會ノ修業事項ニ成ルベク擊劍、柔道ノ加設ヲ獎勵スルコト(可決)

同 各支會ハ時々講演會ヲ開キ知徳ノ發達ヲ提擧スルコト(可決)

- 一、服務年限滿了ノ教員ニ對シテハ成ルベク其ノ進退去就ニ便宜ヲ與ヘラレンコトヲ其ノ筋ニ要望スルコト(可決)

同 朝鮮人教育ノ爲メニハ服務年限ノ滿了者ハ勿論年限中ノ者ト雖モ成ルベク就任ノ便ヲ與ヘラレンコトヲ其ノ筋ニ要望スルコト(可決)

同 市町村文庫ノ設置ヲ獎勵スルコト(可決)

- 一、女教員問題ノ研究ヲ帝國教育會ニ要望スルト同時ニ本會及ヒ支會ニ於テ調査スルコト(可決)

同 師範學校本科第一部第一學年生徒ノ學費ヲ公費トセラレンコトヲ知事ニ建議スルコト(可決)

(三) 各支會提出

明治三十一年

- 一、師範學校本科第二部生徒ノ員數ヲ増加セラレンコトヲ知事ニ建議スルコト(可決)
- 一、小學校ニ於ケル女子教員ヲシテ最モ實際ニ適切ナラシムル方法及ビ制度調査ノ件(可決)
- 一、就學義務未了者ノ雇主若クハ師匠ニ就キ保護者要件設定ノ儀ヲ縣知事ニ稟請ノコト(可決)
- 一、國民教育普及ノ爲メ義務教育未了ノ保護者ニ對シ相當ノ制裁ヲ設ケラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ議(可決)
- 一、縣立農學校ヲ設立セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ件(可決)

明治三十二年

- 一、小學校兒童ノ公共心養成法取調ノ件(否決)
- 一、高等小學校教科目ニ英語ヲ加フルノ可否(否論)
- 一、尋常小學校ニ於テ筆算併用ノ可否(否論)

明治三十三年

- 一、教育品陳列場ヲ師範學校内ニ創設アランコトヲ縣知事ニ建議スルノ議(可決)
- 一、小學校ノ圖書審查ハ本縣ノ狀況ニ於テ左ノ各項ニヨリテ區別スルコト(可決)
- 1、單級多級ノ修身ハ各別ニ選定スルコト(可決)
- 2、高等小學校ノ修身、國語、理科ハ男女各別ニ選定スルコト(可決)

- 3、圖書ハ鉛筆、毛筆ノ二種ヲ選定スルコト
- 4、高等小學校ノ歴史ハ二年程、三四年程各別ニ選定スルコト
- 一、小學校圖書審査委員會ニ小學校教員ヲ加ヘラレンコトヲ文部大臣ニ建議スルノ議
(右ハ九州沖繩ハ縣聯合教育會及ビ全國聯合教育會ニ提出スルコトニ決ス)
- 同 三十四年
- 一、本縣師範學校ニ商業ノ一科ヲ加ヘラレンコトヲ知事ニ建議スル件
(可決)
- 同 三十五年
- 一、公立學校生徒及ビ兒童ニ授クベキ禮式標準調査ノ件
(可決)
- 同 三十六年
- 一、福岡縣教育會ノ沿革史ヲ編纂スルコト
(可決)
- 一、中等程度ノ學校ニ於ケル寄宿會ノ新設及ビ擴張ヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- 一、學校醫會ヲ開設セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(否決)
- 一、手工科講習會開設ノ件
(可決)
- 同 三十八年
- 一、小學校教員ニシテ戰時若クハ事變ニ際シ召集ヲ命セラレ休職トナリタル場合ニ於テ之カ優待ノ道ヲ開カレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ議
(可決)

- 一、福岡縣教育議會設立ノ件
(可決)
- 一、縣下教育ノ現況ニ鑑ミ初等中等社會教育上將來ニ向ツテ緊急注意若クハ實行スベキ事項調査ノ件
(可決)
- 同 三十九年二月
- 一、本縣師範學校ニ模範學校園ヲ設置セラレンコトヲ縣知事ニ建議スル件
(可決)
- 同 四十年
- 一、小學校教員ノ互助法ヲ制定セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スル件
(可決)
- 一、高等小學校女兒用修身書ヲ編纂セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件
(可決)
- 一、福岡縣學事會ヲ設立セラレンコトヲ知事ニ建議スル件
(可決)
- 一、巡回圖書館ヲ設立セラレンコトヲ縣知事ニ建議スル件
(可決)
- 同 四十一年
- 一、縣下教育成績者表彰法ヲ設ケル件
(可決)
- 一、縣立女子技藝學校設置ノ件
(可決)
- 一、縣立商船學校設立ヲ速ニセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- 一、女子師範學校第一部入學生ハ郡市長推薦生ト一般應募者トノ二種ニセラレンコトヲ縣知事ニ建議ノ件
(可決)
- 一、文部省開設ノ實業教員夏期講習會ヲ本縣ニ於テ開設セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)

- 一、福岡醫科大學内ニ公開講義ヲ開始セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- 一、小學校教員給与縣費以上ノ支給トセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(否決)
- 一、九州沖繩八縣聯合共進會ニ際シ福岡縣教育案内誌ヲ編纂シテ來觀ノ教育者ニ頒ツコト
(可決)
- 一、本縣師範學校訓導中縣ト初等教育指導ノ任ニ當ルモノヲ設ケラレンコトヲ縣知事ニ建議スル件
(可決)
- 同 四十二年
- 一、國定修身書ニ附隨シタル作法書ヲ編纂セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件
(可決)
- 一、女教員ノ職服ハ必ス筒袖ヲ用フルヤウ獎勵セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- 一、教育基金ノ填補ヲ速ニセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件
(可決)
- 一、本縣ニ高等學校ヲ設置セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件
(可決)
- 一、高等小學校用商業教科書ヲ速ニ改定セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ件
(可決)
- 同 四十三年
- 一、陰曆廢止ノ精神ヲ貫徹センガ爲メ曆面ヲ改定セラレンコト

- 一、其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- 一、小學校教員ヲ委任待遇トスルヲ得ルノ制ヲ設ケラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ議
(可決)
- 一、九州沖繩八縣聯合教育品展覽會開催ノ期ニ際シ本會ノ主催ニヨリ九州沖繩八縣聯合青年大會ヲ開催スルノ件
(可決)
- 同 四十四年
- 一、教育功勞章ヲ授與スル規程ヲ設ケラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件
(否決)
- 一、裁縫科教員講習會ヲ縣設トシテ開催サレンコトヲ建議スル件
(可決)
- 一、福岡縣公報ヲ縣下各小學校ニ配布セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト
(可決)
- (三) 建議
明治三十六年
- 一、小學校學級數ヲ十八學級マデ増加シ得ベキ法令ヲ制定セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スル件
(可決)
- 同 四十二年
- 一、國語假名遣ヲ速ニ改正セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スル件
(可決)
- 一、現行高等小學校商業科教科用書ヲ速ニ改定セラレンコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件
(可決)

第十節 教育總會

總會も亦本會振興方案の一端として生れ出た事業で、最初は來會者の便利を謀り、福岡、久留米、小倉の三地方輪番に開催し來つたが、第七回よりは福岡市に一定して開くことゝなつた。その開催月日、場處等を表示すれば次の通りである。

回数	開催年月日	期間	會場	出席員名	出席員数
一	明治三二	年七月二五	福岡	二〇〇	六〇〇
二	同 三二	年七月二九	第一日久留米高等小學校	不明	六〇〇
三	同 三三	年七月二九	第二日久留米菜園	不明	八〇〇
四	同 三三	年七月二九	小倉常盤座	七〇〇	五〇〇
五	同 三四	年七月二九	福岡永樂座	六五〇	四〇〇
六	同 三五	年七月三〇	菅公祭當時教育大會ヲ開催シテ總會ニ代ヘタ	七〇〇	四〇〇
七	同 三六	年七月三一	久留米惠比須座	七〇〇	四〇〇
八	同 三七	年七月三〇	福岡縣會議事堂	六〇〇	六〇〇
九	同 三九	年七月二一	同前	八〇〇	八〇〇
一〇	同 四〇	年七月三〇	同前	五〇〇	五〇〇
一一	同 四一	年七月三〇	同前	四〇〇	四〇〇
一二	同 四二	年七月三〇	福岡高等女學校	四〇〇	四〇〇

舉行事項としては、名士の演説、會員の談話、討論等で、毎回一二人の名士を招聘して、その講演を聞くのを例としてゐたが、回を重ねるに従ひ、種々新考案を加へて、少しづつ異同があつたから、今その特徴ある數種の例を掲げることとする。

第一回總會

第一日

- 討論題 高等小學校圖畫科ニ於テ鉛筆毛筆何レヲ可トスベキカ(男子ニハ鉛筆、女子ニハ毛筆ヲ可トスルモノ多數)
- 會員談話 築上郡 池田 太一 嘉穂郡 梅野 駿二
- 作文教授法 生徒出席獎勵法
- 訓示

- 本縣知事曾我部道夫
- 會員談話 京都郡 安河内孝介 企救郡 吉武 藤吉
- 題未定 福岡市 城 貫一
- 題未定 繪畫 矢田 一嘯

第二日

- 討論題 小學校ニ於テ宿泊ヲ要スル修學旅行ヲナスノ可否(高小男兒ノミ宿泊旅行ヲ可トスルモノ大多數)

演説

- 現今ノ軍隊教育ニ就テ 陸軍大尉 横地 貞幹
- 服從ノ効用ニ就テ 陸軍少佐 鈴木 敬事
- 普通教育ト海軍教育ノ關係 海軍中佐 福井 正良
- 戰爭ノ起因及ビ其ノ準備 陸軍大尉 本多 嘉熙

演説

- 將來ノ道德 文學博士 中島 力造
- 軍隊教育上地方教育ニ關スル希望 陸軍大尉 石井彌四郎
- 實業教育ニ於ケル世人ノ謬見 福岡工業學校長 杉本源吾
- 演題未定 福岡師範學校長 森本 清藏

第三回總會

第一日

- 討論題 小學校舍内ニ於テ戶外ニ用フル草履又ハ土足ヲ禁ズルノ可否(採決見合セ)
- 演説 實業教育ニ就テ 福岡工業學校長 杉本 源吾
- 近世哲學思想ノ趨勢 修猷館長 隈本 有尙

- 討論題 尋常小學校ノ日用書類ハ候文體ヲ廢シテ談話文體トスルノ可否(否論多數)
- 會員談話 高等小學校女生徒ニ着袴セシムルノ可否(未決)
- 自製實物算教授機械ノ説明 浮羽郡支會員 田籠松三郎

第二回總會

第一日

- 討論題 尋常小學校第二學年以下ニ算盤ヲ用ヒシメル利害(有害說多數)
- 尋常小學校複式學級ニ於テ生徒用修身書ノ全部若クハ一部ヲ廢スル可否(一部廢止說多數)
- 演説 條約改正後ニ於ケル注意ノ件 修猷館長 隈本 有尙
- 内地雜居ト商業思想ノ養成 久留米商業學校長 外山一郎
- 國民教育ニ於ケル國史ニ就テ 文學士 野村 洗一

演説

- 倫理學說ニツキテ 醫學博士 森 林太郎
- 國民教育上體育ノ位置 福岡師範學校長 園田定太郎
- 商業教育 福岡商業學校長 有村彦九郎

第二日

- 討論題 尋常小學校第二學年以下ニ算盤ヲ用ヒシメル利害(有害說多數)
- 尋常小學校複式學級ニ於テ生徒用修身書ノ全部若クハ一部ヲ廢スル可否(一部廢止說多數)
- 演説 條約改正後ニ於ケル注意ノ件 修猷館長 隈本 有尙
- 内地雜居ト商業思想ノ養成 久留米商業學校長 外山一郎
- 國民教育ニ於ケル國史ニ就テ 文學士 野村 洗一

- 余ガ所謂小學校教師 大學院學生文學士 藤井健治郎
- 良心論 文學博士 中島 力造
- 軍事教育ト普通教育トノ關係 第十二師團參謀長砲兵大佐 楠瀬 幸彦

討論題
小學生徒ニ貯金セシムルノ利害(時間不足ニヨリ討議セズ)
見學
製紙會社

第八回總會

第一日

演說

社會改良ノ運動ニ就テ 東京高師教諭 佐々木吉三郎

所感

八名 島野 翠

實驗談

短艇競漕

午後三時ヨリ福岡船町濱ニ於テ舉行

教育意匠品及ビ論文展觀

二日

討論

小學校ノ修身教授ニ於テ寓言童話ヲ採用スルノ可否 (可論多數)

演說

模倣ト創意

福岡醫大教授 宮入慶之助

勞動ノ教育

東京高師教諭 榎橋源太郎

福岡醫科大學參觀

教育意匠品及ビ論文展觀 前日ノ通

意匠品五十八點中優等トシテ賞狀ヲ授與サレタモノノ左ノ通り
日本歴史年代表 嘉穂郡飯塚高等小學校
習字板 糸島郡教育品研究所
鞆 企救郡足立高等小學校
新案地圖 友納友次郎
論文三十七點中優等トシテ賞狀ヲ授與サレタモノノ左ノ通り
女子教育論 小倉高等女學校教諭 酒井仙太郎
商業教授新案 高木 修吉
活動的教育主義 鞍手郡直方高小校長 有吉 邦藏
女子ノ初等教育 鞍手郡直方高小校長 上野 七郎
教育ノ成績ヲ上進セシムベキ方法

第十回總會

舉行順序ハ次ノ通り

一、音樂

二、演說

三、音樂

四、演說

五、實驗談

六、音樂

演說

童話ニ就キテ

挨拶

新興國ノ教育

七、賞狀授與

八、演說

九、音樂

十、演說

十一、實驗談

國語講師 高野 辰之
縣知事 寺原 長輝
社會學講師 建部 遜吉

教育家ト軍人トノ關係ヲ述ベテ戰後國民ノ覺悟ニ及ブ

靈魂不滅ト教育

實驗談

書方ニ於ケル初歩教授

通俗教育ニ關スル實驗

書方ニ就キテ

勅語教授ニ就キテ

國語科教授ノ缺點ニ就キテ

假名教授ニ就キテ

論文及ヒ意匠品展觀

館ニ於テ)

(七月三十一日ヨリ八月二日マデ福岡市天神町技藝實習女學

論文出品點數百三十四點中 賞狀授與八點

受賞者ノ氏名ハ左ノ通りデアル

教育ノ効果ヲ永久ナラシムル方法

朝倉郡上秋月尋常小學校長 城戸 尙喜

我が校ニ於ケル復習法ノ實際

門司市錦町男子尋常高等小學校 糸島郡教育品研究所

我が校ノ學園

發表主義ニ基ケル教授ノ實際

門司市門司高等小學校訓導 高津 市治

我が校ノ實際

筑紫郡御笠北高等小學校 普通教育ニ於ケル圖畫科ノ意義及ビ時弊

福岡縣女子師範訓導 友納友次郎

小學校ニ於ケル歴史教授ヲ論ズ

鞍手郡直方高小校訓導 秦 功

小學校ニ於ケル運動場ノ設備ト其ノ使用法

福岡市福岡高小校訓導 中村 徹二

意匠品出品點數六十七點中賞狀授與三點

授賞者氏名ハ左ノ通り

數ヘ主義教法ヲ基礎トシタル計數器

朝倉郡支會員 平井 常道

和漢洋對照年代表

嘉穂郡穗波高小校訓導 淵上幾次郎

木筆削 同 大谷賀五郎

早良郡教育品研究所

第十一回總會

實驗談

學校博物館ニ就テ

漢字教授法

實物寫生器ニ就テ

愛郷心養成手段

事物計算主義ト形式的陶冶主義

教授要件ノ二三

訓練餘談

鞍手郡福丸高小校長 原田 義藏

浮羽郡視學 村田謙次郎

福岡市吳服尋常校訓導 山本筆次郎

宗像郡勝浦尋常校訓導 小林 積藏

遠賀郡岡垣高小校訓導 河原 治壯

同 八幡高小校訓導 築山 四郎

久留米日吉尋常校長 水野 光衛

- 活用塗板使用実績 朝倉郡金川高小校訓導 藤井篤三郎
- 所感ノ一二 東京高師訓導 立石 仙六
- 所感 福岡師範校長 濱口 庄吉
- 貝原益軒ト將來ノ教育 文學博士 井上哲次郎
- 教員者諸君ニ望ム 福岡縣事務官 折原巳一郎
- 學齡兒童ニ於ケル鼻ツマリニツキテ 醫學博士 久保猪之吉
- 農學博士 横井 時敬
- 時代ノ趨勢 醫學博士 横井 時敬
- 第二日午後一時ヨリ教育成績者ニ對シ記念品贈呈式並ニ意匠品論文ノ授賞式ヲ行ウタ
- 論文ノ授賞式ヲ行ウタ
- 教育成績者ハ左ノ通り
 - 三井郡御井高等小學校長 細江新之助
 - 糸島郡一貴山尋常小學校長 徳田 信矣
 - 自治自學ニ基ケル新教育方案 嘉穂郡穂波高等小學校
 - 尋常小學校ニ於ケル新入學兒童取扱法
- 活用塗板 筑紫郡御笠北高小校訓導 齋田壯太郎
- 復習用歴史年表及ビ器械 福岡市福岡高小校訓導 瀧口 純一
- 實物寫生器 福岡市上吳服男子尋常校訓導 山本筆次郎
- 小學校ニ於ケル農業教授論 遠賀郡内浦尋常校長 川原福太郎
- 統計ヲ基礎ニ觀タル缺陷兒童ノ訓育法 朝倉郡甘木高小校訓導 田代 晋
- 小學校ニ於ケル教育品展覽會 田川郡弓削田高小校訓導 藤井 民藏
- 企救郡松江尋常高等校訓導 白竹丈次郎
- 我が校實施ノ校訓ト訓練要項 福岡市中市小路尋常小學校
- 我が輩ハ學校ノ先生デナイ 宗像郡下西郷尋常校訓導 花田甚五郎
- 習ハセ主義ノ讀方教授 筑紫郡御笠北高小校訓導 齋田壯太郎

以上記述した通り、總會の開催は概して有功で教育者の刺戟となり、大に研究心を惹起せしめたことは没すべからざる功績と云はなければならぬ。然し連年繼續開催した爲めに、人間の弱點として多少倦怠の氣味を生じたことも亦蔽ふべからざる事實で、出席者の數が漸次減少したことはその一證左と云はねばならぬ。本會幹部に於ても此に見る所があつたと見えて、明治四十三年度には開催を見合せ、その翌四十四年の代議員會に於ては、本會規則第七條に「總會ハ時宜ニヨリ開カザルコトアルベシ。」との一項を加へる改正案を提出してこれを可決したので、爾來數年間は總會を休止することゝなつたのである。

猶前記以外の總會に於て受賞した人々の氏名を擧ぐれば次の通りである。

第九回

- 意匠品應募總數四十七點中賞狀ヲ授與セラタモノ三點
 - 昆虫標本 鞍手郡劍高小訓導 八尋 幸六
 - 黒板拭除粉器 福岡工業學校工手 笠 安太郎
 - 日本地圖 田川郡教育支會第三部研究會
- 論文應募總數九十五點中賞狀ヲ授與セラタモノ六點
 - 學校園ニ對シ抱持セル意見ノ概要 筑紫郡支會員 鬼倉 樺太
 - 教育ノ効果ヲ全カラシムヘキ教授以外ニ於ケル教育的設備ニツキテ 門司高小校訓導 友納友次郎
 - 國語科讀方教授法ニ關スル研究 嘉穂郡長尾高等小學校
 - 我が校ニ於ケル自然研究 門司市清見尋常小學校
 - 我が校ニ於ケル實地問題 門司市錦町男子尋常小學校

理科教授ニ於ケル郷土的教材

第十二回

- 意匠品論文ニ對シ賞狀ヲ授與シタモノ五點
 - 余ガ尋常第一學年ノ訓練 福岡市當仁尋常校訓導 脇山 勝藏
 - 卒業前後ニ於ケル兒童指導法 嘉穂郡穂波高小校訓導 村山 増吉
 - 無視セラレタル社會ノ觀察及ビ指導ノ實際 宗像郡福岡尋常高等校訓導 吉田 健
 - 我が校訓練ノ實際 門司市錦町男子尋常高等小學校
 - 復習適用日本歴史年表 宗像郡福岡尋常高等校訓導 花田甚五郎

教育總會の思出

今村 貞太郎

今回創立五十年記念誌發行に際し、特に教育總會懷舊談を求められましたけれど、記憶すること殆どなく、已むを得ず、多少自慢話に類しますが、思切つて有りの儘を書いて見ることに致しました。

想ひ起す四十年前、明治三十一年七月廿六日頃、思出多き第一回教育總會が開かれました。その頃私は福岡高等小學校訓導で、時の校長は縣教育の大恩人中垣安太郎氏でありました。當時の總會行事といふものは、名士の講演及び對論の論題は一ヶ月許り前に内示され、各自に發表希望を申込ませて置いて、其の當日抽籤によつて可否各三名位を採り、各々十分程度發表させたものでした。何れの問題にも賛否相半ばする状況で、私の申込みました論題は、儘か『小學校兒童運動場に於ける跣足の可否』といふ題材で、この問題には十名許りの否論者があり、可論者は唯私一人といふ絶對少數で、甚だ旗色が悪く、全く以て孤軍奮闘の形勢となつてゐました。當

時の小學生は草履を使用し、經濟上から見ても、鍛鍊上から見ても、將た、國民元氣振作上から眺めても如何かと考へられ、色々と理屈をつけた上、相當の根據、慎重の想念……といふところで原稿を書き、最後に、本問題の先決問題は運動場の撤水に在り……と結んだやうに考へてゐます。愈々草稿が出来上りますと、毎晩々々自宅から二三町距つた所……現在の鳥飼橋の少し上流に行き、石堰を渡る、霏々たる水聲を向うに廻し、勵聲怒聲、約一週間に亘つて猛練習を続け、これならばとの自信を得たので、一日千秋總會の日を待も設けたやうに思ひます。しかし、草稿全部を発表すれば三十分以上を要しますので、之を所定の十分間に縮約するのが、先づ以て大きい痛腫となつてゐました。愈々總會當日となり、中垣校長から『可論者は一人だから二人分の時間を要求しては』との御注意を受け、大いに力を得て申入れましたところ、縣會議員村田吉景氏が飛入して『本問題は否論十に對して可論一だから今更探決せずとも可否は決してゐる』と主張され、折角の二十分要求も水泡に歸し、勢から閉口させられましたもの、何葉と一大奮起を感じ全盤全能を傾けて十二三分間ばかり發表致しました。幸にして望外の拍手喝采を博し、孤軍奮闘を衝いて涙ぐましい感激と安堵とを贏ち取め、今も尙當時の光景が眼前に浮び上つて來るのを懐かしんで居ります。後から聞いた事ではありますが、當日の來賓鹿兒島縣視學も大いに共鳴賞讃せられたと承り、遠來の知己を得て思ひ掛けない會心のほ、笑みを痛感致しました。

次の思ひ出は明治三十三年七月、私が草ヶ江高等小學校長時代のことで、當時小倉市に於いて第三回總會を開かれた際、私は「教育勅語の御旨趣貫徹方案」と題して臨時に意見の發表を試みました處、之は單なる意見發表であつた上、問題の性質上、乃至、發表の熟と力が足りなかつた爲めか、前回程の拍手も喝采も博しませんでした。然し本問題を考へますと、昔も今も餘り變らない程度のもの……依然として、形式的、消極的、微温的の嫌ひがあり、校長も訓導も、大切な教育勅語に對し奉り、概して形だけの奉讀を重ね平素熱心に其の御旨趣貫徹を念願して居る教育者の少いことは、國民精神復興上洵に遺憾の思ひに堪へない所であります。

要するに、其時の總會といふは、盛夏の候、即ち七月廿八日頃開催されてゐたにも拘らず、出席者は縣下各地から雲集し、會場は立錫の餘地なき盛況を呈し、小倉市の時の如きは、當初會場を陸軍階行社に決してゐたらしいが、出席者多數のため、俄に劇場常盤座に變更されたやに聞き、當日の出席者は七百名を超え、午前八時から午後四時頃まで、二日間に亘つて開催されたに拘らず、會員の意見發表は眞剣を極め、所謂、熱と力、意氣と氣魄とを以て討論されましたことは、雄縣福岡の教育總會として、名實共に盛況の歴史を飾り、教育福岡の名を恥かしめなかつた點は、教育報國の至念に燃え燃つてゐた象徴として、之を今日の總會に比較して、時代の相違とは申しながら感慨無量、眞に今昔の思ひに堪へないものがあり、人生五十、教育會の知命期に、何だか思ひ出の切なるものを痛感させられる次第であります。

第十一節 福岡縣教育大會

明治三十五年は菅公一千年祭に當るので、我が福岡縣教育會に於ては、此の時機を以て教育大會を開催して、菅公敬慕の誠意を表し、併せて大に教育者の氣勢を發揚せんことを企圖し、明治三十四年十月の代議員會に於てこれを議決したので、同月十五日には大會委員として左の諸氏を囑託した。

- 小寺 甲子二
- 中島 次郎吉
- 中垣 安太郎
- 櫻 井 英一
- 中村 能道
- 島田 寅次郎
- 秦 傳次郎

その後、同年十一月二十日並に翌三十五年二月二十四日の二回委員會を開き萬事の打合をなし、三月十三日には委員並に本會事務員一同、太宰府に出張して會場の實地踏査をなし、且つ整理上諸般の打合を遂げた。而して、三月二十五日より、愈々臨時出張事務所を太宰府大町、大野宗策方に設けて、幹事長以下事務員並に委員一同出張の上、諸般の準備整理に當つた。

第一日

明治三十五年三月三十日は愈々福岡縣教育大會の當日となつたが、夜來の風雨にも拘らず、熱心なる會員の來會するもの約八百餘名に及び、午前九時半副會長長倉視學官は開會の辭を述べた。その要旨は

今回菅公一千年祭ヲ機トシテ、此ノ太宰府ニ大會ヲ開カントシタトコロガ、菅公會ハ固ヨリ、同會評議員タル金山尙志君ハ、熱心ニ本會ノ爲メニ盡力セラレ、殆ド主客顛倒ノ觀ガアルノテアル。本日ハ不幸風雨ニ會シ、會場モ一時ノ假小屋ノコトトテ見ラル、通リノ有様デ、殆ド風雨ヲ凌グニ足ラヌケレドモ、幸ニ遠來諸名士ノ演說ガアル答テアルカラ、諸君ノ宜シク靜聽アラントヲ望ムノテアル。云々

講演

- 各國議會ノ上ヨリ見タル政治上ニ於ケル教育ノ影響
- 貴族院書記官 金山 尙志
- 精神教育ニ就テ
- 第五高等學校教授 友田 鎮三
- 實業ト教育
- 三井田川炭坑主事 宮本平九郎

- 美術ト教育ト宗教トノ關係
- 帝室技藝員 下條 正雄
- 午後四時半閉會

此の日は朝來風雨全く止み、會員の來往、會場の整頓とも好都合となり、各地よりの來會者更に多く、定刻に至つては場内一千餘名を容れ、殆んど立錫の地なく、爲めに入場を謝絶するの止むを得ざる程になつた。

午前九時四十分開會

午後

菅公ノ偉徳
實業教育
兵卒ノ教育

菅公會長 黒田 侯爵
帝國教育會長 辻 新次
陸軍少將 竹内 正策

海國的國是
閉會ノ辭

海軍少將 肝付 兼行
長倉副會長

此くの如くにして、教育大會は大成功裡に終了したのである。

又本會は菅公一千年祭の節、筑紫郡に於て開催すべき教育品展覽會出品方に助力し、尙若干の金員を寄贈することゝ云ふ代議員會議決の精神により、筑紫郡主催の教育品展覽會に後援をなし、盛大に舉行した。

第十三節 各種教育大會へ派遣

(一) 全國聯合教育會

明治三十年十月二十三日、第一回の全國聯合教育會は帝國教育會の主催で東京に於て開かれた。これは明治二十四年より始められた全國教育聯合會を繼續したものであつたが、今回は同會の努力勸誘の結果、一道三府三十八縣の代議員百十餘名相會して非常に盛會であつた。本會よりも左の出席員を派遣した。

杉山 貞(高女校長) 小旗 陳(小學校長) 細見 保(高女校長)

爾來引續いて毎回出席員を派遣したが、その氏名は左の通りである。

明治三十二年には

明治三十六年には

隈本 有尙(修猷館長)

山手 知美(郡視學)

園田定太郎(師範校長)

島田寅次郎(小學校長)

明治三十四年には

明治三十八年には

中村 能道(縣視學)

長澤禎太郎(郡視學)

園田定太郎(師範校長)

富安保太郎(縣會議長)

明治四十年には(三重縣津市に於て開會)

廣田 籽郎(郡視學)

鹽川 佃(女師附屬主事)

小泉於菟彦(郡視學)

潮田幾之助(小學校長)

明治四十二年五月には

(二) 全國小學校教員會

全國小學校教員會は明治三十九年その第一回を東京に於て開かれたのであるが、本會よりは出席員を出さなかつたやうである。然し第二回の

明治四十一年の同會には

同 四十三年には

福岡高等小學校長 島田寅次郎

三井郡御井高等小學校長 細江新之助

(三) 九州沖繩八縣聯合教育會

明治三十年九州沖繩八縣聯合共進會が長崎市に於て開設せられたのを機會に、長崎縣教育會の主催を以て、同年三月五日より九州沖繩八縣聯合教育會組織會を開催し、各縣より代表者が出席して會則を議決し、茲に聯合教育會は成立した。その時本會よりは左の五氏を出席員として派遣した。

細見 保(高女校長)

小泉 又一(師範校長)

園田定太郎(師範校長)

小旗 陳(小學校長)

杉山 貞(高女校長)

小旗 陳(小學校長)

長澤禎太郎(郡視學)

細見 保(高女校長)

長澤禎太郎(郡視學)

島田寅次郎(小學校長)

明治三十九年佐賀には

中垣安太郎(縣視學)

明治三十二年には鹿兒島市に於て開會したが、左の五氏を出席せしめた。

長澤禎太郎(郡視學)

中垣安太郎(縣視學)

園田定太郎(師範校長)

富安保太郎(縣會議長)

由布 惟義(本會副會長)

島田寅次郎(小學校長)

安河内孝介(小學校長)

富安保太郎(縣會議長)

小旗 陳(小學校長)

島田寅次郎(小學校長)

明治四十三年本縣に於て開催の際は

細見 保(高女校長)

明治三十四年熊本には

西村 謙三(修猷館長) 川端久五郎(縣視學) 神崎 勳(縣會副議長) の諸氏を派遣した。

第十四節 各種講習會

國民的自覺の發現すると共に、本縣教育者の思想にも一大覺醒を來し、從來主として教授方法の研究等のみ没頭してゐた傾向は一變して、教育の基礎科學を研究して、教育上の識見を養成せんとするの風を生したるが如く、隨つて講習會の學科目を選定する方針にも亦一轉機を劃するに至つた。即ち明治三十一年の代議員會に於て、夏期講習會開設方法と云ふ事項を決議した。その要領は左の通りである。

夏期講習會開設方法

一、教育會ノ事業トシテ夏期講習會開設ノ件
 開設標準 學科 教育、倫理、憲法
 會期 三週間
 場所 福岡市
 會員 資格ハ尋常小學校本科正教員及ビ高等小學校本科
 以後毎年此の方法を標準として開設したが、その大要は左の通りである。

年次	學科目	講師氏名	期 間	備 考
明治三二	倫理學 教育學 憲法	東京帝大文科教授 文學博士 中島力造 東京高師 講師 湯本武比古 福岡師範學校長 岡田定太郎	自七八 自八八一 自八八二 自八八三	修了者 二六三 二四一
同三三	社會學 心理學	東京帝大文科教授 文學博士 中島力造	自八八一 自八八二 自八八三	三三九

かやうにして、七ヶ年は繼續開催したのであるが、明治三十九年二月の代議員會に於て、講習會開催の方法を改めることとなり、「講習會開設規程ヲ設クルノ件」を可決した。その規程の條文は左の通りである。

年次	學科目	講師氏名	期 間	備 考
同三四	論理學 唱歌 體操	東京帝大文科教授 文學博士 中島力造 修猷館 教諭 心得 菊池武信 東京高師 助教授 可兒 德	自七八 自八八一 自八八二 自八八三	二六三 二四一 四六 四六
同三五	東洋倫理學	東京高師教授 文學博士 蟹江義丸	自八八一 自八八二 自八八三	一八六
同三六	動物學	第一高等學校教授 理學博士 五島清太郎	自八八一 自八八二 自八八三	一〇七
同三七	商業學	福岡市立商業學校 教諭 諸氏	自八八一 自八八二 自八八三	三二〇
同三八	訓練學 手工學 理科 唱歌 教授概論 國語教授法	東京高師 教諭 左々木 吉三郎 東京高師 教諭 岡山 秀吉 東京高師 教諭 棚橋 源太郎 東京高師 教諭 田村 虎藏 東京高師 教授 小泉 又一 東京高師 教授 大橋 銅造	自八八一 自八八二 自八八三 自八八四 自八八五 自八八六 自八八七 自八八八 自八八九	福岡市ニテ 小倉市ニテ 久留米市ニテ

講習會開設規程

第一條 本會ハ會則第一條ノ趣旨ニ基キ毎年講習會ヲ開クモノトシ分チテ定期臨時ノ二種トス

第二條 定期講習會ハ夏期ニ於テ臨時講習會ハ臨時之ヲ開クモノトス

第三條 定期講習會ハ聽講料ヲ徴收セズ

第四條 講習會費ハ豫算ニヨリテ之ヲ定ム但シ臨時講習會ニ於テ此ノ規程が定められたので、明治三十九年度よりは新方法によつて開設せられることとなつた。その大要は左の通りである。

テ會員ニ實費ヲ負擔セシムル場合ハ本條ノ限りニアラズ

第五條 定期講習會開設ニ關スル件ハ支會ニ委託スルコトアルベシ

第六條 講習會ノ學科場所其ノ他必要ノ件ハ會長ニ於テ之ヲ定メ定期講習會ハ毎年十一月末日マデニ臨時講習會ハ其ノ都度各支會ニ豫報ス

第七條 本規程施行ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

年次	種別	學科目	講師氏名	期間	備考
明治三九	臨時	心理學	東京帝大文科教授 文學博士 元良勇次郎	自七八、二二 至七八、二二	福岡師範ニテ
	定期	算術教授法	文部編修 川上瀧男	自七八、二二 至七八、二二	豐津中學ニテ
	同	算術教授法	同 川上瀧男	自七八、二二 至七八、二二	福岡商業ニテ
	同	修身教授法	東京高師教授 森岡常藏	自七八、二二 至七八、二二	明善中學ニテ
同四〇	臨時	社會學	東京帝大文科教授 文學博士 建部遜吾	自七八、二二 至七八、二二	福岡師範ニテ
	定期	國語	文部編修 高野辰之	自七八、二二 至七八、二二	福岡師範ニテ
	同	修身教授法	同 森岡常藏	自七八、二二 至七八、二二	小倉高女ニテ
	同	地理歴史	同 森岡常藏	自七八、二二 至七八、二二	直方高女ニテ

同四四	臨時	憲法	中等教員 化學	倫理	倫理	唱歌	臨時	地理學通論	中等教員 英語	教育	同	同	定期	圖畫	同	同	定期	臨時	同	同	定期	臨時	
																							同
東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授	東京帝大文科教授
東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授
東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授
東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授	東京高師教授

明治三二	禮裁	不詳	富岡	自三、一五	不明
同三五	商業	福岡市立商業學校教諭諸氏	岩間	二月十五日ヨリ 二週間	福岡商業ニテ
同三六	商業	同前	同	三月二日ヨリ 三週間	同前
同三六	染織	福岡農學校教諭諸氏	同	二月四日ヨリ 二週間	福岡農學校ニテ
同四四	農業	久留米工業學校教諭諸氏	氏	自八、一四 至八、二四	久留米工業ニテ
同四四	農業	福岡農學校教諭諸氏	氏	四十五年一月 二十三日ヨリ 七週間	福岡農學校ニテ

第十五節 調査部員囑託

明治三十六年十月の代議員會に於て、會則に左の一條を加へることを議決した結果
第十三條 教育事業ノ調査攻究ニ便スル爲メ左ノ部門ヲ設ク

一、初等教育部 二、中等教育部 三、社會教育部
同年十二月、先づ各部の部長 副部長を囑託し、次で同三十七年一月に、初等教育部員、全年二月に中等教育部員、全年三月に社會教育部員を囑託して、陣容を整へた。其の後明治四十二年十月に至つて、更に實業教育部を加へ全四十二年六月に學藝部を加へた。今その委員を表示すれば次の通りで、氏名の下に記せる數字は囑託並に補缺選任の年月である。但し學藝部員の氏名は不明につき遺憾ながらこれを省く。

部長	初等教育部	中等教育部	社會教育部	實業教育部
園田定太郎(三、二)	長倉雄平(三、二)	丸田重雄(三、三)	杉本源吾(三、一〇)	
濱口庄吉(四、一)	奥田教信(三、二)			

副部長	部員	津田清長(三、三)	早坂垣太郎(四、六)
中村能道(三、二)	川島淵明(四、九)	中垣安太郎(四、四)	太田徳次郎(四、一〇)
織田勝馬(三、七)	久芳龍藏(三、七)	下河内十二藏(三、三)	黒澤良平(三、七)
久芳龍藏(三、七)	安河内健兒(三、七)	宇佐元緒(三、七)	高橋重太郎(三、七)
安河内健兒(三、七)	島田寅次郎(三、七)	南波清三郎(三、七)	竹村得太郎(三、七)
島田寅次郎(三、七)	中垣安太郎(三、七)	平山虎雄(三、七)	眞鍋熊太(三、七)
中垣安太郎(三、七)	廣田野郎(三、七)	中村能道(三、七)	藤本好雄(三、七)
廣田野郎(三、七)	秦傳次郎(三、七)	大野未來(三、七)	藤好親繁(三、七)
秦傳次郎(三、七)	平位豊太郎(三、七)	梅野駿二(三、七)	狩野滋三郎(三、七)
平位豊太郎(三、七)	篠原敏樹(三、七)	松村茂太郎(三、七)	
篠原敏樹(三、七)	原田虎平(三、九)	萩野政太郎(三、七)	
原田虎平(三、九)	藤枝好徳(三、九)	蘆川 佃(四、一)	
藤枝好徳(三、九)	北原久吉(三、八)	大熊淺次郎(三、七)	
北原久吉(三、八)	釜瀬新平(四、一)	齊田耕陽(四、二)	
釜瀬新平(四、一)	鹽川 佃(三、七)	矢野利喜藏(不明)	
鹽川 佃(三、七)	大江キマ(四、三)	筒井修之助(四、三)	
大江キマ(四、三)	萩野ヒサ(三、七)	太田徳次郎(四、四)	
萩野ヒサ(三、七)	山根ソマ(三、七)	川端久五郎(四、一)	
山根ソマ(三、七)	永田スマ(三、七)	小泉於菟彦(三、七)	
永田スマ(三、七)	原ユウキ(三、七)		
原ユウキ(三、七)	譽田ヒデ(三、七)		
譽田ヒデ(三、七)	岩崎シゲ(三、七)		
岩崎シゲ(三、七)	島村トキハ(三、七)		
島村トキハ(三、七)			

中村ヨヨ(ア)	土居嘉四郎(四、四)
森ハツ(ク)	山下房吉(ク)
中川直亮(四、四)	
永島意之助(ク)	
立野新五郎(ク)	
谷甚藏(ク)	
勝野重吉(四、九)	

猶此の外本會に於ては、各種の調査研究を爲すため隨時調査委員を囑託することとなつてゐたが、今その一二を擧ぐれば左の通りである。

- 明治三十六年十二月には普願口語調査委員として
 山下房吉 時岡クメ 原田義藏 楠原正實
 明治四十四年十一月には女教員問題調査委員として
 山下房吉 中川直亮 水島意之助 大江キマ 石渡石松
 安部クメ 村山成一郎 谷甚藏 立石仙六 譽田ヒテ
 藤好親繁

第十六節 九州帝國大學設置運動

明治三十二年五月二十二日九州帝國大學設置に關する委員會を開く、次で明治三十四年十月二十一日評議員並に九州帝國大學設置に關する委員會を本縣廳に於て開催した。委員の氏名は左の通りである。

- 富安保太郎 丸田重雄 廣田耕郎
 而してこの協議會の要項は
 一、本件ニ關シテハ着々當初ノ希望ヲ遂行スルノ途ヲ講ズルコト
 一、前項ノ趣旨ヲ達スル爲メ會長指名ニテ七名ノ委員ヲ置キノノ斡旋ヲ託スルコト

を決し委員には更に左の諸氏を委嘱した。

- 丸田重雄 田中順信 森田正路 村田吉景
 廣田耕郎 杉山貞 佐々木巳喜次

以上の手筈を以て、百方運動した結果その効を奏し、本縣選出代議士及び有志諸氏の盡力によつて、愈々同年開會の帝國議會に於て、本縣立福岡病院所在地に福岡醫科大學設置のことに確定した。

かくて、福岡醫科大學は愈々明治三十六年度より開始され、元福岡病院院長大森治豊氏は福岡醫科大學長に任ぜられ、同時に元本縣病院は同年四月一日を以て之を文部省に引渡したが、右につき大學令に改正を加へ、左の通り公布された。これが他日九州帝國大學設立の素地となつたのである。

第二條 京都帝國大學ノ分科大學ハ帝國大學令第九條ニ依ラズ法科大學、第一醫科大學、第二醫科大學、文科大學及ビ理工科大學トシ第二醫科大學ハ之ヲ福岡ニ置ク第一醫科大學ヲ京都帝國大學京都醫科大學ト稱シ第二醫科大學ヲ京都帝國大學福岡醫科大學ト稱ス

その後、同年十月の代議員會に於て、更に九州大學の完成に盡力せられんことを本縣知事に建議をなし、併せて福岡醫科大學設立に盡力せられた當局者に感謝状を呈することを、満場一致を以て可決した。

其の後、同年十二月十日、九州大學に關する委員として左の三氏を選定した。
 越えて明治三十七年一月十二日委員協議會を開き調査の結果、左記十七氏を效績者と認めて感謝状を贈呈することに決した。

- 深野一三 谷口留五郎 多田作兵衛 藤金作
 平岡浩太郎 征矢野牛彌 松下直美 廣辻信次郎
 丸田重雄 庄野金十郎 富安保太郎 大森治豊
 隈本有尙 森田正路 溝部信孝 外二名

右の決議により明治三十八年三月八日付を以て各人各様の感謝状を贈呈した。その一例は左の通りである。

感謝狀

往者帝國大學増設ノ議アルヤ閣下能ク縣下ノ輿望ヲ容レテ主務省ニ交渉ノ勞ヲ執リ我ガ縣會ニ向ツテハ寄附金ノ通過ニ盡力セラレ遂ニ醫科大學ノ設置ヲ見ルニ至ル是レ偏ニ閣下熱誠ノ致ス所本會ハ其效績ニ對シ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十八年三月八日

福岡縣教育會長 庄野金十郎

深野一三殿

感謝狀

往者貴下ハ縣下ノ輿望ニ副ヒ主務大臣ニ向テ大學増設ノ發案ヲ促シ衆議院ニ於テハ議員多數ノ賛成者ヲ得遂ニ醫科大學ノ設置ヲ見ルニ至ル是レ偏ニ貴下盡瘁ノ致ス所本會ハ其效績ニ對シ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十八年三月八日

福岡縣教育會長 庄野金十郎

藤金作殿

(外大同小異につき略す)

尋いで、明治三十七八年戰役は大に國運の發展を來し、益々大學増設の急を促すやうになつたが、戦後の財政は容易に之を許さない事情であつた、然し其の際、恰も敷地及び建物の寄附申出があつたので、工科大學増設に決し、終に明治四十三年に至り、京都帝國大學の一分科たる福岡醫科大學は、綜合大學としての九州帝國大學となり獨立して、醫科と工科とを併置され、大正八年二月には、更に農學部を置かれ、大正十三年九月には、又法文學部を置かれたのである。現に九州帝國大學の存在は我が福岡縣の大なる誘ひであり、福岡市が西日本の雄都、文化の源泉地として君臨するを得るのは、經濟的に惠まれたるにも因るとは云へ、大學設置運動の效績は決して没却すべからざる事象と云はなければならぬ。

九州帝國大學設置運動の思出

隈本有尚

(一) 運動の思着きと時の文政事情

這次我が縣教育會には、創立五十年記念行事の一端として特に豪華冊子發行の舉ありと云ふことから、不肖私迄も高喝を承り、こゝに本題號の如き下に於て執筆させて頂くこと、寔に身に餘る光榮として欣喜措く能はざる所なのである、回顧するに、事は總て四十年に垂んとする昔に溯ること逆、中には確と思出し難い廉往々、これあるなれど、抑私が始めて思をこの運動に寄せたその動機にとなら、實は私に於て時の當局獨特の工作振りに着目しつゝ心竊に首肯する所あつたことに根ざすのであつた。その頃文相は樺山伯(明治三十一年一月より三十三年一〇月迄)、次官は柏田盛文氏であつた。處にこの工作振りと云ふは、後日第六高等學校の設置を透してその片鱗を露はすのであつたれば、こゝに先づ、この事件の経緯を略叙すること、史的には聊か前後轉倒の嫌あれど、それが却つて當の概念を明確にする所以であらう。

(二) 時の文政政策の片鱗としての六高一件——高等會議の一場面

扱も第六高等學校の設置は明治三十三年三月勅令第八四號を以て發表され、越えて四月校地を岡山と告示された。そのこゝに至つた顛末は蓋し同縣有志者が事前に於て當局の工作振りに共鳴しつゝ自ら進んで校地を提供したる熱意に負ふ所多しとされる。處にこの事が後高等教育會議に於て一時物議の種ともならうする氣配を培ふに至つた、といふのは、本來官立學校の創廢等は(苟も教育上の勅令省令に依ることゝを要する事項は勿論)前以て同會議に之を諮問する規定であつたのに、彼の六高事件は急を要したりとの故を以て會議は結果的に無視された形ともなつた。即ち會議の召集は聊か後れて五月(次官交迭の年月から推定)に持越され、かくて當局者は現場に臨んで空氣の模様を看取しつゝ、釋明これ努めたのであつた。應答は始め奥田總務長官(三三年四月次官改稱)これに當りしやうなれど、卒に文相自ら立つの止むなきに至つた。議長席には加藤弘之博士座し、質問者としては木下京都帝國大總長を先鋒に他二三の後備員控へをり、滿場肅として耳を聳だてる中に、唯々黃海々戰當年の古ヒローその人獨自の音聲瀏亮たるものある計り、場面宛ら豪華その物の圖でもあつた。この應答中文相は諄々として説き『若し諸君にして會議の職能上今後に向つて危懼される所ありとするなら、この際、便法として何か細則の類を協定しおくも自分に於て敢て異存はない、案文は何れの側から起草しても可い、或は關係に命ずるとも……』と云ふ迄に及ばれるのであつた。かやうにしてさしも前來深くも氣遣はれてゐた氣壓は頓に平靜に歸し、宛ら大風一過後の如くに見られた。時に人々の感想はとなら、如何にも往時の環境に鑑み、彼の事固より機宜の措置でもあり、跡より深く追及すべき限りでなかりし計りか、若しこの措置微せば、寧ろ却つて吾々から進んで鞭撻を加ふべかりしやも知れぬと云ふ迄にさへ傾いた。即ちこれが木下博士の宣言ともなつて一先づ、當面の幕は落ちるのであつた。

(三) 運動の道義的價值——六高一件は寧ろ本運動の派生物

今この逸事を引用するにつけ、謂ゆる時の當局獨特の工作振りが如何に意義深く又如何に多方面に面するのであつたかが看取されよ

う。そしてこの六高事件と私の率先企圖したものとを對望するとき、史的にこそその具現上前後の差はあれ、若し之を思想上の衝動(力)として眺めるなら、私が最先投じた「石こそ實には却つて廣く且大きい反動(有形無形の)を起しつゝ六高事件の如きに迄も波及すべかりしなれと、跡から考へずになれぬのである。

(四) 率先者の立脚地——高等會議の官制

今この邊の消息について之を釋しようとするに方りてや、事聊か一身上の談に及ぶ嫌はあれど、先以て私が高等會議に關係づくやうたなつた顛末から之を始めぬと云ふ譯にゆかぬ。なぜなら、それが纏て當の運動を畫するが爲めの足場として役立つのであつたからである。

先づ、當の官制であるが、それは曾て外山文相(三一年四月より六月迄)の時、謂ゆる『山居士』一流の改訂を経、その結果として議員の中二人は全國公立中學校長の互選を本として任命されることとなり、かくて三一年八月を以て不肖私は之を拜命するのであつた。會議の始めて召集されたのは三一年一〇月尾崎文相の時であり(舊官制に依る會議は僅に議員の任命を了した迄であつて卒に召集を見ずに解消)、そして前に叙した樺山文相の時の召集がその第二回であつた。かやうにして私は高等會議に列しつゝその收獲としては重要諸法令案の議に與り、又朝野幾多の名士とも談論を交へる機會に當面し、以て聊か蒙を啓き識を博うしつゝ得る所尠少とはしなかつた。

上來叙する所——私が曾て高等會議に關係づくに至つた顛末——一義には世間常套の人事ではあり、別に異とするに足らぬやうなれど、又高き見地に立つて人と事との相關義に之を觀るとき、方さに己身の修養上有意義の經驗たるを失はなかつた。是に於て彼の特種官制の發意者外山先生の所見は如何、今にしてこれが追想を試みることも亦後學に値するなとはしまし。頃三一年九月全國公立中學校長會議のありし時、一夕私は(時の大阪府第一尋常中學校長金子銓太郎君と共に)先生を訪れた。談偶々時勢と人物とふ如き事に及び、先生云はれる——多數に推され多數を背後に擁する人、豫て見掛け上には平凡だつても、兎に角偉いに相違ない、がその實力はとなら所詮獨自の覺悟次第だ」と。こは固より廣義の訓辭ではあつたけれど、時の事情に鑑み意義甚深の示唆として私は之を拜聽するのであつた。そうしてこの一面から記憶を辿るに今一廉の逸話ぞ心に浮び来る。こは史的には聊か前後すれど、その筋合に於て猶且過去に繋がりあれば、こゝに之を利用するも敢て妨げない。扱も三三年夏縣教育會の招聘に應じて中島博士は始めて下縣され、序に小倉市教育會へ臨席の際私も同宿中、一日偶々外山先生の炯眼を讀へることに談は及んだ。私云ふ——「先生は、例へば、地方の來客に接せられる時の如きに於て、敏くもその人物を鑑しつゝ近くはこの者の縣地に於ける思想上の居處、又遠くはその將來の役割迄も見透す明

あられるかに見える」と。博士乃ち之を肯定して云はれる——「如何にもその通りだ、現に眼本君の如き、蓋し先生の目鏡に叶つてゐる一人のやうだ(呵々)……」と。この言私に於て敢て當らずとはなしたれど、博士の人格に徴してその儘信をおくべきであつたとはする。されば先生の訓辭を忝うした數月の後私は再び出京、乃ち率先して事に當り玉碎を賭した際の如き、僥倖にも當初より事の明朗さを痛感したこと、蓋し遠くは以てかやうな知遇關係に幾分の縁を引くのであつたかも知れぬ。そして時の文政上に於ける先生の隠然たる居處に至つては下文總て註しようする如くなのである。(第六節參照)

(五) 率先者の當時の心境と對當局折衝

かくて樺山文相の時に到りてはその獨特の工作振りに異彩を認め、そこにいつしか私に於て第六感の萌しを自心中深く覺せずにおれなつた——即ち窃に惟ふに我が福岡は九州に於けるその地文上、人文上の地位に觀て優に第三の一大帝大をおくべき土地なること疑ふべくもあらぬ、そしてこの見を以てするときは、よもや當局は耳を聳てぬことはなからうと。今この見に達しつゝ當局に向つて私が實地玉碎を試みるに至つたその割時はとなら、それは次官交代の三二年四月と私の出京三二年一月(元旦)とに鑑み先づ、三二年初めに之をおくべしとはする。かくしてこそ始めて折衝(便宜上假用言、前後皆準此)後縣地に於ける自分の凡ゆる行動の針路を辿る上に於て首尾圓合あるを見るなれ。是に於て私は一日柏田次官を訪れることとした。なぜなら、次官とは私に於て前きに尾崎文相の三一、九全國公立中學校長會乃至三一、一〇高等會議關係から可なり隔意なき意見の交換できる間柄であつたからである。そこで私は卒直に提言しつゝ——今の時勢、第三帝大として九州に一帝大増設の必要は誰も異議ない所でありませう、處に當局としては之を福岡におく御意向ありなさるぬ乎、若しおありなさるものなら、縣地の方面は不肖私に於て應分の力を致しませう」と申出でた。次官は言下に即答され——「それは固より自分共に於て全く御同感だ、これぞ屹度近きに仕出來かさうではござせんか、就いては縣地の側でも精々出迎うて來て貰へるやうあつて欲しい」とあつた。そして程經て後再び會見したる際にも「屹度」云々繰返へされるのであつた。去迎も私は猶も念に念を入れ度き底意から又復文相へも直接會見を試みることにした。處に文相は既に次官より聞傳へられてゐたと見え、私に向ひ——「工作は當局でも行ふ……行ふは行ふが、又同時に縣地の側からも之に諒解を與へられることできるやう精々準備工作に盡して貰はぬことには……」とあつて、即ちその言前きの次官のそれと全く同巧異曲と云ふの外なかつた。

これが方さしく私の記憶する限り謂ゆる、九大設置運動の尖端でもあつた、そして又これが(前きに指摘したやうに)時の當局の政策上多大の道德的聲援を與へ、纏て六高事件の如きものゝ指針に役立つこととなつて着々事の具現へと運ぶのであつたかに見える。

(六) 時の文政背後の策源地九大設置の既定方針は不遑轉(但し、
縣地の自發的迎合が姑く未知數その儘)なりしとの説

因みに云ふ、樺山伯は固より軍人出であつて教育行政上には全くの素人として世間に見られたれど、大臣としては關係中遂に有力(經費の獲得上)であり、特にその後には非公式ながら參謀格として畫策に敏とき外山博士の之を輔佐するのであつたれば、宛ら鬼に鐵棒と來てゐる譯、從つて前後凡ゆる文相中在任期間の短き割に比較的多くの仕事乃至その基礎工作をなし遂げられるのであつたと傳へられる。この事外山博士の地盤たる東帝大の教授間會で傳つた逸話でもあれば、よもや全くの訛傳ではなからう。そして外山博士と後任文相の菊池博士とは(但し樺山博士から見てもその中間には表面上松田子の介入するあれど、その在任期間僅に八ヶ月なるに止まつた)その間氣脈の相通するものあつたと見るべき理由あれば、少くも事九大に關する限り、その方針後者の繼續する所となつたと私は深く信じて疑はぬ。かくて後に起つたる縣地の運動と相前後して他縣の運動も亦激烈なるものありしに係はらず卒に福岡の制勝以て幕は落ちたと云ふ一段に之を徴するとき、謂ゆる方針繼承は蓋し如實に史實たるの外なきを得まい(この點については菊池文相時代の參事官、後九大總長たりし松浦鎮次郎氏も亦さやうに見てゐられる如くである。)

(七) 縣地の覺醒——縣教育會の蹶起

是に於て談は又復本筋へと戻るなるが、私は當局の人々と一旦辭を番へたる後歸縣しつゝ、東天の雲行につきその觀測の結果を近側の方々へ傳へたことは勿論、又進んでは(三二年五月頃かと覺える)總て開催して頂いた市役所樓上の市教育會に於て一席の報告的口演をも試み、之を外にしては又復日刊紙上にも九大設置運動の有望性についてそれ／＼鼓吹して頂いた。是等が果して那邊の程度迄人心を鼓舞することに有効なりしか、私に於て今之を詳にし得ないけれど、兎に角、後に突發せる岡山の具體的實例は、之に先だつ私の抽象的報告と相待つて、最も雄辯に事の真相を語るものとして、一般に引受けられたかに見え、かくて氣運は徐々成熟を告げ、そこに我が縣教育會は自ら戦線に立つて實行委員若干名を擧げたのであつた。この人々は今私に於て何誰なりしか確と想起し得ないけれど、蓋し會員中凡ゆる意義に於ての朝野の名士であつた筈。中にも私の如きは敢てその任に當らずとはなしたれど、當初からの關係もあること逆、卒に微力以て僅に資料提供の事幾分を引受けることとなり、先づ、測候所について附近諸縣の氣候を徴したるに、結論としては日々寒暖の變の如きに於て大分縣も溫和にをり福岡縣之に次ぐなれど、翻つて他の凡ゆる施設要件を考慮するとき、九大の土地としては先づ、福岡に指を屈すべしと見られるのであつた。他の人々は各その地位聲望の及ぶ範圍に應じて(皆舉つて策動を試みられた筈なれど、こは私の所關外に屬したること逆今は私に於て確たる記憶もなく又何等查照の端緒さへ見出し得ないことを遺憾とする。

されば若し當の委員又は長老會員にして現存者あり、前來所叙の缺陷を補足又は是正されるに至るなら、幸甚これに越すことなからうぞ。

(八) 總體としての業績は長へに後世の語種

さは去りながらこは内部の業態について謂ふ所であつて、總體の業績としては我が教育史上赫とし没すべくもありやうはあるまい。即ち例へば「九大一覽」(毎年發行)に之を徴するに、その沿革略と號する處に次の如き一句がある、即ち

『是より先き、既設東京、京都兩帝國大學の外、更に帝國大學を九州に設置せんとするの議、朝野の間に唱道せられき』云々と。その句義聊か明晰を缺く嫌あれど要するに、事の發意が從來當局獨自から計り出るを例せざるに反して、這次は民間の輿論が一半の役割を勤め、以て事の運びを完うしたと云ふ一義としてはこの一小句中に閃くものなること争ふべくもあらぬ。

(九) 事の具現眞近かの逸事

抑又談は當の運動の究竟から以前に立戻るなるがこゝに一事の附記すべきものあるを覺える。即ち越えて明治三四年の初夏の頃、菊池文相(三四年六月より三六年七月迄)の就任前後間もなかりしかと覺ゆ、一日寺田文部書記官(會計課長)久留建築技師の一行が九州諸縣巡歴の途次と稱して突如來福、私に向つて例の候補地一見したしと申入れあつたことである。即ち私は言下に之を案内して東は地藏松原(福岡病院附近)、西は西新町(修猷館附近)各々一帯の土地を見て貰つた。序に白す、(その際私は餘談として兩氏に語るものであつた——西新町に於て校地一萬坪を取つてゐるのは、今(即ち當時)の制限生員六百、學級十二を目準として一應廣きに失すること勿論なれど、實には遠き前途を豫想しつゝ他日昇格乃至高級學校附設の爲に餘地を見込んでゐた爲めに外ならぬ……)と。後にして之を思ふに、この頃當局の九大土地腹案は既に略内定してゐた如くに見える。なぜなら、越えて八月私が文部省へ轉任し着京匆々文相を官邸に訪れたる際、談忽ち地藏松原の地勢如何と云ふに及んだからである。

(一〇) 事の具現一段落——九大設置の形式

かくて同文相の在任中、即ち三六年三月勅令第五四號を以て京都帝大の一分科として福岡醫科大學は始めて設置され、それが後年に至つて當然にも今の九大の素地を造るものであつたこと皆人の知る所である。(この大學設置の筆法は例として後年北海道帝大の場合にも踏襲されるのであつた)。そしてこの時、縣としては前以て福岡病院の建物乃至器具器械類一切の設置を擧げて(土地は官有)之を提供するの諒解を與へてゐたこと論を待たぬ(但しこの事丈なら、實質の優劣は別として、他の對手縣にもその用意はあつた)。遮莫、今にしてこれを回顧するに、運動の初發端より前後通じて方々に四年、こゝに始めて有終の美を收め得たる譯。かれを思ひ、これ

を惟ふにつけ、人誰か感慨无量の嘆なきを得ようぞ、況して身躬ら親しく之に干與したる人々に取つては！

(一) 前來荒筋の客観的一證左(舊文書)——縣教育會の自業をの儘認識の閃き

茲に筆を擱するに方り、私は曾て本件に關して圖らずも縣教育會より拜受せることある感狀の騰本を篇末に附載することとしよう。かくすること筆者の私に於て必ずしも自畫自讚ではあらぬ。なぜと云ふに、會は之に依つて以て往時に於ける自選委員の活躍振りを再認識されると同時に、會獨自の業績として之を回想され、そしてこの創立五十年の記念行事に相應はしい好資料に當面されるであらうこと、私の深く信ずる所なるが故に。穴賢々々

感謝狀

往者帝國大學増設ノ議アルヤ貴下ハ福岡中學修館在職中本縣ニ大學設置ノ適當ナルヲ唱道シ熱誠以テ輿論ノ喚起ニカメラレ遂ニ醫科大學ノ設置ヲ見ルニ至ル是レ偏ニ貴下盡瘁ノ致ス所本會ハ其功績ニ對シ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十八年三月八日

福岡縣教育會長 庄野金十郎

隈本有尙殿

九州帝國大學誘致裏面運動の思出

佐々木 已喜次

福岡縣教育會が創立以來五十年間、縣教育及び國家教育に貢獻したる事蹟中に於て、其の大なるもの一は九州帝國大學の設立と、其れを我が縣内に誘致したることであらう。素より其の成功は單に教育會の活動のみに歸すべきでなく、當時の縣行政廳の司政者、又縣會議員諸氏其の他の盡力が與つて力ありと云ふよりも、寧ろ其れが中心となつて得たものであることは申すまでもない。縣教育會は夙に九州帝國大學設立の必要を痛感し政府に向つて之を建議し、又他縣と協力して之が促進に勉めたこともあつた様に思ふが、我が國文化の進展に伴ひ、其の實現の機運漸次動き來れるに依り、委員を設けて益々其の活動を進めた。政府の方針愈々九州大學の創設を決定するに及んで、茲に激烈なる誘致運動が起つたのは當然である。當時の本縣書記官谷口留五郎氏は、之に關し政府と困難なる交渉を遂げて歸り、縣會は今開かれてある。此の時吾れ等に對し即刻福岡に召集せよとの急電が達した。各郡視學全部集つた様に記憶する。發電者は縣學務課であるか、又は縣教育會であるか分らぬが、縣視學にして縣教育會評議員である中垣安太郎氏は、悲痛なる言辭を以て我れ等に告げた。大學新設の位置に就て本縣と熊本縣との間に尖端火花を散らすが如き競争が起つた。谷口書記官は悲壯なる決心

を以て、政府の要求する金額の提供と、縣民一致の要望であることを大膽にも斷言して歸られた。即ち縣會は滿場一致を以て可決することを請合はれたのである。若し此の時少しにても躊躇、曖昧なる言を以て答へられたならば、大學の位置は忽ち他縣に取られたかも知れぬ。翻て縣會の意向を裏面より調べたがまさか否決はすまいと思はれるけれど、若し一致可決に至らないときは、書記官の進退甚だ困難であるのみならず、萬一他縣に取られるやうなことがあらば千歳の遺憾である。縣廳も教育會も遺漏なく手入れはしたが、最後の一策として、縣會議員出身地の視學に於て、各地別に其の出身議員に懇談説得を盡して欲いといふことである。此の時郡視學中には隨分喧まし家もあつて、此の命令的懇談と云ふ様な話には不平を漏す者もあつたが、時機切迫、一刻も猶豫を許さぬ事情を了し、各々の部署に就いた。中垣氏は別に余に向つて單獨の會見を求め、特に注意を促して云ふに、三井郡出身の縣會議員田中新吾氏は、縣會に於て小數黨の領袖で、該黨は動もすれば消極的政策に傾く、然して、同氏の老練なる發言に對しては多數反對黨も常に傾聴を惜まぬ程である。此の縣會に於て、原案に對する滿場一致に危險を感ずるは實に田中氏の意見である。同氏が若し異論を有するならば、之れを説かんとする君が負擔は困難であり、重大である。よろしく頼むとの言を聽いて退したが、今更我が微力を歎しても追つかず、只誠意邁進あるのみと覺悟し、話すべき要領を考へたが、國の文化、縣の經濟等に關しては先覺者たる田中氏に説くべきにあらず、却つて其の教へを受くべき位置にあるのだ、何の説得があるべき、寧ろ小さく郡の名譽、面目と云ふことを主とする方が有効ならんと決心し、直に橋口町榮屋の宿所に、三井郡出身議員の二氏を訪ふた。然し實際に話すときは矢張り國家とか縣とか議論が擴張して時間を要したが、氏は一言も反對の意見を吐かず、さりとて、亦決して賛成の意向をも示さず、和かに應酬するのみである。之れには殆んど閉口した。此の窺ひ知るべからざる氏の胸中を量りかねて、心中の焦慮一方ならず、夜に入て再び訪ひ、或る機會に於て今一人なる田中浩氏と別室に會談して内意を探つた。同氏も賛意を明言せねども、同情的に種々話の内に心配に及ばぬ様な口占を聞て稍落つたが、實に一喜一憂交々するの狀態であつた。翌日の縣會は愈々此の問題を決定するのであるが、萬一全會一致の可決に至らず、然も三井郡出身議員が反對に出つべきかも知れられず、之れを恐れて此の大切なる縣會を傍聽し得なかつた程の卑怯なる自分を自ら笑つた。既にして、縣會は滿場一致で可決したとの報告を得たさきの嬉しさ今日に至るまで尙腦裡を去らぬのである。此れに就て三つの感想が時々動くが、其の一は田中新吾氏の態度である。氏は縣會に於て小數黨を率ゐ、縣經濟上卓見を有し、其の主張は概ね民力休養にあつて、多數反對黨の積極的、進歩的意見に對し、適度の緩和劑たるの觀あり。一般に消極主義と見られてゐたにも拘らず、大學問題に對しては縣永遠の文化及び經濟上の利害を遠觀し、斷然として賛意を表し、遂に滿場一致の名譽ある決議を助けたのは、さすが經世家の襟度である。縣會終了後、余に對し中垣氏其他二三の人より君の盡力を多とすとの挨拶を受けたが、何ぞ知らん、田中氏は當初より賛意を有

したるものに、余の説得の如きは何の役にも立たぬ駄辯であつたのである。其の二は書記官谷口氏の態度である。氏は本縣の人ではない。官吏の情勢として、明日にも他に去ることあるべき境遇にありながら、職を賭して未定のことを断言し、以て縣民の決意を政府に了解せしめ、遂に縣永遠の利益を贏ち得せしめたこと、素より當該官吏の職責上當然とは云ひながら、温厚の風ある氏にして此の大膽なる決行は、當時年壯氣銳の氏にして始めて爲し得たことと云ふべきである。後年本縣知事として着任され、九州大學の益々隆盛に赴きつゝあるを見られた時、實に感慨無量であつたであらう。我々縣民は其の功勞を忘れてはならぬ。氏は尙健在と聞く、遙かに祝福の意を表したい。其の三は中垣安太郎氏の態度である。氏が縣教育上の功勞は既に定評あるが、大學問題に就ても例の通り周到なる考慮を以て多くの働きをした。殊に縣會一致可決の要求に關しては、氏が裏面の活動は涙ぐましい程で、多數黨に屬する議員に對しては、氏が面談懇話を遂げざりし者は殆んどなく、決議前に於て既に可決の見透しは付き、此の積極主義なる多數黨を唯一の頼とはして居たが、惟少數黨に對しては頗る苦慮したと云ふ。其れは其の領袖なる田中氏は同郷の間柄なるも、氏は政友會同情者と見られて居たから田中氏は氏が鬼門である。田中氏が反對意見であるとすれば、其の説破は到底不可能と思考して、余の如き者の助力まで求めたのである。氏が我々を召集して命令的懇願をしたときの憂愁暗澹たる顔と、縣會一致可決後の愉快明朗なる顔とを比較して見ても、氏が如何に此の問題に眞摯であつたかが分る。此の反對二面の顔は後日の笑ひ草となつたのである。此の大學の設置及び誘致の成功は決して一部二三の人の功績と云ふべきでなく、全縣一致の力であることは申すまでもないが、我れ等が關係したる一小部分を回顧するとき、つねに此の三氏を思ひ起すのである。さて往時を辿れば此くの如くであるが、既に多くの年所を経たことと記憶違ひなどあるかも知れぬ。會には委員の盡力したることなど其の記録に残つてあるであらうが、裏面に隠れたることは關係したる者の外には知る由もなく、關係したる者も今は殆んど故人となつて湮滅したることも多からう。我れ等の關係したることは湮滅しても惜しからぬ程なれども、今度其の思出を書けとの會の要求に接し、記憶を辿つたのである。

第十七節 盲啞學校設立運動

明治三十五年十月の代議員會に於て

盲啞學校設立ニ關スル調査ノ件

を附議し、審議の結果設立の必要を認むるとの決議をなし、更にその精密なる調査は之を役員に託することゝなつた。依てその委員を左の三氏に委嘱した。

中島次郎吉

島田寅次郎

中村能道

是に先立つて、代議員會開會前に、東京盲啞學校卒業生にして、當時福岡病院助手在勤中の小島留藏氏は、盲啞學校設立に關する建議書を本會副會長長倉雄平氏に提出し、又、明治三十六年六月十一日には、東京盲啞學校長小西信八氏來縣の際、福岡教育支會の依頼により福岡高等女學校に於て、盲啞學校設立の必要に就て演説をされた。一方盲啞教育に關する調査も着々進行して、同年六月二十三日には委員會を開き審議する所があつた。

かくて、明治三十六年十月の代議員會に於て、盲啞教育慈善會設置の議を可決し、同年十二月十日盲啞教育慈善會創立委員として、左の五氏を選定した。

織田勝馬

中村能道

島田寅次郎

中垣安太郎

小 旗 陳

同三十七年一月十二日、同慈善會創立委員の協議會を開き、其の後も種々協議を遂げ、盲啞慈善會設立に關する成案も出來たけれども、時恰も明治三十七八年戰役勃發し、非常時局に際會したので、之を發表して設立運動を進めるのは時機でないとして、暫く之を中止し、他日其の機熟するのを見て適宜發表することとし、全員の承認を経て中止することとなつた。

その後、さしもの重大戰役も收まつたので、更に改めて明治四十年十二月二十日、盲啞慈善會創立委員會は開かれた。その委員の氏名は左の通りである。

織田勝馬

中垣安太郎

中村能道

藤枝好徳

太田徳次郎

島田寅次郎

齋田耕陽

津田利夫

廣田籽郎

丸田重雄

その後も明治四十一年一月二十九日、同年二月五日及び同月二十八日の數回に亘り創立委員會が開かれ、委員の手によつて左の趣意書が起草された。

盲啞教育慈善會設立趣意書

方今、我が邦教育ノコト日ニ進ミ、特ニ本縣ニ於テハ大

學、中學、小學及ビ實業學校等各種ノ施設日ヲ追ッテ發展ヲ見ルニ拘ハラズ、唯一ツノ遺憾トスベキハ盲啞教育ノ途全ク杜絶

セラレ居ルコト是ナリ。盲啞者果シテ教育スベカラザルカ、否東西ノ歴史ハ明カニ彼等ノ可能性ヲ證セリ。然ラバ即チ、何ソ速ニ之ヲ教育シテ以テ人類博愛ノ至情ヲ完ウセザル。

盲啞者モ等シク帝國ノ臣民ナリ、等シク四海ノ同胞ナリ、春花野ニ笑ツテモ賞スル能ハズ。秋月空ニ明ナルモ其ノ興ヲ覺エズ。況ンヤ父母ニ接シテ其ノ溫容ヲ見ル能ハズ、兄弟ニ對シテ其ノ衷情ヲ述ブルニ由ナク、空シク社會ノ下層ニ沈淪シテ、途ニ盛世ノ恩澤ニ浴スル能ハズ、終生不幸ニ泣ク。之ヲ思フモノ誰カ一片同情ノ涙ヲ灑ガザランヤ。

籲ツテ、之ヲ學齡兒童ノ統計ニ徵スルニ、全國一萬ノ盲啞者中、本縣實ニ五百有餘ノ多數ヲ有シ、盲者ニ於テハ全國第三位ヲ占メ、啞者ニ於テハ第四位ニ在リ、嗚呼本縣何ゾ不幸者ノ多キヤ。吾人敢テ歐米先進國ノ完備ヲ羨望シテ、俄ニ之ヲ模セン

而シテ設立委員會の協議の結果、盲啞教育の必要を鼓吹し、併せて資金の一部を得るの目的を以て、先づ慈善演藝會を各地に催すこととなり。一方各支會及び中等學校に照會を發し、教育者の入會を勧誘すると同時に、明治四十一年五月二十八日より四日間、福岡市東中洲川文座に於て、第一回慈善演藝會を開會した。その演藝種目は左の通りで毎夜非常の盛況を呈した。

筑前琵琶 河村敏子、河村品子外二名 講談 大谷 新 教育講談 桂家 殘月
東京演華節 早川 辰燕 博多仁和加 川丈座主 其の他手踊
その後六月七日より早良、久留米、筑紫、三潯、山門、三池、嘉穂、鞍手、糟屋、門司等各郡市に於て開會したが、各地共多大の同情を以て迎へられ、非常の盛況を呈した。右一巡終て明治四十一年十二月各郡代表者出席して、本部委員と一同協議の上、直に會員募集に着手することとなつた。

其の後同四十二年二月の代議員會に於て、盲啞教育事業創設に關する處分案を附議し、左の通り可決した。

- 一、本年三月マデニ會員募集ヲ終了スルコト。
- 一、本年四月中慈善會ヲ成立セシメ、一切ノ事務ヲ譲リ渡スコト。
- 一、慈善會成立後ハ、直ニ盲啞學校ノ開校ヲナス様準備シオク

同年七月三十一日、社団法人福岡縣盲啞教育慈善會創立總會を福岡高等女學校に於て開かれた。出席會員百餘名、先づ定款を議決し、盲啞學校四十二年度歳入出豫算並に同年度慈善會資金歳入出豫算、福岡盲啞學校學則其の他を確定した。右終つて役員選舉に移り、左の諸氏が當選された。

- 會長 庄野金十郎 副會長 濱口庄吉
- 理事 中垣安太郎 島田寅次郎 鷺見剛亮 津田利夫
- 鹽川 佃

是に於てか、數年來本會に於て唱道した慈善會の組織始めて成つたのである。これぞ現在の縣立聾啞學校並に縣立盲學校の起源である。今同會創立事務報告を掲ぐれば左の通りである。

慈善會創立事務報告

創立委員ハ會合數回、先ヅ教育者ノ入會ヲ募集スルト同時ニ盲啞教育ノ趣旨ヲ一般ニ周知セシメ、且ツ資金ノ一部ヲ得ンコトヲ企圖シ、演藝會ヲ各地ニ開催スルコトヲ協定セリ。是ニ於テ、一方各支會及ビ中等學校ニ知照シ、教育者ノ入會ヲ要求スルト同時ニ、明治四十一年六月福岡市ヲ初會トシ、同年十一月門司市ヲ終會トシ、約半歳ノ間各地ニ演藝會ヲ開催セリ。然ルニ、教育者ノ入會ヲ得タルハ勿論、支會ノ盡力ト一般ノ同情ニ

ヨリ、演藝會モ亦到ル所盛況ヲ呈シ、別記報告ノ如ク純益九千餘圓ノ巨額ニ達スルニ至レリ。固ヨリ此等ノ事業ノ經驗ナケレバ、其ノ間法ヲ誤リ、禮ヲ失シタルモノ少カラザルベキハ慚愧ニ堪ヘザル所ナリ。爾來更ニ一般會員ノ募集ニ着手シ、同四十二年七月ニ至リ、現金及ビ入會申込金ヲ合シ僅ニ壹萬圓餘ニ達シ、當初教育會ニ於テ豫定セシ以上ノ金額ニ達シタリ。七月三十一日慈善會創立總會アリ、同會成立セシヲ以テ、八月中創業事務ヲ整理シ、同月末日ヲ以テ創立事務ヲ終了セリ。

第十八節 中等教育機關擴張運動

第一次 明治中期の擴張

本會に於ては、明治三十二年一月三十一日付を以て、

縣立農學校ヲ設立セラレタキコト

を本縣知事に建議し、又同年五月二十九日付を以て、

女教員養成ノ道ヲ開カレタキコト

を本縣知事宛建議し、明治三十三年十月の代議員會にては、

1、現今ノ師範學校女子部ヲ分離シテ、獨立ノ一校ヲ増設シ、

定員ヲ二百四十名トシ、男子部ノ定員ニ八十名ヲ増加スルコト。

2、既設縣立工業學校及ビ市立商業學校ノ擴張ヲ要スルコト。

3、縣立中學校ハ向フ五ヶ年間ニ三校ノ増設ヲ要スルコト。

と云ふ決議に基き、同年十月十二日付を以て

師範學校増設ニ關スル件並ニ中等教育、農業教育機關ノ擴張ニ關スル件

と云ふ建議書を本縣知事宛提出し、且つ又同月十七日には、教育機關擴張に關する意見書を本縣會議員一同に配布し、その賛成を求めると同時に、同月二十五日以後の新聞紙上に於て同意見を發表し、各方面に對して大々の運動を試みた。それかあらぬか、同年末開設の明治三十四年度の通常縣會にては、

1、女子師範學校の件は、議員林芳太郎氏の建議により満場一致を以て可決し

3、福岡工業學校には採鑛冶金科を増置し、久留米、小倉の兩分校は明治三十五年度よりそれ／＼獨立することに決定した。

2、中學校増設の件は、議員古野孫太郎氏の建議により大多數を以て可決し、先づ一校を設立することとなり。

かくて、明治三十三年以來設立されてゐた本縣立農學校が、明治二十年三月限り、一時廢校の悲運に遭遇して居たのを、

明治三十三年に再興設立せられ、女子師範學校は、明治三十六年四月新築校舎の一部が竣成したので、男子部と別れて福岡縣女子師範學校と稱し、創設

されたのである。

又、工業學校も縣會にて決議した通り、明治三十五年に久留米、小倉の兩分校とも各獨立校となり、同時に福岡には採鑛冶金科を加設されたのである。

第二次 明治後期の擴張

明治後期に於ては、明治三十九年二月の代議員會に於て、中等教育機關擴張ニ關スル建議

を提出することを議決したので、同年五月二十二日庄野本會長より河島本縣知事に向つて建議書を提出した。今その要項を擧ぐれば次の通りである。

中等教育機關擴張ニ關スル建議

一、農學校及ビ工業學校ヲ擴張スルコト。

二、兩市立商業學校及四郡市立高等女學校ノ補助費ヲ増加シ、尙設備完成ノ道ヲ開クコト。

三、師範學校附設講習科ノ修業年限ヲ延長シ、更ニ女子師範學

越えて明治四十年五月十七日、再び提出した建議書は左の通りである。

本縣下中等教育擴張施設ニ關シ、明治四十一年度ニ於テ左記各項ヲ實施セラレンコトヲ建議ス

一、農學校及ビ工業學校ヲ擴張スルコト。

1、現在農學校ニ獸醫科ヲ新設シ、別ニ一農學校ヲ新設シ

テ、農學科、林學科ヲ併セ課スルコト

2、福岡工業學校ニ土木科ヲ、小倉工業學校ニ電氣科ヲ新設

かくて、その反響とも見るべき、明治四十年十一月に開かれた本縣通常縣會は、教育縣會と呼ばれた程あつて、教育に關する新問題最も多く、費額の點より云ふも、亦例年に比して俄然其の二倍以上に達し、頗る活氣を呈した。而して其の主なるものは

二、縣立女子工藝學校ヲ新設スルコト。

三、二個ノ中學校ヲ新設スルコト。

四、高等女學校及ビ商業學校ヲ擴張スルコト。

シ、同時ニ福岡工業學校ノ採鑛科ヲ擴張スルコト。

3、中等程度ノ實業學校ニ、各模範的實業補習學校ヲ附設スルコト。

四、農商工業學校ニ各模範實業補習學校ヲ附設スルコト。

五、縣立女子工藝學校ヲ新設スルコト。

六、商船學校ヲ新設スルコト。

校ニ甲種講習科ヲ新設スルコト。

四、農商工業學校ニ各模範實業補習學校ヲ附設スルコト。

五、縣立女子工藝學校ヲ新設スルコト。

六、商船學校ヲ新設スルコト。

校ニ甲種講習科ヲ新設スルコト。

四、農商工業學校ニ各模範實業補習學校ヲ附設スルコト。

五、縣立女子工藝學校ヲ新設スルコト。

六、商船學校ヲ新設スルコト。

一、三中學校新設 朝倉、小倉、八女三中學校の新設案で、嘗て縣會の建議もあつたことゝて異議なく可決。敷地及び建築費若干は關係地方より寄附。

一、高等女學校縣管 福岡、小倉、久留米、柳河四都市立高等女學校は從來縣立代用であつたのを、明治四十一年度より純然たる縣營に移すの案で異議なく可決、右敷地及び校舎は設立都市より縣に寄附の筈

一、直方高等女學校新設 前記四高等女學校を縣營とする外、更に鞍手郡直方に一高等女學校を設立することゝなつた。

以上述べた通り、明治四十一年度の教育費總額は、經常費に於て 三十二萬四千九十一圓 臨時費に於て 四萬三千二百七十六圓

を計上し、此の外に 直方高等女學校新設費 六萬三千九百六十圓を加へることゝなつた。

此くの如く縣立學校の大増設を見たのは、叙上本教育會の唱道によること勿論であるけれども、時の本縣學務課長湯地幸平氏の銳意劃策された成績並に本縣知事寺原長輝氏の英斷と、當時の縣會議員諸氏の熱誠なる協賛に對して大に感謝せざるを得ないのである。

第十九節 教育關係建議書の提出

毎年開會の代議員會に於て決議された事項中、官廳の手を煩はさなければ實現を期し難いものは、其の都度それゝ縣知事若くは本省大臣宛建議書を提出して、教育社會の輿論を上達し、その促進を圖ることゝなつてゐるが、今その主なる事項を擧ぐれば左の通りである。

- 明治三十二年度
- 一、就學義務未了者ノ雇主若クハ師匠ニツキ、保護者要件規定アリタキコト
 - 一、義務教育未了者ノ保護者ニ對シ、相當ノ制裁ヲ設ケラレタキコト
 - 一、就學督責制裁法ヲ規定セラレタキコト
 - 一、尋常小學校授業料ヲ徵收セザルコトヲ得ルノ道ヲ開カレタキコト
 - 同 三十六年度
 - 一、小學校學級數ヲ十八學級マデ増加シ得ベキ法令ノ制定アリタキコト
 - 同 三十八年度
 - 一、地方教育議會ヲ設立セラレタキコト
 - 同 四十年年度

- 一、中學校ノ學級數ヲ増加セラレタキコト
- 一、福岡縣學事會ヲ設置セラレタキコト
- 一、巡回圖書館ヲ設置セラレタキコト
- 同 四十一年度
- 一、國語假名遣ヲ改訂セラレタキコト
- 一、縣下教育者中多年勤續、成績良好、才幹適當ナルモノヲ擧ゲ、上級ノ學校ニ就キ學術及ビ教授法ノ研究ヲナサシメラレタキコト
- 同 四十二年度
- 一、教育基金ヲ填補セラレタキコト
- 同 四十四年度
- 一、本縣公報ヲ配布セラレタキコト
- 一、朝鮮人教育ノ爲メニ就任ノ便ヲ與ヘラレタキコト

第二十節 圖書の編纂

(一) 福岡縣内方言集

明治二十八年の本部總集會に於て、各支部會内ノ方言ヲ調査シ、之ヲ普通ノ文章語ニ照シテ取捨折衷シ、本縣標準語ノ基礎ヲ制定スル方案。を可決し、各支部會より調査提出した資料により、これを調査整理する爲め、久留米支會員黒岩萬次郎氏を委員に囑託して編纂せしめた結果、明治三十二年十二月二十五日に發行することゝなつたが、紙數總て三百二十七頁で、その目次を記すれば左の通りで、誠に有益な資料である。

編纂ノ要旨	裝詞ノ部	談話篇
凡例	助詞並ニ熟語	附録
總論	感詞	嬰兒語
福岡縣内各地方言	俗言語典一斑	陰語
名詞ノ部	總論	女房詞
指詞ノ部	音韻篇	歸化語
動詞ノ部	詞性篇	俚諺

(二) 小學校教科書

本會に於て、地方に適切なる教科書を編纂するの必要を認め、明治三十五年四月十六日、左記の諸氏に對し三教科書の編纂委員を囑託した。

- | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 算術教科書編纂委員 | 大木長太郎 | 廣田波雄 | 今村貞太郎 |
| 農業教科書編纂委員 | 松下磐根 | 佐々木武吉 | 岡村猪之助 |
| 商業教科書編纂委員 | 永田益一 | 古館市太郎 | |

其の後兒童用算術教科書は明治三十七年四月文部省檢定済となつた。

尙此の外に、明治三十二年二月の代議員會に於て小學校習字手本編纂の件を決議し、懸賞を以て其の草案を募集したが、程なく改正小學校令が發布せられ、小學校令施行規則も改定されたので、その審査を中止して應募されてゐた諸氏には、同三十三年十一月二十九日それ〴〵挨拶状を添へて、慰勞金拾圓宛を贈呈した。折角の力作に對して遺憾のことであつたから、茲にその氏名を列記して敬意を表することとした。

- 1、黒岩萬次郎(久留米)
- 2、西島善吉(筑紫)
- 3、宗像鶴陽支會
- 4、早田圓吉(筑紫)
- 5、直方高等小學校(鞍手)
- 6、平井守之進(三潯)
- 7、瓜生信之(嘉穂)
- 8、村上徳造(嘉穂)

(三) 筑豊人物志料

明治三十八年九月の幹事會に於て、本會發行の會誌に毎號數頁づゝの「筑豊人物志料」を別刷として添附することを協議決定した結果、同年十一月發行の會誌第八十一號より引續き之を挿入するやうになつた該志料は小倉中學校校長伊東尾四郎氏の、獨力にて熱心研究調査された有益な郷土史料であつた。大正二年六月に至つて終結したもので、これを纏めて小冊子に編綴されるやうになつて居り、卷一は百六十頁、卷二は百二十八頁でその目次を擧ぐれば左の通りである。

序	井上哲次郎	竹田定澄	竹田定倫	竹田定良	柳田涉	古野元軌	島村運
筑豊人物志料ノ編纂ニ就キテ		竹田定矩	竹田定夫	竹田定琮	合原餘修	般曳鐵門	布施芳陳
貝原篤信	東軒夫人	竹田宗簡	竹田定崎	高山一之	秋重遵	宮原存	杉山正伸
石川正恒	増井勝之	横地威明	佐久間種	池尻始	友石文儀	友石盛郁	友石盛隣
西春庵	安東守約	矢島煇辰	木村重任	坂田諸遠	友石盛郊	箕田重磨	加藤一純
安東守經	安東守官	西田直養	大隈言道	毛利正春	鷹取周成	青柳種信	土井正就
安東守成	樺島公禮	龜井魯	香月則眞	恒遠和	大倉種周	長野誠	貝原元端
村上剛	伊藤常足	恒遠仁	鶴原頼	神屋亨	貝原義實		

筑豊人物志料序

筑豊ノ山水ヲ論ズレバ、人必ズ耶馬溪ヲ稱ス、頼山陽一たび耶馬溪ヲ以テ海内第一ノ勝景トセシヨリ、其ノ名大ニ顯ハル、然レドモ、筑豊ノ間、勝景ノ稱スベキモノ豈獨リ耶馬溪ノミナランヤ。不幸ニシテ世ニ知ラレザルモノ蓋シ少シトセザルナリ。思フニ筑豊ノ人物ノ如キモ亦然リ、曾テ學問事業等ヲ以テ其ノ地方ニ傑出セシ人物ト雖モ、今ハ單ニ殘碑ヲ山間ニ留ムルニ過ギザルモノアラシ。若シ是等人物ノ靈魂ニシテ之ヲ知ルアラバ、是レ豈遺憾ナラズトセシヤ。小倉中學校長、文學士、伊東尾四郎君深ク此ニ慨スルアリ。公務ノ餘暇、筑豊人物ノ遺蹟ヲ探リ輯メテ以テ一部ノ書トナシ、名ヅケテ筑豊人物志料トイフ。是レ嘗ニ文學上ノ好史料ト稱スベキノミナラズ、又以テ古人幾多ノ靈魂ヲ慰藉スルニ足ラン。君先ヅ其ノ第一卷ヲ印刷ニ付シ、印刷已ニ成ルニ及ンデ書ヲ余ニ寄セ、余ガ序ヲ徵スルコト急ナリ。余乃チ筑豊ノ山水ト人物トニ就イテ感ズル所ヲ述ベテ以テ之ガ序トナス。

明治四十二年二月二十三日

文學博士 井上哲次郎 識

(四) 縣下學事關係職員錄

明治四十三年二月の代議員會に於て、
本會ノ事業トシテ、本縣下ノ教育ニ關係アルモノ、職員錄ヲ作り、毎年一回會報ノ臨時増刊トシテ發行スルコト。
を可決したので、爾後毎年連続して職員錄を發行することゝなつた。

第二十一節 諸 表 彰

(一) 記念品贈呈

明治三十四年十月の代議員會に於て、

元豊津中學校長入江淡氏教育上ノ功勞ヲ謝スル爲メ記念品ヲ贈遺スルコト

元本會評議員隈本有尙氏ニ在任中ノ功勞ヲ謝スル爲メ記念品ヲ贈遺スルコト

の二件を可決したので、幹部に於ては直にこれを決行した。

又明治四十年十一月十日本會に對する功勞者として、謝狀を添へ記念品を贈與した人々は左の通りである。

元副會長並ニ評議員 長倉雄平

元評議員 村田吉景

同 安田雲齋

(二) 釜瀬新平氏表彰

明治三十八年二月の代議員會に於て、

釜瀬新平氏功勞表彰ノ件

を可決したので、同年三月三十一日付を以て左の表彰狀を贈呈した。

表 彰 狀

釜瀬君貴下貴下縣下ノ教育ニ從事セラル、コト茲ニ二年アリ深ク地理科教授上其ノ教具ノ不完全ナルヲ歎ジ一意専心完全ナル模型ノ製造
ヲ謀リ苦心慘憺歳ヲ積ムコト十有餘或ハ全國ノ山川ヲ踏破シ或ハ大家ノ意見ヲ叩キ遂ニ其ノ成功ヲ得タルハ畢竟貴下熱誠ノ致ス所ニシ

テ獨斯道ニ貢獻スル所多キノミナラズ特ニ萬國博覽會ノ出品ニヨリ大ニ我が帝國々勢ノ發展ヲ海外ニ明示シ得タルハ本會ガ最モ感銘ニ
堪ヘザル所ナリ本會ハ茲ニ滿場一致ノ決議ヲ以テ貴下ノ効績ヲ表彰ス

(三) 感謝狀贈呈

明治四十年二月の代議員會に於て

教育成績被獎勵者ニ對シ感謝狀ニ物品ヲ添へテ贈ルコト

といふ建議を可決したので以後感謝狀を贈呈した人々は左の通りである。

明治四十年五月には

福岡市福岡高等小學校長 島田寅次郎

明治四十一年七月には

三井郡御井高等小學校長 細江新之助

明治四十二年七月には

糸島郡前原高等小學校長 島 寛太郎

久留米女子高等小學校長 中 富 豊

三井郡小郡尋常小學校長 永田卯三郎

山門郡沖端村長 内山田民治

粕屋郡志免尋常小學校長 田 島 慕

糸島郡一貴山尋常小學校長 徳田 信 矣

築上郡黒木村長 矢 幡 小 太郎

浮羽郡川會村長 永 松 春 吾

元遠賀郡蘆屋町長 石 川 重 雄

(四) 功勞者表彰規程

明治四十二年二月の代議員會に於て、功勞者表彰規程を議決したが、その規程の條文は左の通りである。

功勞者表彰規程

第一條 本縣下ノ教育上ニ功勞アルモノニシテ左記ノ一項若ク

ハ數項ニ該當スルモノハ本會ニ於テ特ニ之ヲ表彰ス

一、私財ヲ投ジ育英事業ニ努力セシモノ

一、社會教育ニ盡瘁シ其ノ成績顯著ナルモノ

一、多年學校教育ニ從事シ其ノ成績佳良ナルモノ

一、教育上有益ナル文書ヲ著シ若クハ意匠品ヲ發明シタルモノ

一、本會ニ對シテ功勞アルモノ

第二條 前條ニ該當スルモノハ金圓物品若クハ感謝狀ヲ贈與ス

但シ死亡シタルモノニ對シテハ相當ノ祭料ヲ追贈ス

第三條 功勞者ノ表彰ハ幹事長ノ銓衡ニ依リ評議員會ノ決議ヲ

經テ會長之ヲ行フ

第四條 特別功勞アルモノニシテ第一條ノ規程ニ據リ難キモノ

アルトキハ代議員會ニ於テ銓衡委員ヲ設ケ之ヲ決定ス
附 則
第五條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二節 出征軍人慰問

明治三十七年二月十日露國に對して宣戰の詔勅は渙發せられ、國民は擧つて非常な緊張を以て時局に對處し、皇軍は破竹の勢を以て到る所に連戰連捷、大に國威を宣揚したが、銃後に於ける深厚なる感謝の念は發して明治三十八年二月の代議員會の議題となり、本會長の名義を以て出征軍へ慰問狀を發するの件を滿場一致可決したので、同年三月三十一日付を以て左記各方面へ、鄭重なる慰問狀を發した。

帝國聯合艦隊司令官

第一、二、三各艦隊司令官

滿洲軍總司令官

第一、二、三、四、五各軍司令官

近衛第六、第十二各師團長

第十二、二十三、二十四各旅團長

第十四、二十四、四十七、四十八各聯隊長

第二期時代の思出

はしがき

島田寅次郎

私は明治三十年十一月糸島の郡視學より福岡の高等小學校に轉任を命ぜられました。當時福岡市は修業年限四ヶ年の高等小學校は唯一校のみで、男女の學級数が四十有餘の多數で、分教場が二つもありました上、三十一年五月から、私は又市立高等女學校の事務まで管掌しましたので、學校の事務だけでさへ忙殺さるゝ位の上に、縣廳所在地の事として縣の教育會と市の教育支會の幹事まで勤めねばならぬので、或る委員會など夜間會合する程でしたから、何も纏まつた仕事はなし得なかつたのである。

顧みると、明治二十七八年戰役の餘勢は我が國政治上一般に事業が擴張され、革新されて、文化の發展著しく、我が教育界も又革新

の機運に惠まれて生氣を帯び来り、中垣安太郎、中村能道の二氏が新に縣視學に任命されて斯界の樞機を握り、内筑後の細見、佐々木兩氏、小倉の杉山氏などと相協力し、外小泉又一、隈本有尙氏等の授護の下に教育の内容を改め、諸機關の擴張に盡力したれば、講習會や九大の設立、盲啞學校の新設等、明治三十年代の縣の教育會はひつきりなしの多忙を極めました。此の際私は諸氏指導の下に椽下の力持ちを務めましたので、其の二三の記憶をたどりて當時の現事情を追憶してみます。

(一)九州帝國大學の創立

九州帝大の最初は隈本有尙氏等の口から燃え上つたものと思はれますが、當時の當局者、縣會議員其の他有志者等の盡力はさる事ながら、縣立醫學校長大森博士の手腕が世界的に學界に認められたる功績が、其の創立位置等を決定せしめた原動力たりし事は疑のない事でありませぬ。私は事件の全體に關して人々の行動は知りませぬが、唯最初から最後まで盡瘁された丸田重雄氏の概略を茲に記して見ます。本問題の出た當時は、高等中學でさへまだ福岡になき際に、大學の設置運動は尙早だとか、順序を間違へた問題だとの反對論さへありました。私等は大學は學術の蘊奥を極める學府に止まらず、世界的の學者を地方に蒐め得て、其の崇高なる人格の感化力や、一世を指導する思想の力が地方に與へる影響は非常なもので、現に亞米利加邊では地方に趣味の墮落を防ぐ用意として、實業家が多數の費用を投じて大學を設くる所さへあるとの話を聞かせられて成程と賛成した位でした。此の時福岡市の教育支會長は丸田重雄氏で、其の熱心に活動鼓吹された精力には私も感服しました。氏は辯護士を業とし、市政には參事會員や學務委員となつてをられました。平素正義を口にする人で、我れ人を犯さず、故に人の我れを犯すを許さず。その主義の持主でしたから、稍偏狹の嫌あつて、人より冷人物なりと誤解され易い人でした。當時は福岡市政も消極的に傾いたが氏は帝大の位置運動は今日機先を制せざれば永久福岡の損失として、教育會や市の輿論の喚起に努めたのは勿論、筑前有志者三國有志者の會同とも常々主唱者の位置に立つて運動の局に當り、其の常務委員となりては日夜寢食を忘れた。殊に氏は縣の代議士其の他主腦者に知友が多かつたために、其の斡旋交渉に成功せし事少ならず。其の支會に九大設立の建議せし明治三十二年三月より、同三十五年一月帝國議會に於て九大設立の確定するに至る迄三ヶ年、終始一貫盡瘁せられた。其の成立後大學の位置が舊柳町に近かつたので其の位置移轉を命ぜられる等各種の難問續出したけれども、氏は其の間にありて盡力せられたことが少くはない。私は夜中氏が屢々住吉橋附近を徘徊し、那珂川の堤防を上下し、柳町の絃歌の響きを探りて調査せし結果を聞きましたが、篠島方面等に至るまで、詳細なる調査をなしたる報告を耳にした事がありました。明治三十五年十二月市の教育會は氏に感謝狀に記念品を添へて贈呈しました。

附、丸田氏は潔癖ありしも奢侈を嫌はれた、性茶を嗜み狩、網を好まれたが、私は數度其の饗膳に預つた事あり、晩年其の愛子を失

ひ、香椎に隠退して餘生を樂まれたが、幾くならずして逝去せられた、私は今も氏が一生の不遇を悲み、氏の事蹟を床しく追憶する一人である。

(11) 講 習 會

中垣中村兩氏が縣視學として殊に力を盡されたのは小學教員の學力増進にあつたものゝ如く、從來の夏季講習會より面目を一新し、大學方面より著名なる博士連中を聘用せし事で當時人をして驚異の眼を翫てしめた。今明治三十年代に開かれた講習科目と講師とを年次に係らず列挙すれば、

- | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 倫理學 | 中島 力造 | 蟹江 義丸 | 井上哲次郎 | 社會學 | 中島 力造 | 建部 遜吾 |
| 教育學 | 湯本武比古 | | | 論理學 | 中島 力造 | |
| 心理學 | 中島 力造 | 元良勇次郎 | | 動物解剖 | 五島清太郎 | |

以上は當時にありて第一流の學者で、學徒の仰いで其の講説を聴かんと切望せし所で、初めて中島博士が來福された時の如きは、紹介者隈本氏の注意により物質的の優待は勿論、萬事極力懇待しました。當初宿舎を橋口町榮屋に決定したが、會場たる師範學校に遠い上層中なればとて、廣辻氏の別邸が伊崎裏(舊藩時久野家の別荘)に在つたのを修繕して宿舎に代へ、且つ海水浴に便宜を與へ、西日を抑ゆる設備を施し、賄其の他の小間使を榮屋より出張せしめる等、湯淺書記が氣の毒な程奔走してゐました。然し是等は講習會員が午後博士を訪問し、各種の質疑を試みる上に大に便宜を與へました。私は接待係を命ぜられて博士の案内や、海水浴の御伴を致しました。其の間に色々の便宜を得ました。後には博士の宿所は警固村磯野家別荘(舊藩時杉山家の別荘)に改めた様に記憶します。講習會以外毎回講師の演説會を開いて一般人に傍聴せしめ、又幹部よりは講師を名勝地に案内して慰勞の宴を張るなどして、福岡縣としてこれに耻しからぬ立派な講習會でありました。

私は講師の接待係として毎日居残りしましたが、後には初め程に勉めぬでも宜しい事になりました。講師中最も親近を得ましたのは、中島、蟹江、湯本の三氏でありましたが、三氏よりは別に臨み左の記念物を貰ひました。

- | | | |
|-----|------------------------------|-----|
| 中島氏 | 「誠實」明治三十三年八月 中島力造印 | 義丸 |
| 蟹江氏 | いにしへの理想の影のほのみえてうれしく向ふ夜半のともしひ | 武比古 |
| 湯本氏 | 菅原の神の教を心にて外つ國ふみをよむへかりけり | 武比古 |
| | うこなき御代の例か千代かけてみとりかへせぬはこさきのまつ | 武比古 |

をみなへしをはなさまく種をまかせて秋まつ身こそ樂しからめ 武比古

中島氏の家は江戸時代に流行せし心學道話を鼓吹せし家筋にて、其の圓滿なる人格には推服しました。

蟹江氏は蒲柳の質で、私は西公園の散歩を勧めましたが、風邪に罹る憂ありとて辭せられし程でしたが、其の學問研究の態度は此の和歌に全幅の精神が表現されて、私は此の二氏の記念物は半紙に書かれたものでも今に保存して其の風貌に私淑してゐます。

湯本氏はさすが大正天皇の御幼時に奉仕されし程の人で、其の國體讚美論や、皇室中心説が骨髓より溢れ出るかの如く感じました。私の頂戴した太宰府、箱崎の和歌は是れ亦私の常に諷誦措かざる所であります。

(三) 盲啞教育慈善會

九州帝國大學設立の緒につくと同時に盲啞教育慈善會が起りました。此の盲啞教育の起源は筑後の小島留藏氏が悲愴な哀話に其の端を發しました。氏を失明せしめた友は其の責を負うて自殺するに際し、小島氏の一生を保證するため盲啞學校に就學せしめる様、其の父に遺言したとの事で、父は其の遺言に従ひ、小島氏を東京盲啞學校に就學せしめられたが小島氏は其の卒業に際し、又其の友に酬ゆるがために、世の多くの不幸に生を受けし盲啞者を教育せんとするの念願を起し、縣内に盲啞學校を建設せられたしとの切なる望に同情した人々の結晶物と思はれます。小島氏は大森醫科大學長の世話を受けて、其の外科のマッサージを勧めましたが、其の熱誠なる希望を聞くもの何れも同情せなぬものなくて、其の問題の建議を持出したのは中島次郎吉氏や中村能道氏等と存じます。此の案の教育代議員會議に上つた時は中垣安太郎氏の修正意見成立し、各教育支會員の集めた醜金又富豪家の寄附金の外、各教育會員の努力により一般より同情金を集めんため、慈善會の組成とする事となつたが、不慣の興行的事業なれば、之が實施に困難を感じましたけれども、會員露見剛亮氏は嘗て東洋語學校を開き、代議員會に出席した事もあり、清濁併せ呑む底の人で、演藝界其他各方面に知人が多から、斯道の顧問にせんと議を提出せしものあつたが、中垣氏は鬼才縦横の鷺見君可なりと賛成されたので、鷺見氏に相談したところが、それは決して難事ならず、先づ演藝會の中心人物たるべき人は武士道鼓吹者、浪花節の雲右衛門が適當せる人なるも、今は當地にあらざれば、近頃川丈座に勤めた講談師桂家殘月は俠氣ある若者であるから、事情を話せば應諾すべしとて、交渉の勞をとり、別に博多仁和加で錚々の聞えある川丈組にも應援を依頼した外、筑前琵琶の名手川村品子、敏子兩嬢、物真似の上野勝平氏等を集め得たので、學校教職員の手を煩はして入場券を配付し、愈々開場の運となつたが、茲に一の困難事は、支會長の丸田重雄氏に開會の挨拶された旨を依頼したところが、丸田氏は教育會の事業であるから、演藝の人の言動は教育會が其の責任あれば、若し批難を受くる様では濟まないから、豫め藝題の筋書を檢し置くの要あるべしと言明されたので、之を鷺見剛亮氏に諮つたところ、藝人は感情的の人が多から檢束を

加へる行爲は省略されたい、仁和加の仕組の如き自分も其の筋書に關與した位であるから、決して懸念されるに及ばないと言張つて聽かない。前にも述べたやうに丸田氏は極めて妥協性の乏しい人であるから茲に感情の行違を生じて、互に融和を欠く事となつたので、私も双方の間を往來して苦心を重ねましたが、事業が盲啞者のために教育を授けんとするの慈善事業であれば、多少の無理は押通しても後の清涼氣分に復しました。各教育支會に於ける演藝會には私は出席出来兼ねましたが、鷺見氏は之が統制上出席し、小島氏は幾分の餘暇を得れば講演に参加されたさうであるが、後には盲者八尋氏、啞者宮崎氏等も之に加はり、神戸訓盲院の左近椽氏夫妻等を加へて人々の同情を惹き、遠賀郡より金子辰三郎氏夫妻の應援もあつて、約一ヶ年二ヶ月を費し慈善會も日出度終局を告げましたが、終始中垣氏の監督の下に會計は田邊常美氏が執行されてゐたと聞きよした。慈善會としての委員は織田勝馬、小旗陳、中垣、中村兩氏と私でしたが、何れも職務ある身分でしたから、小旗氏が福博地方で熱心に講演された外は、鷺見、丸田、津田利夫氏などが外から盡力された事は委員以上の骨折りであつたと思ひます。

私は丸田氏に隨行して伊藤傳右衛門、貝島嘉藏二氏に寄附の相談に行つた事がありました。貝島氏は其の後金子辰三郎氏等の盡力により、東京の學校をも參觀に行き、本縣斯道のため多大の力を添へられた事は皆人の知悉せる所である。

附、小島留藏氏は九大の醫學部より慈善演藝會にも餘暇を利用して講演に來られたが、盲啞學校の設立によりて教諭となり、老後縣立の柳河盲學校に入り、現在も高等官の教諭として尙活動され、本年も文部省開催の講師として上京された由を聞いてゐます。昭和五、六年の頃小島氏が「福岡縣盲啞教育の起源と福岡盲啞學校設立の由來」と題して編述された印刷書冊に序文を作る機城島春次郎氏を介して私に依頼されたが、同氏の著書に序文を挿入するは中垣氏以下故人が多いので、唯一人の中村能道氏あるのみとて、私は其の材料を中村氏に寄せて序文を得て城島氏によりて小島氏に呈したが、中村氏も既に故人となられた今日寂莫の感深いものがあります。

第四章 第三期(進展時代)

自明治四十五年
至大正七年

第一節 第三期の概観

本期の初頭に於ては 明治天皇の諒闇に奉遭して一大衝激を蒙つたけれども、大正天皇の至孝なる、教育に關する御沙

汰書を下し賜はり、御自ら先帝の御遺緒を紹述して、益々その振興を圖らんとの大御心を示し給うたので、教育の基礎は益々鞏固となり、世界大戰への参加は各方面に一大反省の機會を與へ、更により強き勢力を以て進展するに至つたのである。本會に於てもこの時勢の推移に順應して益々基礎を固め、各般の施設に向つて進展を企圖したので、本期を稱して進展時代と名づけるの妥當なるを感ずるのである。

第二節 本期中の歴代役員

其ノ一

前章の例により本期中の歴代役員を表示すれば次の如くである。

改選期	大正元年 二月	大正三年 二月	大正五年 二月	大正八年 二月
會長	由布 (元縣會議長)	由布 (全義)	武谷 (水軍醫監)	武谷 (水城)
副會長	神崎 (縣會議長)	神崎 (全勳)	神崎 (全勳)	神崎 (全勳)
評議員	佐々角 (前縣會議員)	内山田 (全民治)	金子勝 (前參事會員) (大田、三死)	金子勝 (全太郎)
	内山田 (縣參事會員)	金子勝 (全太郎)		
	金子勝 (縣參事會員)	田生 (全正次)		
	田生 (縣參事會員)	松尾伊 (全和治)		
	松尾伊 (縣會議員)	高倉 (全三吾)		
	高倉 (縣會議員)	大森 (全武雄)		
	大森 (前縣會副議長)			

望月 (前縣藏事會員) 大森 (中學校長) 中垣安 (中學校長) 柴崎 (鐵道館長) 濱口 (修館長) 奧田 (福師校長) 細見 (女師校長) 太田德 (高女校長) 川島 (商業校長) 佐藤 (義夫) 大森 (郡視學) 潮田幾 (郡視學) 中富 (小學校長)

中垣安 (全上) 細見 (全上) 太田德 (全上) 佐藤 (全上) 大森 (全上) 潮田幾 (全上) 中富 (全上) 白坂 (修猷館長)

大森 (補選) (中學校長) 中垣安 (全上) 細見 (全上) 太田德 (全上) 佐藤 (全上) 中富 (全上) 根岸 (全上)

大森 (全上)

大森 (縣參事會員)

長瀬伊 (女師校長) 小松原伊 (倉師校長) 立石 (小學校長)

若木 (縣參事會助) 山家榮 (縣參事會助) 井手忠 (縣參事會助) 千田 (縣參事會助) 赤間嘉 (縣參事會助) 柴田 (縣參事會助) 久保豐 (縣參事會助) 小林新 (縣參事會助) 野見山 (縣參事會助) 木村 (縣參事會助) 松村 (縣參事會助) 村田謙 (縣參事會助)

小松原伊 (全上) 若木 (全上) 千田 (全上) 赤間嘉 (全上) 柴田 (全上) 野見山 (全上) 木村 (全上) 村田謙 (全上)

第三節 本期中の代議員會

(一)會期

本期中に開催された代議員會を表示すれば左の通りである。

回数	開會年月日	期間	會場	出席員數
三一	明治四五年二、二二日	三日	縣會議事堂	一〇四人
三二	同 二、二、三日	三日	縣會議事堂	一〇三人
三三	同 三、二、二六日	三日	縣會議事堂	一〇四人

(二)出席員氏名

前例により本期中の出席代議員氏名を列記すれば左表の通りで本期中に於ては地方有志者の數は稍減少したるも中等學校教員數の増加したのが注目すべき點である。

氏名	年次	職	氏名	年次	職	氏名	年次	職	氏名	年次	職	
藤好親繁	一	林道	藤本萬治	七	杉本國太郎	三	谷甚藏	谷	伊東尾四郎	一〇九	白坂榮彦	全上
立石仙六	一、二、三	清水準	久保田俊夫	七	古賀定吉	三	(全上)	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)
勝野重吉	一	吉武誠	牛島傳藏	七	久德重義	四、五、六	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
齋藤正實	一	大田光次	上村勝熊	七	山川一行	四、五	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
梶原辰之助	一	篠原敏樹	久留米市	七	野田實	五、六、七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
谷甚藏	二、四	裏川寅藏	宇高宣光	一	佐々木巳喜次	六、七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
釜瀬新平	二	菊池武幹	中富豊	一	棉英雄	七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
宇佐元緒	二、三	有田喜太郎	水野光衛	一、二、三、四、五	井上正信	七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
中川直亮	二、三、六	安部清見	古林喜代太	一、二、三、四、五、六	河原直吉	七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
石渡石松	三	水月文英	佐藤弘毅	一、二	小倉市	一、二、三、四、五、六、七	伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
		藤澤雄一郎	高木博交	二、三、四			伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)
		大森直平	大塚種市	二、四、五			伊東尾四郎	全上	永瀨伊一郎	全上	(全上)	(全上)

白坂榮彦 (修館長) (五、三就)	永瀨伊一郎 (女師校長) (五、三就)	高橋正一 (農學校長) (五、三就)	梯英雄 (女師訓練所) (五、四就)	谷甚藏 (小學校長) (五、六就)	白坂榮彦 (全上)	永瀨伊一郎 (全上)	谷甚藏 (全上)	伊東尾四郎 (圖書館長) (六、四就)	高宮乾一 (中學校長) (六、四就)	太田德次郎 (商業校長) (六、四就)	伊東尾四郎 (全上)	高宮乾一 (全上)	太田德次郎 (全上)	伊東尾四郎 (全上)	谷甚藏 (全上)	永瀨伊一郎 (全上)	白坂榮彦 (全上)	伊東尾四郎 (全上)	野勢頼俊 (福師校長) (七、〇就)	安河内健兒 (縣視學)(七、〇就)
-------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------	---------------	-------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------	--------------	---------------	---------------	-------------	---------------	--------------	---------------	--------------------------	----------------------

有吉 常九 4
 山川 敬行 5 6
 青柳英太郎 6 7
 山下 房吉 7
 藤吉外次郎 7
 中西伴次郎 7
 嘉穂 郡
 前田 正好 1 2 3
 大和三次郎 1 2 3 4 5 6 7
 瓜生 信之 1 2 3 4 5 6 7
 村上 德造 1 2 3 4 5 6 7
 狩野 敏生 1 2 3 4
 青柳勝太郎 3 4
 田中幹之助 4 3 6 7
 白土 千秋 5 6 7
 朝倉 郡
 田邊 敏夫 1 2 3 4 5 6
 藤井篤三郎 1 2 3
 石村 露吉 1 2 3
 桑野純一郎 1 2
 大森 達 1 2
 田中清五郎 2
 古林喜太郎 2
 古賀 克己 2 3 5 6 7

橋本都太郎 3 4 5 6 7
 德永龍次郎 3 4 5 6 7
 野見山俊次 4 5 6 7
 前田 正好 4 5 6 7
 浦山 權平 4 5 6 7
 遠藤近太郎 5 6 7
 山崎 操 7
 筑紫 郡
 池田 太一 1 2 3 5
 狩野滋三郎 1 2 3
 矢野準次郎 1 2 3
 永田 權平 1 2 3 4 5 6 7
 芳村 御里 1 2 3 4 5 6 7
 江藤富次郎 3 4 5 6 7
 藤野儀三郎 4 5
 石橋勇三郎 4 5
 古川 勝隆 6 7
 西島 善吉 6 7
 入江米次郎 6 7
 早良 郡
 柴田 文城 1 2 3 4 5
 廣田 波雄 1 2 3 4 5 6 7
 荒川 湊 1 2 3 4 5 6 7
 福田丑之助 1 2 3 4 5 6 7

谷 甚藏 1
 田丸三次郎 2 3 5 6 7
 鍋山伊佐基 2 3 6 7
 林 織三郎 2 3 6 7
 粟生又太郎 2 3
 勝野 貞喜 3 4
 梶原 友喜 4 5 6 7
 浦江 曾一 7
 糸島 郡
 松尾伊和治 1 2 3 4 5 6
 谷口福太郎 1 2 3 4 5 6
 徳田 信矣 1 2 3 4
 松尾 乙吉 1 2 3 4 5 6 7
 神崎 信 1 2 3 4
 小堀熊次郎 2 3 4
 山下興之助 2 3 4
 神武 秀邦 2 3 4
 西平田慶太郎 3
 有田次三郎 3 4 5 6 7
 勝野 重吉 5 6 7
 日巡仲次郎 5 6 7
 檜崎 顯三 7
 岡崎傳三郎 7
 浮羽 郡

田村一太郎 1 2 3
 宇野虎三郎 1 2 3 4 5 6
 石井健三郎 1 2 3 5
 古賀 俊藏 1 2 3
 久野 才吉 1 2 3
 中村 亘 2 3 4 5 6 7
 佐藤 養太 2 3 4 5 6 7
 佐藤 隆夫 3
 坂田 傳藏 4
 倉富強五郎 4
 木村 哲郎 4 5 6 7
 古賀 長米 5 6 7
 鳥越密三郎 5 6 7
 三浦直次郎 6 7
 鹿毛 終藏 6 7
 梶原 友喜 7
 國武 忠吉 7
 三井 郡
 三原 久刀 1 2
 井手忠次郎 1 2 3 4 5
 野田 實 1 2 3 4
 高野 種臣 1 2 3 4 5 6 7
 山田虎之助 1 2 3 4 5 6 7
 上野 七郎 2 3 4 5 6 7

佐々木已魯次 1 2 3 4
 伊東 義路 1 2 4 5
 山村助太郎 1 2 4 5 6 7
 波多野俊夫 2 2 4 5 6 7
 天野 開作 2 3 4 5 6
 伊東尾四郎 3 3
 小松原伊十郎 3 3
 大橋 浩 6 6 7
 村瀬 玄 7
 門司 市
 緒方 屎治 1
 平位豊太郎 1 3 4
 古賀 政龜 1 3 4
 原田 兼土 1 2 3 4 6
 濱田 正俊 1 2 3 4 5 6 7
 藤井 高文 2 4 5 6 7
 若木 榮助 2 2 4 5
 笠間 廣 2 3 5
 大西 武 3
 高津 市治 5 5
 山田植五郎 5
 白杵丈次郎 6 6 7
 潮田幾之助 7 7
 若松 市

木村 民植 4 4 5
 有馬 密儀 4 4 5 6 7
 梅谷 密儀 4 4 5 6 7
 泉原計太郎 4 4 5 6 7
 宮崎 岬 4 5
 松川駒次郎 5 5
 吉田 良春 5 5
 石崎 敬行 6 6 7
 樺島 駒次 6 6 7
 八幡 市
 大西 武 7
 長野讚太郎 7
 村田 義廣 7
 村田 義廣 7
 芳賀 種義 7
 小方稜威丸 7
 大牟田 市
 岩井芳三郎 7
 川口 武敏 7
 坂口 峻 7
 大石 一 7
 坂口源太郎 7
 吉田 繁 7
 粟生又太郎 7

神武 啓藏 1 2 3 4
 黒瀬才次郎 1 2 3 4
 伊東 壽 2 2 3 4 5 6 7
 國崎 重多 2 3 4 5 6 7
 淺島 武幹 3 4 5 6 7
 田原 茂雄 5
 秦 陸造 5 6 7
 藤野權太郎 6 6 7
 豊浦 益郎 6 6 7
 宗像 郡
 中村 清造 1 2 3 4
 今林 正介 1 2 3 4 5
 薄 菊次郎 1 2 3 4
 橋本 元吉 1
 吉田 乙吉 2 2 3 4 5 6 7
 鶴岡 光次 3 3 4 5 6 7
 入江友太郎 3 3 4 5 6 7
 石松國太郎 4
 大森 達 5 5 6 7
 田中 稔 5 6 7
 赤間 秀市 7
 青柳勝太郎 7
 木村 民植 1 2 3

仲野 敬巳 1
 大八木鹿吉 1 2 3 4 5 6 7
 石崎 敏行 1 2 3
 村田 義廣 1 2 4 5 6
 芳賀 種義 2 2 4 5 6
 長野讚太郎 3 3 4 5 6
 高橋 格 3 4 5 6 7
 村上 務 4
 伊藤吉太郎 6
 河村 五郎 7
 高 儀夫 7
 佐藤 茂 7
 鞍手 郡
 江藤富次郎 1 2
 高倉 三吾 1
 有吉 邦藏 1 2
 栗田信次郎 1 2 5
 八尋 政衛 1
 青柳郁次郎 2 2 3 4 5 6 7
 古賀 安志 2 3 4 5 6
 春田爲次郎 3
 原田 瑞穂 3
 鮎川 常吉 3 4 5 6 7
 安部 清見 4

山川 敬行	3	4	5	6	7	坂口 峻	1	2	3	4	5	6	山口 亨一	1	2	3	4	5	6	7																																																																																					
大坪定次郎	5	6	7	横溝 常道	1	2	3	4	5	6	坂口 勇藏	2	3	4	5	6	7	山口 實	1	2	3	4	5	6	7																																																																																
青柳勝太郎	5	6	7	隈本哲太郎	3	4	5	6	7	深田澄之助	2	3	4	5	6	7	藤井 貞彦	1	2	3	4	5	6	7	中村 實	1	2	3	4	5	6	7																																																																									
神代村次郎	6	7	小田鐵次郎	4	5	6	7	大石 一	3	4	5	6	7	山家秋太郎	1	2	3	4	5	6	7	三谷欣三郎	1	2	3	4	5	6	7	宇都宮 功	1	2	3	4	5	6	7																																																																				
永田卯三郎	6	7	藤吉卯次郎	5	6	7	川口 武敏	5	6	7	吉田 繁	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

秋元増太郎	5	植村 勝一	1	宮本 爲吉	5	古賀繁太郎	1	矢幡小太郎	2	4	7
安蘇徳太郎	5	廣瀬 護之	1	楠野 鼎	5	松田己之助	2	松田己之助	2	2	2
鳥田恒太郎	5	樹見 茂平	1	大森 藤藏	6	西村卯太郎	2	西村卯太郎	2	2	2
久原 清太	6	中村憲一郎	2	佐々角太郎	6	緒方増太郎	2	緒方増太郎	2	2	2
岩崎 高藏	6	我有 康造	2	進 可	7	鶴田 正夫	3	鶴田 正夫	3	3	3
津留 郭	6	佐野 一夫	2	羽廣 幸六	7	遠藤官一郎	3	遠藤官一郎	3	3	3
毛利 正臣	6	宇野虎三郎	2	小野 英敏	7	栗生又太郎	4	栗生又太郎	4	4	4
有吉好太郎	7	門上興太郎	3	中川 直亮	7	池田 太一	4	池田 太一	4	4	4
茂呂 武郎	7	上田 七郎	3	後藤 募	5	有永 眞人	7	有永 眞人	7	7	7
綾部 七郎	7	深田澄之助	4	浦野 岩吉	5						
川崎 浩之	1	松本 定之	4	井上吉太郎	5						
濱田俊三郎	1	吉川 利彦	4	小田鐵次郎	5						

(三)各年度の議題

前例により第三期中の主なる議題を列挙すれば左の通りである。本期中の議題を通じて感ぜられるのは社會教育殊に青年團に關すること並に補習教育に關するもの多く、又教員の研究、教育問題の調査に關して注意を拂ふに至り、女教員の地位を認めて特殊の題目について論議するやうになつたのは本期の特色と云はねばならぬ。

本部提出問題

- 明治四十五年
- 一、中等教員ノ講習會出席ニ一層便宜ヲ與ヘラレシムコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)
 - 一、縣費ヲ以テ毎年二十八以上他府縣視察ノ爲メ派遣セラレシムコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)
- 大正五年
- 一、本縣下専用ノ青年補習讀本ヲ編纂スルコト。(可決)
 - 一、國民禮服制定ヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)
- 支會提出問題

明治四十五年

一、僻陬地ノ市町村立小學校ニ奉職セル專科正教員及ビ准教員ニ對シ特別加俸ヲ給與セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件。(可決)

一、國定農業教科書及ビ商業教科書ヲ速ニ編纂セラレンコトヲ其ノ筋ニ要望スルコト。(否決)

一、教員住宅料ノ幾部ヲ縣費ニテ補助セラレンコトヲ知事ニ建議ノ件。(可決)

一、貧困學齡兒童ノ就學保護法案ヲ制定セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)

大正三年

一、縣下模範町村及ビ優良青年團體等ノ狀況ヲ調査シ、教育會報其ノ他適宜ノ方法ヲ以テ紹介スルノ件。(可決)

一、御即位ノ大典ニ際シ本會ヨリ奉祝ヲナスノ件。(可決)

一、小學校教材ノ地方化ニ便ナル福岡縣調查資料ヲ本會ニ於テ編纂スルノ件。(可決)

一、本縣初等教育ノ長所ヲ調査シ教育者ノ參考ニ供スルコト。(否決)

一、私立學校補助規程ヲ設ケラレンコトヲ縣知事ニ建議スル件。(可決)

大正五年

一、青年補習教育ヲ義務制ニセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件。(否決)

一、青年團體聯合統一ノ爲メ先ヅ福岡縣聯合青年會本部ヲ福岡

縣廳内ニ設置シ凡ソ左記事項ヲ實行スルコト。(否決)

(在記略ス)

一、甲種農學校ニ修業年限一箇年ノ研究科ヲ設置サレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)

一、小學校男正教員ノ服裝ヲ規定セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件。(可決)

一、縣聯合青年大會開催ノ件。(可決)

一、不良少年ノ感化ニ就キ相當施設方縣當局へ建議ノ件。(可決)

一、青年兒童教育上活動寫真取締方法ノ制定ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件。(可決)

一、學事視察ノ爲メ小學校教員ヲ海外ニ派遣セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルコト。(可決)

一、高等小學校女子用修身教科書ヲ編纂セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件。(可決)

大正六年

一、市町村立小學校教員俸給ヲ國庫支辨トセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件。(可決)

一、青年補習教育用修身書ヲ編纂セラレンコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件。(可決)

一、戦後ニ於ケル本縣教育上ノ施設方案ヲ教育會ニ於テ調査シ實行ヲ期スルコト。(可決)

一、本縣ニ一高等學校ノ設立ヲ其ノ筋ニ建議シ、且之ガ實現ヲ期スルコト。(可決)

一、本縣教育費補助規程ヲ改正セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルコト。(可決)

一、高等小學校ニ於ケル兒童卒業後ノ方向ニ應ジテ教科目及ビ教授時數ヲ左ノ範圍内ニ於テ加減シ得ルヤウ、規定ヲ改メラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。

一、選擇加設科目ニ應ジテ他ノ教科目ノ時數ヲ増減スルヲ得。

二、中等學校志望兒童ニ對シテハ加設科目ヲ缺クコトヲ得。(否決)

一、福岡縣青年會ヲ組織シ、縣内青年會ノ統一指導ノ機關トナスコト。(否決)

一、本縣ニ於テ學校衛生ノ講習會ヲ開設セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件。(可決)

一、現在ノ縣立工業學校ノ學科目及ビ定員ヲ擴張セラレンコトヲ縣知事ニ要望スル件。(可決)

大正七年

一、小學校令施行規則第三十條ヲ左ノ通り改正セラレンコトヲ

其ノ筋ニ建議スルコト。

一、學級ノ兒童數ヲ尋常小學校ニ在リテハ六十人以下高等小學校ニ在リテハ五十人以下トス、特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各十人迄ハ増加スルコトヲ得。(可決)

一、補習教育擔任教師ノ養成機關ヲ設置セラレンコトヲ知事ニ建議スルノ件。(可決)

一、大正七年度ニ於テ縣教育會主催ノ下ニ縣下女教員大會開催ノ件。(可決)

一、實業補習學校專任教員給ニ縣費ヲ以テ補助セラレンコトヲ縣知事ニ建議スルノ件。(可決)

一、文部省督學官及ビ視學委員中ニ女子ヲ加ヘラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スル件。(否決)

一、國民體育研究所ヲ設置セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト。(可決)

一、男子實業補習教育ヲ義務制トセラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件。(可決)

一、本縣通俗講演部ヲ設置スルコト。(可決)

第四節 事務所建築

本會の事務所は第三章第五節に記述した通り師範學校々舎の一部を假用したもので、誠に狹隘不便のものであつたら、事務所建築の議は數年來の懸案であつたにも拘らず、敷地が確定せなため着手することを得なかつたが、九州沖繩八縣聯合共進會の爲め福岡城の外濠を埋立てた縣有地が、共進會終了後空地となつてゐるのを幸に、明治四十五年六月本會事務所建築敷地として貸與されんことを本會長より縣知事に對し請願してゐたところ、大正元年八月一日付を以て縣有

地二百坪無料貸與許可の指令があつたので、其の後着々進行を謀ることとなり、九月七日に福岡縣技師三條榮三郎氏に設計並に工事一切を委託したところが、實地踏査の結果敷地狹隘を感じるを以て、更に貳拾五坪の貸増しを出願し、大正二年一月十八日に至り許可があり、同二十日敷地全部の授受を了したから愈々工事を受負に附し直に着工するやうになつた。爾來工事は着々進行して、大正二年六月三十日工事を終り、同七月十五日を以て愈々師範學校内の假事務所を引拂ひ新築事務所に移轉した。其の工費總額は約六千圓建坪約百坪、事務室、應接室、圖書室、會議室、第二會議室(學敷)、小使室等を有し一通り整備した事務所にて、茲に始めて本會独自の事務所を有することとなり、會運は一段を進歩を見るに至つたのである。

第五節 本會々報の改善

大正五年二月の代議員會に於て、本會々報改善に關する費用(會報材料蒐集に要する謝儀費並に旅費金百圓)を提議して、協賛を求めたところ、幸に滿場の同意を得たので左記要項の實施に努め、以て其の精神の貫徹を圖ることとなつた。

- 一、各地ノ名士ニ請ヒ、特ニ本縣教育ニ關シテ其ノ意見ノ發表ヲ求メ、之ヲ本誌ニ掲載スルコト。其ノ標準左ノ如シ
 - イ、東京地方名士ノ意見 每號
 - ロ、本縣内名士ノ意見 每號
 - ハ、京都、奈良、廣島地方名士ノ意見 隔號
- 一、縣下各郡市教育ノ實況ヲ每號三四郡市ツツ順ヲ追ツテ掲載スルコト
- 一、縣廳ニ於ケル材料(通牒、訓辭、視察報告等)ヲ得テ、每號一件以上必ズ之ヲ掲載スルコト。

第六節 本會々員數

會運は漸次進展して。會員の數も累年増加の一路を辿つて居るが、大正五年六月末現在の統計を表示すれば次の通りで、明治四十四年の一萬二千二百二十一人に比して五年間に三千六十七人の増加となつてゐる。(第五章第三節參照)

種別	郡市名	學校教員	教育關係者	有志者	合計
福岡市	久留米市	一七〇	六	五〇	二二六
	小倉市	一八八	七	一五八	三三三
	門司市	一七一	一〇	一三四	三二五
	福岡市	四〇五	六	一三	四二四

郡市名	入	出	歳入中ノ縣費補助金	同	同	同	同	同	同
若松市	九四	一四	二六七	三七五	三井郡	三一八	一八	一四三	四七九
糟屋郡	二二三	四	六〇二	八三九	三浦郡	三六八	一一	五四	四三三
宗像郡	一七二	四七	四五	二六四	八女郡	四〇四	五	七八	四八七
遠賀郡	四六八	三一	四八三	九八二	山門郡	三二〇	一一	一五八	四八九
鞍手郡	三七八	一三	五一	四四二	三池郡	三五六	四	一九〇	五五〇
嘉穂郡	四四五	七九	八一	一、三三六	企救郡	一八六	八〇	二、八九八	三、一六四
朝倉郡	三二五	四四	三二	四〇〇	田川郡	三五二	三〇	一九二	五七四
筑紫郡	二九三	二五	一一〇	四三八	京都郡	二二八	三	五〇	二八一
早良郡	一一一	一五	二〇	一四六	築上郡	二八〇	一〇六	三〇二	六八八
糸島郡	二三四	三	二三	二六〇	總計	六、七二四	五九二	六、九七二	一四、二八八
浮羽郡	二二五	二〇	九八	三四三					

第七節 本會の經費

前章の例により本期中に於ける毎年度の決算額を表示すれば左の通りである。

年	歳入	歳出	歳入中ノ縣費補助金	同	同	同	同	同	同
明治四五年(大正元年)	10,555,808	9,526,788	11,100	同	同	同	同	同	同
大正二年	5,361,273	4,806,156	11,024	同	同	同	同	同	同
同三年	4,659,652	4,566,033	10,101	明治三十二年	2,788,850	2,447,710	1,000	同	同
同四年	5,131,052	5,030,221	11,100	同四十四年	10,455,395	4,621,035	2,100	同	同

第八節 戦捷記念基本金

前期中明治三十九年より積立を始めた基本金現在高を表示すれば左の通りである。(第五章第六節(一)參照)

年	積立金現在高	同	同	同	同
大正元年	八、三三九、九四八	同	三年	九、四四一、四八七	同
		同	二年	八、八四〇、三四四	同
		同	四年	一〇、〇八三、五〇八	同
		同	五年	一一、八二〇、八二八	同

同 六年 一三、三二二、六〇〇
同 七年 一四、四九五、〇二〇

明治三十九年

一、〇五六、三八〇

一三八

明治四十四年

七、八九三、六四八

なほ大正五年に戦捷記念基本金蓄積規程中第二條第三項の

一、歳入出精算殘金ノ幾部

とあるのを修正して、

但シ、場合ニヨリ其ノ幾部ヲ繰越スコトヲ得

との但し書きを加へて之を實施した。

第九節 特別寄贈金

本會には特別寄贈金として時々篤志家よりの寄贈を受くることあるが、何れもその指定に従つて多くは基本金中に繰入れて居り、本期中に受領した分は次の通りである。

大正五年一月九日前本會長山布惟義氏辭任届提出と同時に金五十圓を寄附せられた。

同五年三月二十九日山門郡沖端村荒卷幹治氏より、亡父源治氏の遺言に因り本會基本金として金壹萬圓を寄附せられた。但し右は十ヶ年賦として、毎年壹千圓宛を納入されたのであつた。

同六年二月七日森岡熊彦氏より本會基本金の内に金壹百圓を寄附せられた。

同六年六月には評議員井手忠次郎氏嗣子井手實雄氏より亡父の遺志として金參百五十拾圓を本會へ寄附せられた。

以上列記した通り有志諸氏の本會に對して厚意を寄せられることは心強き極みであつて、殊に荒卷氏の深厚なる同情に就ては誠に感謝の至りであると云はなければならぬ。

第十節 本會の受賞と賞與金積立

本會は大正二年三月二十五日付を以て左の如く文部省より賞與された。

福岡縣教育會

創立以來教育ニ關スル諸般ノ施設ヲ爲シ其ノ成績見ルベキモノアリ仍テ金百圓ヲ賞與ス

大正二年三月二十五日

文部大臣從三位勳二等法學博士 奥 田 義 人

これ全く創立以來先輩諸氏が會務に盡力して、縣下教育に貢獻された賜であつて、本會の光榮と云はなければならぬ。

越えて翌大正三年二月の代議員會に於ては、本部提出の議頭として文部省賞與金處分案が上程され、

賞與金ハ其ノ額金一千圓ニ達スルマデコレヲ蓄積シ其ノ利子ノ一部若クハ全部ヲ以テ表彰費ニ充ツルコト

と云ふことに異議なく可決されたので、爾後毎年左の通り積立てられることとなつた。(第五章第六節(二)參照)

年 度	積立金現在高	同 三 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年	同 七 年
大正 二 年	一〇〇、〇〇〇	一〇六、八〇〇	一一四、〇六二	一二〇、三三二	一二六、三五二	一三二、七〇二

第十一節 教育總會

大正四年四月十七日福岡縣教育會總會を福岡師範學校講堂に開いた。二三年前より總會を休止してゐたこととて本年は非常に會員の歡迎するところとなり、出席者總數八百餘名に上り極めて盛會であつた。その舉行順序は左の通りである。

第十三回

- 一、午前九時開會
- 一、會長開會ノ辭
- 一、實驗談及討論者ノ抽籤
- 一、會員實驗談
 - 一、余ガ經驗上信用ガ兒童教育ニ及ボス影響
 - 遠賀郡支會員 武田 仁策
 - 筑紫郡支會員 田島 義雄
 - 福岡市支會員 柴田庄太郎
- 一、直覺的計算ニ就テ
- 一、讀方教授ニ就テ
- 一、討論
 - 一、女子ノ生徒及ビ兒童ニ宿泊旅行セシムルノ可否(可論大)

- 一、講演
 - 教育ト宗教 九州鐵道管理局長 長尾 中平
 - 畫 食
- 一、會員實驗談
 - 一、我が校ニ於ケル卒業生指導 八女郡支會員 津留 喬
 - 一、書取法ノ心理 三潯郡支會員 木下 二郎
- 一、討論

眞野九大總長

- 多數)
- 一、講演
- 一、不良少年

阿部檢事正

- 一、學校以外ノ教育ニ就テ
 - 一、閉會ノ辭
- 午後四時半閉會

第十二節 縣下青年大會

社會教育振興の機運に連れて、本會に於ても大正五年二月の代議員會に於て縣青年大會開催費を決議したので、同年四月九日各郡市委員會を本會事務所に開き、左記要項の通り決定した。

- 一、會場 福岡市
- 一、舉行事項 名士講演、會員十分間演說
- 運動演武(競走、擊劍、柔道、相撲、銃槍等)
- 其の後同年十二月十日再び各郡市委員會を開催して
 - 一、福岡縣各郡市聯合青年會規程
 - 一、全總會ニ關スル協定事項
 - 一、各郡市ノ準備及ビ注意事項
- 一、幹部分擔及ビ徽章
- 一、選手談話並ニ運動演武ニ關スル優勝者探點法

等を決定した。

かくて諸般の準備も整ひ、大正六年三月十一日愈々豫定の通り縣下青年大會を開催した。

- 午前九時三十分より福岡市東中洲九州劇場に於て開會式舉行
 - 一、一同敬禮(一同起立)
 - 一、開會ノ辭
 - 一、君ヶ代合唱(一同起立)
 - 一、勸語奉讀(一同起立)
 - 一、會長式辭
 - 一、總裁訓辭
- 根岸幹事長
- 神崎副會長
武谷 會長
久保視學官代讀
- 右ニテ式ヲ終リ直ニ講話ニ移ツタ
現時歐洲戰亂中ニ於ケル各國青年團ノ活動
- 松田第二十四聯隊長
眞野九大總長
- 小ナル會合ノ利益
右終ツテ會員談話ニ移ツタ
- 一致團結
- 朝倉 田口 清

演武、相撲開始

右運動演武ノ全部終了シタノハ午後四時テ、同四時十分閉會式ヲ行ツタ。其ノ順序ハ左ノ通りデアル

- 一、優勝、三井郡青年團ニ優勝狀及ビ賞品ヲ授與ス
- 一、藤川審判主任審査ノ結果ヲ報告ス
- 一、根岸幹事長記念「メタル」ヲ配布ス
- 一、萬歳三唱

右ニテ全ク閉會時ニ午後四時二十分デアツタ

- 農村青年ノ覺悟 糸島 吉村 國人
- 農村ノ青年 京都 高橋 隆政
- 座食懸覽 鞍手 松尾 眞教
- 青年修養上ノ標的如何 企救 渡邊千代吉
- 都市青年會ヲ毒スルモノハ 小倉 中村六右衛門
- 右ニテ午前ノ會ヲ終ル時ニ午後零時五分。晝食ノ後午後一時拔
- 天運動場ニ於テ運動ヲ開始シタ
- 徒歩競走

初會としては其の結果良好と認められ、各郡市青年に奮勵の精神を勃興せしめたのである。

第十三節 小學校女教員會

從來縣下教育者の會合は多く男教員の會合で、女教員の活動を促進すべき施設が無かつたのを遺憾として、女教員も男教員同様に重大なる教育上の任務に當る以上は、男教員同様の活動をなすべきであるとの見地より、本會主催を以て大正七年十一月七日より三日間、福岡市記念館に於て小學校女教員會を開催した。出席者百九名に達し頗る盛會であつたが、これが本縣に於ける女教員獨立會合の最初であつて、爾來引續き女教員會を開催することとなつたのである。

さて同會に對する各郡市提出の問題四十八件の多數に上つたので、本部に於て之を整理して左記四題を研究問題とし、縣知事諮問案及び本部提出問題を合せて總數七題を附議することとした。その概況は次の通りである。

第一日

- 開會
- 君ヶ代合唱
- 勸語奉讀
- 庶務報告
- 縣知事訓辭

議事

質問

委員指名

調査

第二日

議事

知事諮問案

- 一、小學校女兒童ニ對シ訓育上特ニ留意スベキ點ナキカ若シアリトセバ其ノ實施方案如何 (調査案答申)
- 二、市町村ニ於ケル女子補習教員ニ關シテ適當ノ方案如何 (調査案答申)

會員談話

所感

- 糟屋郡仲原校訓導 森 タカ
- 尊キ女教員ノ天職 全 郡志免校訓導 中牟田ノブ
- 日本婦人ノ節操ト女子教育ヲ論ズ 全 郡青柳校訓導 矢野 フサ
- 時局ニ對スル社會教育 築上郡三毛門校訓導 糸井 トミ
- 女教員トシテノ修養 筑紫郡大野校訓導 瀬川マサキ
- 殖民地ノ實況 門司市錦町校訓導 清松 シノ
- 今後ノ女教師 八幡市尾倉校訓導 橋本 フジ
- 女教員ノ自覺 福岡市奈良屋校訓導 目黒トモエ

第十四節 各種教育大會へ派遣

前章の例によつて、本會よりの派遣員を記すれば左の通りである。

(一) 全國聯合教育大會

- 大正二年には 野見山俊次(郡視學) 木村 民雄(小學校長)
- 湯淺俊太郎(本會主筆)

同四年には

- 高倉 三吾(郡會議員)

- 小田鐵次郎(郡視學)

同六年には

- 永瀬伊一郎(女師校長)

- 安河内健兒(縣視學)

大正五年には

- 福岡市高等小學校長 立石仙六

(三) 全國小學校女教員會

大正六年十月二十日より三日間帝國教育會の主催によつて我が國最初の全國小學校女教員大會が開かれたので本會よりも左の出席員を派遣した。

福岡市

下田 ワカ

- 釜淵 新平(高女校長)
- 同七年の全國教育會理事者會には 幹事長 根岸福彌(福師校長)
- (二) 全國小學校教員會 明治四十五年には 久留米市女子高等小學校長 中富 豊
- 大正三年には 企救郡曾根尋常高等小學校長 潮田佐太郎

第十五節 海外視察團派遣

滿鮮の地が我が國運の將來に至大なる關係を有することは言を待たないことで、教育者が先づ彼の地の事情を會得して以て子弟の教養に當ることは最も肝要なることである。本縣教育者の間にも滿鮮視察の希望を有すること久しかつたが、大正六年二月の代議員會に於て、滿鮮視察團組織の議を決したので、直に其の準備に着手し、既に實施の經驗を有する某某縣教育會の記録を參案して、視察團規程、視察要項並に日程等を決定して、愈々これを實現することとなつた。今其の概要を摘記すれば左の通りである。

一、目的 本團ハ滿洲朝鮮ノ地理、産業、教育、軍事、外交等

ノ狀況ヲ視察シ國民教育ニ資スルヲ目的トス

一、視察要項

- 1、教育 2、産業 3、地理 4、政治
- 5、殖民 6、風俗習慣及ヒ衛生 7、交通
- 8、企業 9、貿易 10、軍備
- 11、最近滿鮮ノ發展狀況

一、注意事項

1、視察事項記録ハ旅行終了後十日以内ニ團長ニ提出スルコト

2、團長ハ視察事項ヲ取纏メ旅行終了後二十日以内ニ會長ニ報告スルコト

一、視察箇所豫定

- 釜山、京城、仁川、平壤、安東縣、撫順、奉天、哈爾濱、長春、營口、大石橋、旅順、大連

一、視察日程

一、應本部ニ於テ日程ヲ作成シ、更ニ博多驛長ニ其ノ調査ヲ依頼シ、博多驛長ハ又鮮鐵、滿鐵等ニ照會ノ上決定シタガ、九月十日ヨリ十月二日ニ至ル二十三日間ノ旅行デソノ發着時刻宿泊所等ハ之ヲ略ス

一、事務分掌

調査事項並ニ事務整理ノタメ分掌ヲ左ノ通りニ定メタ。

團長、幹事、班長、會計係、庶務係、記録係、(各係ノ氏名ハ略スル)

一、旅費概算
旅費豫算ニツイテハ既ニ經驗ヲ有スル教育會其ノ他各方面ニ問合せタ上豫定シタモノハ左ノ通りデアアル
一金七拾六圓七拾九錢
視察者一人ノ旅費概算額
内

金參拾參圓六拾九錢
汽車汽船賃
宿泊料及ヒ車馬賃
金四拾參圓拾錢
汽車汽船賃
宿泊料及ヒ車馬賃
(明細表ハ略スル)

かくて愈々本部より各郡市に向つて團員を募集したが、最初一郡市一名の平均で、之に本部派遣の三名を加へて合計二十九名の豫定であつたところ、應募者四十一名の多數に上つた。然し愈々出發に際し故障の爲めに加はらなかつたものが一名あつて、參加總員四十名となつた。其の氏名は左の通りである。

第一回

本部

團長 根岸 福彌

幹事 安河内健兒

谷 甚藏

大和三次郎

第一班

班長 武藤 直治

長野謙太郎

古林喜代太

瀨尾 周市

栗田信次郎

今井 正視

第二班

班長 木村 民雄

矢野 長六

佐藤 清藏

三善勝次郎

日巡仲次郎

安部 一泰

末松 寛藏

手島 貞治

第三班

班長 戸次 純一

山川 一行

三角 四郎

白水卯之吉

井手 庸三

永田卯三郎

眞鍋政次郎

田中儀三郎

緒方日出生

緒方文四郎

松尾 修

林 半九郎

安藤 正

池田 常夫

猶旅行終了後各係員の報告を蒐集して大正六年十二月十五日特輯會報滿鮮視察號を發行した。その目次は左の通りである。

序文

滿鮮視察號ノ發行ニ就テ

會長 武谷 水城

卷首ノ辭

滿鮮視察報告號ノ發行 編者

滿鮮學事視察

(一)準備

(二)視察

滿鮮學事視察報告 團長 根岸 福彌

第一章 教育

第二章 産業

第三章 地理

第四章 制度

第五章 殖民

第六章 風俗習慣衛生

第七章 交通

第八章 貿易

第九章 軍備

第十章 企業

第十一章 最近滿鮮ノ發展狀況

第十二章 滿鮮視察概觀

附錄 滿鮮學事視察團日誌

會計決算報告

大正七年九月第一回と同様の要領によつて第二回視察團を派遣した。但し今回は青島を加へたことが第一回と異なる點であつて、視察報告に於ても記事の重複を避くる爲め山東方面に詳にして、滿鮮方面を粗にして居るが、前例によつて特輯視察號を發刊した。

本部

團長 永瀬伊一郎 會計 大和 仙次

幹事 小松原伊十郎 庶務 大塚 政末

幹事 永島意之助 庶務 持松 甚壯

會計主任 安河内小太郎

第一班

班長 瓜生 信之

石松 繁雄

豐田文一郎

角 知忠

厨 豐

第二班

班長 芳村 御里

田中 敏章

松村 圓

吉村友次郎

藤 卯一郎

第三班

班長 稻富 廣吉

松尾 正統

田所 靜雄

福井安太郎

村田 義廣

宗 鹿藏

熊井 善吉

藤野 久實

吉開作次郎

中原 完二

菊竹哲太郎

第十六節 各種講習會

本期に於ける講習會も明治三十九年設定の講習會開設規程に基いて連年開設したのである。而して大正五年の代議員會に於て同規程を改正して、第三條に「定期講習會ハ聽講料ヲ徴收セズ」と定めてゐたのを、

第三條、定期講習會ハ聽講料ヲ徵收スルコトアルベシ
と改めた。これは講習會施設の經費關係に出でたものである。今毎年開設の狀況を表示すれば次の通りである。

年次	種別	學科目	講師氏名	期間	備考
明治四五	臨時	心理學	東京高等師範學校教授 福來 友吉	自七、二至七、二八	福岡師範ニテ
大正二	定期	東洋倫理	東京帝大文科教授 遠藤 隆吉	自八、三至八、八	福岡
	同	歷史	東京帝大文科教授 白鳥 庫吉	自八、九至八、一四	小倉
大正三	同	哲學	京都帝大文科教授 桑木 巖	自八、一五至八、一八	小倉
	同	國語	東京高等師範學校教授 佐々 政一	自八、一六至八、一三	福岡
大正四	臨時	經濟學	東京帝大農科教授 矢作 榮藏	自八、一五至八、一六	福岡
	定期	裁縫學	東京女子高等師範學校教授 安川 愛子	自八、一七至八、二二	久留米
大正五	同	解剖學	九州帝大醫科教授 櫻井恒次郎	自八、一七至八、二二	小倉
	同	道徳教育	東京女子高等師範學校教授 澤柳政太郎	自八、一八至八、二六	福岡
大正六	臨時	家事	東京女子高等師範學校教授 大江壽美子	自八、一七至八、二二	久留米
	定期	東洋歷史	東京帝大文科教授 白鳥 庫吉	自八、一八至八、二二	小倉
大正七	臨時	地理解	東京高等師範學校教授 大園久五郎	自八、一八至八、二二	福岡
	同	體操	同 永井 道明	自八、一八至八、二二	小倉
大正八	同	國民道徳	第五高等學校教授 米山 國藏	自八、一八至八、二二	久留米
	同	化學	東京高等師範學校教授 巨理章三郎	自八、一八至八、二二	福岡師範

中等教員 教授法 廣島高等師範學校教授 長谷川乙彦 自六、二五至六、二八 福岡方面

前記教授法の講習會は中等教育研究會と稱し中等學校教員に對して開催したもので出席者毎日四五十名乃至百名に及び左の要項により實施した

- 一、目的 縣下中等教育ノ實際ト歐米諸國ノ中等教育ノ狀況トヲ比較研究シテ改善ニ資ス
- 一、方法 歐米諸國ノ中等教育ヲ研究シテ最近歸朝セラレタル廣島高等師範學校教授兼附屬中學校主事長谷川乙彦氏ヲ聘シ學校ノ視察及ビ批評講演ヲ乞フ
- 一、開期 六月二十五日ヨリ同二十八日マテ四日間
- 一、行事 研究會毎日ノ行事左ノ如シ

六月二十五日 女子師範學校、修猷館及ビ福岡中學校ヲ講師ト共ニ參觀。參觀後修猷館ニテ中等教育ニ關スル講演聽講

同 二十六日 筑紫高等女學校、福岡高等女學校及ビ九州高等女學校ヲ講師ト共ニ參觀

同 二十七日 工業學校、福岡師範學校ヲ講師ト共ニ參觀

參觀後九州高等女學校ニテ女子教育ニ關スル講演聽講

參觀後福岡師範學校ニテ師範教育ニ關スル講演聽講(師範學校ハ寄宿舎ニ腸窒扶斯患者發生ニツキ參觀ヲ見合セ福工ニ於テ講演)

同 二十八日 農學校商業學校ヲ講師ト共ニ參觀

參觀後商業學校ニテ實業教育ニ關スル講演聽講

大止七	定期	教授法	文部省督學官	横山榮次	自一至一八	小倉方面
同	同	同	同	同	自一至一八	福岡方面
同	同	同	同	同	自一至一八	久留米方面
同	同	同	同	同	自一至一八	福岡市記念館

前記教授法の講習會は左の要項により實施された

午前 實地授業參觀 施設經營ノ狀況視察

午後 實地授業ノ講評

各學校ニ於ケル視察學校ノ教授ニ關スル主要事項
一、會員 小學校教員
一、指定サレタ視察小學校

小倉方面

十一月十八日(月) 京都郡行橋校 讀方 尋一尋二
同 十九日(火) 門司市錦町校 修身 尋二尋六
同 二十日(水) 企救郡北方校 歴史 尋五尋六
同 二十一日(木) 小倉市高等小學校 理科 高一高二
福岡方面
十一月二十二日(金) 福岡市福岡高等小學校 理科 高一高二
同 二十四日(日) 糟屋郡箱崎校 地理 尋五尋六
同 二十五日(月) 福岡市大名校 修身 尋二尋六
同 二十六日(火) 筑紫郡住吉校 歴史 尋五尋六

久留米方面

十一月二十七日(水) 久留米市高等小學校 理科 高一高二
同 二十八日(木) 三井郡國分男子校 地理 尋五尋六
同 二十九日(金) 八女郡中廣川校 讀方 尋二尋五
同 三十日(土) 三潯郡大善寺校 歴史 尋五尋六
十二月一日(日) 午前十時ヨリ福岡市記念館ニテ講演
最終日ハ視察小學校ノ施設經營及ビ小學校教育ニ關スル重要事
項ヲ講話サレタ
因ニ最初計畫ハ十一月十一日ヨリ同三十日ニ至ル二十日間ニ亘
リ十五校ノ視察、三ヶ所ノ講話ヲ請フ豫定デアツタケレドモ、
文部省ノ都合ニヨリ講師横山督學官ノ出張時日變更短縮ノ必要
ヲ生シタ爲メ、前記ノ通り日程變更並ニ視察校數ノ減少ヲ見タ
ノデアアル

大正七	中等教員	教授法	廣島高等師範學校長 文學博士 幣原 坦
同	同	同	同
至	自	至	自
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
二二五	二二五	二二五	二二五
三四	三四	三四	三四
五	五	五	五
小倉方面	久留米方面		

前記講習會は左の要項により實施された

一、會員 各校長ハ毎日最寄ノ視察學校ニ出席
各教員ハ擔任學科ノ授業アル時間ニ出席
視察日程 午 前 午後
十一月二十一日(月) 小倉師範學校視察 講評
同 二十二日(火) 小倉中學校視察 講評

同 二十三日(水) 小倉高等女學校視察 講評
同 二十四日(木) 中學明善校視察 講評
同 二十五日(金) 久留米高等女學校視察 講評
因ニ該講習會ハ尙ホ二十六日ヨリ三十日マテ福岡方面ニ於テ開
催サレル豫定デアツタトコロ、開始以來毎日多數ノ出席者アツ
テ頗ル有益ニ進行シツ、アツタニ拘ラズ、遺憾ナコトニハ二十

五日夜講師幣原博士福岡市旅館榮屋ニ着セラレタ以來、風邪ニ
テ發熱強ク、遂ニ已ムヲ得ズ福岡方面ノ視察並ニ講習ヲ中止セ
ラレタノデアアル

其の他の講習會

明治四十五年度の福岡、豊津兩地に於て開催の豫定であつた裁
縫の講習會は、明治天皇御崩御につき開會を見合はすること
なつた。

年度	科目	講師	期日	附記
大正元	農業	福岡縣福岡農學校教諭諸氏	十月四日ヨリ七週間	福岡農學校ニテ
同 二	商業	福岡市立福岡商業學校教諭諸氏	二年一月十一日ヨリ七週間	同 前
同 三	商業	福岡縣福岡農學校教諭諸氏	九月十五日ヨリ三週間	同 前
同 四	商業	福岡市立福岡商業學校教諭諸氏	九月十五日ヨリ三週間	福岡農學校ニテ
同 五	工業	福岡縣福岡工業學校教諭諸氏	十一月二十二日ヨリ三週間	福岡工業學校ニテ
同 六	農業	福岡縣福岡農學校教諭諸氏	十一月二十二日ヨリ三週間	福岡農學校ニテ
同 七	工業	福岡縣福岡工業學校教諭諸氏	十一月二十二日ヨリ三週間	福岡工業學校ニテ
同 八	農業	福岡縣福岡農學校教諭諸氏	十一月二十二日ヨリ三週間	福岡農學校ニテ

尙は大正七年度の商業講習會は同年八月一日ヨリ三週間、福岡
に於て文部省主催の工業講習會を開かれたので、之に協同開催

することゝしたから本會特設の商業講習會を開催せざることゝ
した。

第十七節 通俗講演會

大正七年二月の代議員會に於て通俗講演會の規程が議決せられ、同年度より實行されることとなつた。其の規程は左の通りである。

通俗講演會規程

- 第一條 本會ハ縣下各郡市教育支會ト連絡ヲ通シ本部直轄通俗講演會ヲ開催シ以テ社會教育ノ獎勵トス
- 第二條 通俗講演會ニ要スル費用ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 通俗講演會開催希望ノ郡市教育支會ハ左記要項ヲ具シ前年度末日限り本部ニ申込ムベシ但シ講師報酬及ビ旅費以外ノ諸雜費ハ郡市教育支會ノ負擔トス
- 一、日時
- 二、會場
- 三、聽講者種別資格及ビ範圍
- 第四條 本部ハ各郡市教育支會ノ請求ニ應ジ豫算ノ範圍内ニ於テ開催郡市ヲ決定シ豫メ該郡市教育支會ニ通知スベシ但シ指定以外ノ郡市ト雖モ費用ノ全部ヲ負擔スル場合ハ臨時開催スルコトアルベシ
- 第五條 第四條ノ決定通知ヲ受ケタル郡市ニシテ止ムヲ得ザル事故ノタメ第三條申込ノ要項中其ノ一項又ハ數項ヲ變更セシ

第十八節 教育調査會設置

大正五年二月の代議員會に於て、本部提出の本會規則改正案は可決せられたので、從來設置の教育調査部は初等、中等、實業、社會、學藝各調査部共何れも廢止された譯で、隨つて從來委嘱されて居た各調査部員もまた何れも自然消滅となつたのである。而して從來調査中のものであつて、尙調査を繼續する必要があるものは、新規則第十三條に

トスル場合ハ少クトモ十五日以前ニ本部ノ承認ヲ經ベシ

第六條 第三條ノ期限内ニ於テ申込郡市豫定數ニ達セザル場合若クハ本部ニ於テ特ニ開催ノ必要ヲ認メタル時ハ臨機郡市教育支會ト協定ノ上適宜ノ方法ヲ取ルベシ

第七條 本規程施行上必要ナル細則又ハ内規ハ會長之ヲ定ム

第八條 本規程ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

大正七年度通俗講演會開催一覽

郡市名	開催月日	會場	講師
糟屋郡	七、九	箱崎小學校	法學士 山下信義
筑紫郡	七、一四	筑紫實業女學校	同 前
朝倉郡	七、一一	朝倉實科高等女學校	同 前
遠賀郡	七、一二	東筑中學校	同 前
八幡市	一一、一	不詳	同 前
三井郡	一一、二	不詳	同 前
八女郡	一一、三	不詳	同 前
山門郡	一一、四	不詳	同 前

教育事業ノ調査攻究ニ便スル爲メ隨時委員ヲ設クとあり、又第十九條に

第十三條ノ委員ハ會長之ヲ特選ス

とある條項によつて更に調査委員を委嘱されることとなつた。而して今回は從來の教育調査部に代るべき機關として、教育調査會といふものを設けられた。その規定は左の通りである。

教育調査會規定

- 第一條 本會ハ本縣教育改善ニ關スル根本方針ヲ確立スルタメ左ノ問題ヲ調査スルモノトス
 - 一、本縣小學教育ノ長所及ビ短所如何
 - 二、本縣中等教育ノ長所及ビ短所如何
 - 三、通俗講演ノ方法ヲ調査シ之ガ實行ヲ期スルコト
- 第二條 調査ノ機關及ビ方法ヲ分チテ左ノ三種トス
 - 第一次調査 九月二十日迄
 - 第二次調査 大正六年一月十日迄
 - 第三次調査 第三次ノ調査會ハ第二次調査委員ト教育會幹部トヲ以テ組織シ更ニ研究ヲ重ネテ該案ノ處理ヲ協定スルモノトス
- 第三條 第一次ノ調査ハ左記各方面ニ委嘱シテ意見ヲ徵スルモ右の新規程により武谷本會長は左記の通り委員長、委員の委嘱をなし、夫々分擔調査を行ふこととした。
 - 一、初等教育調査
 - 委員長 安河内健兒
 - 委員 谷甚藏、大田光次、藤本萬治、安部清見
 - 二、中等教育調査
 - 委員長 白坂榮彦
 - 委員 裏川實藏、岡田益太郎、藤澤雄
 - 三、實業學校部
 - 委員長 太田德次郎
 - 委員 吉武誠、菊池武幹、山田爲藏
 - 四、高等女學校部
 - 委員長 釜淵新平
 - 委員 久保田俊夫、水月文英、安河内小太郎

- 二、師範學校部
 - 委員長 小松原伊十郎
 - 委員 武居芳成、波多野俊夫、寺田清治
- 一、通俗講演調査
 - 委員長 伊東壽
 - 委員 秦傳次郎、譽田豊吉、吉村綱次郎

- 一、戦後教育調査
 - 委員長 藤川勝丸
 - 委員 高宮乾一、津田利夫、中村能道、梶原友喜

かくて新規程による教育調査の新陣容は整へられたのである。

尙調査に要する費用として、同年度豫算中に教育調査費として参百六拾圓を計上し、内百圓宛を初等教育、中等教育、社會教育に關する調査費に充て、六拾圓を懸賞論文審査費に充つることとなつた。

第十九節 中等教育機關増設運動

本會が常に本縣教育の全般に亘り留意して、その改善發展を企圖せることは如上縷述した通りであるが、特に中等教育機關の擴張増設については始終力を盡しつゞけたところで、第二期時代に於ても屢々建議畫策したのであるが、本期に入つても社會の進運と本縣の經濟的向上とは益々之に應ずる施設を要するものあり、本會に於ては更に中等教育機關増設に關し委員を設けて其の調査を進めることとなつたので、大正四年三月十五日を以て、由布本會長は先づ中垣安太郎、根岸福彌、白坂榮彦三氏を委員として諸般の計畫を囑託し、右三氏は四月八日を以て第一回の會合を催し、其の結果として同月二十一日糸島、早良、筑紫、福岡、粕屋、宗像各郡市長の會合を求め協議する所あり、更に五月四日を期して各郡市の有志者二十五名に對し會合を求め、其の意見を徴した。然るに出席されたのは僅かに十二名に止り、左記趣旨の評決をなし、其の貫徹を期することとして散會した。

- 一、福岡市若クハ市附近ニ縣立中學校ヲ設置セラル、ヤウ關係
 - 一、糟屋郡、筑紫郡及ビ福岡市ガ主トシテ本件ノ進捗ヲ講ズルコト。
- 一、關係郡市ヨリハ敷地及ビ建築費ノ内ニ相當ノ寄附ヲナスコト。
- 一、敷地ノ選定、寄附分擔等經リ次第當局トノ交渉ヲ開始スルコト。

其の後數回中等教育機關設置に關する委員會を開いて着々その實現を謀つた結果、縣會議員諸氏の諒解する所となり、

大正四年の縣會に於て滿場一致の決議を以て、縣當局に對して之を要求し、大正五年の縣會に際し、當局に於ても縣民の輿望を容れ、福岡市附近一、中學校の新設と共に三池中學校の増設と、田川農林學校を縣立に引直しの件を附議したところが、何れも異議なく滿場一致を以て之を可決し、大正六年度より三校の設置を見ることとなつた。之と同時に既設嘉穂中學の擴張を提案したるが、之れ亦一同の協賛により同年度より實施することとなつた。

又縣立福岡、久留米、小倉の三高等女學校は從來定員四百名宛であつたが、戸口の激増、向學心の向上等社會一般の進運に伴ひ、年々多數の入學志願者あるに拘らず、收容率低く女子教育上遺憾少からざるにより、縣當局は大正五年度通常縣會の協賛を得て、大正六年度より各校の補習科を廢し、前記三校同時に其の定員を各五百名に増員することとし、主務大臣に認可を申請した。

要するに時代の趨勢と縣民の理解とが、斯くも容易に決河の勢を以て中等教育機關の擴張増設を實現したのであつて、實に縣下青年子女の幸福であると云はねばならぬ。

第二十節 縣立圖書館設置運動

本會にては夙に縣立圖書館設置の必要を認め、明治四十一年の代議員會に於て、

來ル明治四十六年ヲ期シ縣立圖書館ヲ設立セラレントヲ知事ニ建議スルコト。

を可決し、其の後同四十四年にも縣立圖書館急設要望の決議並に建議をなし、大正二年にも同様のことを繰返し、大正三年には

大禮記念圖書館ヲ設置セラレタキコト

を可決し又建議もして、一層有意義のものとなして強調した。なほ大正四年にも引續き「御即位記念事業トシテ速ニ圖書館ヲ設立セラレントヲ要望ス。」と絶叫したのであるが、此の度は其の機漸く熟し、之が實現を見るに至つた。蓋し時の縣知事谷口留五郎氏は御大禮記念事業を各方面に考究物色した結果、社會教育上の缺陷を補ふべき圖書館の建設を以て最適の事業となし、本會多年の要望に同意して之を採擇したのであつた。因て同知事は豫め之を大正四年八月二十一日の縣參事會に謀つたところ、滿場一致を以て賛成の意を表したので、愈々詳細の設計を纏めて同年十月開會の臨時縣會に附議

したが、これ亦満場一致を以て可決確定した。爾來着々計畫を立て、三ヶ年度繼續にて工事を進め、大正七年三月に至り漸く落成した。その概要は左の通りである。

建設位置ハ福岡市渡邊通り六丁目博軌電車停留所ノ西北
敷地面積千七百五十坪

建物總計三百二十七坪餘、其ノ内本館二階建二百四十六坪餘、

書庫三階建四十二坪餘、本館建築様式ハ「セセッション」式木造
總工費十二萬千四百四十圓、内建築費八萬五千四百圓

かくて、大正五年一月二十九日縣立小倉中學校長、文學士伊東尾四郎氏が初代の縣立圖書館長に拔擢任命せられ、同年四月より先づ巡回文庫を開始し、同七年五月より開館の運びとなつたのである。本縣社會教育上實に喜ぶべき一大快舉と云はなければならぬ。開館式當日本會長武谷水城氏の朗讀された祝辭は左の通りで、如何に本館設立が適切有益であつたかを語るものであるから、茲にこれを掲ぐることにする。

祝辭

縣立圖書館成ルヲ告グ、建築宏壯、設備完成地方ニ於テ未ダ觀ザル所ナリ。回顧スレバ我が邦圖書館ト目スベキモノ、設置ハ實ニ今ヲ距ル一千五百餘年前、奈良朝末期ニ於テ既ニ之アルヲ見ル。明治維新ノ後舊昌平儀ヲ改メテ書籍館ト爲シ、後之ヲ上野ニ移シ、勅令ヲ以テ其ノ官制ヲ發布アリシヨリ逐年文運ノ隆昌ト相俟テ、其ノ効益漸ク世ノ知所トナリ、爾來今日ニ追ヒテハ各府縣大小官公私立圖書館ノ設有ラザルモノ殆ドナキニ至レリ。然ルニ我が福岡ニ在テハ從來僅カニ一ノ私立アリシノミ。始メテ此ノ地ニ來住セルモノ先ヅ不便ヲ感ズルモノ、一ハ公共閱覽ノ文籍ニ乏シク、搜索研究ノ資料ニ缺クモノアルニ在

リシハ、苟モ文籍ニ因アルモノ異口同音等シク遺憾トセシ所ナリ。今ヤ御大典記念事業ノ一トシテ茲ニ本館成ルヲ告グ、加フルニ巡回文庫ノ加設アリ。今ヨリ山間僻遠ノ地、寒貧素手ノ士ト雖モ、容易ニ新著名編ヲ手ニシ以テ世ノ進運ニ追隨スルヲ得、其ノ社會教育上ニ資スルノ大ナルモノアル素ヨリ以テ論ヲ俟タズ。我が二百餘萬ノ縣民、此ノ貴重至便ナル寶庫ノ効ヲ空シクセズ、朝夕採ツテ以テ自己知識開發ノ料ニ費セラレシコトヲ切望スルト共ニ、庶幾クバ爾ト益々之ガ内容ノ充實ト閱覽ノ普及トヲ計リ、以テ本館ノ目的ヲ達成セムコトヲ。一言以テ祝辭ト爲ス。

猶當時會報記者の記述せる感想文を轉載して、本會多年の熱望が實現されたことを、一般會員に代りて如何に歡喜と感激を以て迎へたかを想察しよう。

(前略) 振古ノ大典ニ際シ、其ノ記念事業トシテ之ヲ選バレタ

ルハ最モ其ノ當ヲ得タル所ニシテ、

大正七年四月二十日 福岡縣教育會長 武谷水城

願フニ本縣學校教育上ノ施設ト其ノ内容トハ全國有數ノ稱アルニモ拘ラズ、社會教育上ノ施設ニ至リテハ從來殆ンド見ルベキモノナク、本縣教育上ノ一大缺陷ハ實ニ茲ニ存シタルナリ。二百萬ノ人口ト壹億九千萬圓ノ生産力ヲ有スル大縣ニシテ、一ノ縣立圖書館ヲ有セザルハ獨リ社會教育上ノ缺陷ナルノミナラズ、縣ノ體面ト亦頗ル遺憾トスル所ナリシガ、今ヤ時到リ機熟シテ近ク其ノ實現ヲ見ントス、縣ノ體面茲ニ於テカ全ク、社會教育ノ缺陷亦茲ニ於テカ漸ク補ハル、ヲ得ン。吾人ガ感謝ノ意ヲ表スルモノ獨リ本會ノ希望ヲ達スルガ爲メノミニアラザル

ナリ。由來教育ノコト獨リ學校教育ノミニ依頼スベキニアラズ、社會教育設備ノ完成ト相待チテ始メテ其ノ效果ヲ收ムベキモノタルハ今更喋々ヲ要セズ。縣立圖書館ノ建設ハ蓋シ郡市町村ニ於ケル小圖書館ノ建設ヲ促進スル動機トナリ、從來萌芽ヲ發シタル地方文庫ノ設置益々多キヲ加フルニ至ラントス。然ラバ則チ縣立圖書館ノ建設ハ獨リ縣立圖書館其ノ物自體ガ直接社會ニ與フル效益ノミニアラザルヲ知ルナリ。

縣立圖書館創立時代の回顧

伊東尾四郎

を書けと會長から申越された。思出話は多いが、二千字以内と制限があつては、精しい事は述べられぬ。

縣立圖書館は時の知事谷口留五郎氏の時、御大典記念として計畫され、それが縣會で可決されるまでの事は、當時の庶務課屬吉原憲一氏、學務課屬佐藤信壽氏などが、よく承知されてゐる。私は大正五年の一月に、小倉中學を辭して、圖書館入をした。明治四十一年小倉中學創立當時から、同校に奉職し、言はゞ油の乗つて來た所で、同校を離れたいなどは、勿論思はなかつたが、新設の圖書館にも關係させてもらひたくなり、大に困つた。兩方兼ねることは到底許されぬ。結局圖書館入の方を自ら進んで希望した。谷口知事は私を小倉から動かすことは賛成ではなかつた様で、私が小倉を去ると、後任者をどうしようかと言はれ、私が教頭の井上氏なら、私をやつてゐる型は崩さずに繼續しますと斷言して、井上氏を推薦し、井上氏にも少しも話さず、五年一月末に私の辭職と井上氏の校長任命が突如官報に出た時には、小倉の人々を吃驚させた。

圖書館長の俸給が校長給より二段も低かつたことを知つた小倉の知人は、更に又驚いて、私に「變コウ」の稱を奉つた。「變コウ」とは「變リモノ」の意である。やがて増俸もせらるべき時期に近くなつてゐたから、非常の逆轉振である。自ら進んで飛込んだのではあるが、此の逆轉は私の生涯に大なる損な處世方であつた。私は三月の卒業式に臨み、卒業證書を渡して後、圖書館入をしたいと希望したが、それは許されず、直に福岡に出て準備に着手する

ことを命ぜられた。一月末に福岡に出て、二月には上京し、途中山口、金澤の圖書館を參觀した。山口には佐野氏、金澤には並河氏が居て、熱心に經營してゐる。山口は嘗て參觀したことがあり、佐野氏から經營談を聞いたことがあるが、今度愈々御仲間入したのである。山口の寒さで風を引き、雪の金澤を経て、東京に出た。風は容易に癒えず大に困つた。

巡回書庫は早く地方に廻したいとの縣の方針に違ひ、新刊書發行書店二十軒許りを歴訪し巡回書庫用新刊書籍を注文して歸つた。又大橋圖書館に居た廣瀬君に司書に來てもらふことを約束した。

私が上京したので、帝國圖書館、東大附屬圖書館、南葵文庫、日比谷圖書館、大橋圖書館の先輩諸氏が、歡迎會を開かれたが、其の席上福岡縣立圖書館の設計圖をひどく非難された。長い廊下などあるのは宜しくない、書庫と本館と二つだけ蝶形式に纏めるが良いといふのである。設計圖は私が任命される前に出來てゐた。東大圖書館の和田博士は遂に知事に宛て、設計變更をすべきことを申込まれた。

私は歸郷して知事に東京に於ける話をしたが、知事は其の容喙を好まれぬやうな風で、設計圖は一時停頓状態に陥つた。

私は毎日縣廳に出て執務した。玄關突當りの左の小室が事務室で、地下室の西北隅の稍廣い室が書庫や巡回書庫準備室である。縣廳寄寓は大正七年渡邊通四丁目側の圖書館新築落成まで續いた。地下室に新刊書が並べてあるので、縣廳の人々がやつて來て、一寸これをと借出さるゝことも多かつた。

大正五年梅雨の頃私は再上京して書籍を注文した。此の頃は未だ書籍商組合などなく、何十冊も注文すれば大に割引したものである。私は書店の事に明るい者を一人連れて、雨の市中を浴衣にインパネス高下駄の姿で、凡十日間に出版元凡六十許りを歴訪した。随分苦痛ではあつたが、其の代に割安に多くの書籍を集め得た。

設計圖は停頓状態にある。私も毎日食堂に出て、知事部長課長と顔は合せるが、設計圖の事は話を出さない、内務部長佐竹氏は堪り兼ねて、或日三條技師と私を官邸に呼び、山口に往つて佐野氏の意見も聞き、新に設計圖を作らうとやないかと言ひ出された。私は三條氏と山口に往つた。佐野氏の意見も亦散漫式にせず書庫と本館と二つの建物にするかよといふ事であつた。而して三條氏と打合せ、天井は高く部屋は廣く、光線は多量にといふ風に設計し、圖書館經驗者の意見を綜合したもの即ち是れなりとして差出し、決裁を経て、建築に着手した。

敷地は殊に書庫擴張の事を考へて置かねばならぬ。現に奈良縣立圖書館などは書庫擴張の餘地が無いので困つて居るから、縣の書庫は其の覆轍を踏まず擴張すべき餘地が存してある。又今の建物は原按は敷地の中央にあつたが、三條技師と打合せ、西の方に寄せて建てた。當時の學務課長に小言を言はれたが、其の後縣は館の敷地を電車の敷地に譲つたので、西の方に寄せて建てたことは、非常によ

かつた。

最早餘白がつきて來た。實は圖書館の貴重品とか寄贈品とか、郷土志料とか其の蒐集に就いて述べたいのであるが、それは二千字以内に約することは困難であるから、一切省略した。

第二十一節 盲啞學校の改築

盲啞教育慈善會は現今に於ては獨立した財團法人なるも、その實際に於てこれを保護助長したものは産みの親たる本會に外ならず。當時同校創立以來既に八年を経過し、校運は漸次發展して最初の計畫規模にては狹隘不便を感じるやうになつたから、同校改築の計畫を凝らして居た際、恰も篤志家貝島嘉藏氏より同校建築費として金壹萬圓の寄附申込があつたのを機縁とし、本縣より慈善會に對し補助金として大正六年より七年度に亘り、臨時豫算を以て一箇年金七千圓宛計金壹萬四千圓を支出せらるゝこととなり、更に同校六年度經費中校舎一部改築費として豫算に計上したので資金の内より金參千貳百參拾七圓を加へ、合計金貳萬七千貳百參拾七圓を得て新築することとなつた。新築敷地としては大正六年一月福岡市渡邊通九州水力電氣會社變壓所北方、現今の新開町二丁目の土地千參百貳坪を買收し、同年四月建坪三百五十四坪の建築工事に着手、同年十月其の一部落成したので學校全部及び慈善會事務所を同處に移し、舊敷地を福岡縣に返還した。然るに敷地擴張の必要を認めたので同年十一月東西の隣地千四百五十七坪を買收した。越えて同七年四月建築工事竣成を告げ、稍完全に近き設備を見るに至つたと同時に、縣市の補助を得て經營上の基礎に初めて確立したのである。其の後同校は校運の發展に従ひ累次増築を加へられ、昭和六年四月一日盲啞の教育を分離して各々獨立の學校に變更し、聾者教育の校舎として使用するやうになつた。これ即ち現在の福岡縣聾學校である。

第二十二節 懸賞論文募集

大正五年二月の代議員會に於て

懸賞論文賞與費 貳百四拾圓

同募集ニ關スル通信其ノ他諸費

を決議したので、本會に於ては同年七月十五日付を以て、會誌上に左の募集趣意書並に募集規程を發表した。

懸賞論文大募集

大正五年二月ノ本會代議員會ニ於テ懸賞論文募集ノ議ハ決セラレタリ。其ノ意蓋シ會員諸君全部ノ活躍ヲ促スニ在リ、諸君ノ知レル如ク、從來本會ニハ教育調査部ノ常設アリシモ、而モ其ノ部員タルヤ或ハ一部ノ人ヲ委嘱スルニ止マリ、其ノ調査、其ノ活動未ダ以テ全部ノ會員ニ及ボスニ至ラズ從テ調査ノ効果著シキモノアルヲ得ザリシハ頗ル遺憾トセシ所ナリ。是ニ於テカ全部ノ會員ニ對シ活躍ヲ促スベキ方案ヲ求メテ數者ヲ得、懸賞論文ノ募集ヲ以テ會員獨特ノ研究ヲ促進スベク、教育調査會ノ設備ヲ以テ會員共同ノ調査ヲ要求スベシ。此ノ法ニシテ完全ニ行ハル、ヲ得バ、以テ從來一局部ニ偏シタル教育調査部ノ調査研究ニ比シ、確ニ之ニ倍進スルノ効果アランコトヲ信スルナリ。一萬有餘ノ會員諸君ヲ代表シタル代議員會ハ、即チ此ノ意ヲ諒シテ常設調査部ノ廢止ニ贊同シタリ。諸君ハ即チ此ノ調査部廢止ノ動機ト期待ニ副フノ道ニ努力セザルベカラズ。縣下教育ノ効果ヲ完全ニ擧ゲント欲セバ須ク會員全部ノ活躍ヲ促サザルベカラザルハ言ヲ須ヒズ。諸君ガ活躍ノ實ヲ擧ゲテ此ノ決議ノ精神ヲ徹底セシメンコトヲ勉ムルハ、蓋シ諸君各自ノ義務トシテ深キ自覺ヲ得ラレンコトヲ求メザルベカラズ。本會ハ茲ニ先ツ左ノ論題ヲ掲ゲテ之ヲ募集ス。諸君奮テ之ニ應セヨ。而シテ忌憚ナキ意見ヲ發表セヨ。之レ一面調査會ノ活動ト相待チテ其ノ効ヲ全クスル所以ナリ。即チ

一、本縣ニ行ハル、講習會ノ改良方案
二、本縣教育實際家ノ自重ヲ今一層勸奨スルノ方案
三、本縣學校兒童生徒ノ體力増進方案
四、本縣男女補習教育改良方案
之レナリ。若シ此ノ募集ノ結果ニシテ寂寞ヲ感ズル如キアラバ、常設調査部ノ廢止ハ殆ンド全ク其ノ意義ヲ没却シ去ラントス。換言スレバ此ノ募集ニ應ズルノ多少ハ即チ諸君活躍ノ計量器タリ、同時ニ斯界ノ元氣ヲ作興スル所以ナリ。其ノ詳細ノ規定ハ本誌「本會記事」欄内ニ在リ、諸君就イテ之ヲ熟讀セヨ。諸君ガ平素ノ蘊蓄ヲ表現スルハ實ニ此ノ際ニアリ。而シテ諸君ガ其ノ意見ヲ縣下ニ普及セシムルハ亦實ニ此ノ機ニアラナリ。其ノ論題ノ彼レヲ探ルト是レヲ捨ツルト、將タ彼ト是ト併セテ之ヲ提出スルトハ固ヨリ諸君ノ選ア所ニ任ス。本會ハ茲ニ諸君ノ研究的能率ト活動的努力トヲ信シ、其ノ必ズ之ニ應セラル、モノ多クシテ、審査員チシテ其ノ煩ニ堪ヘサラシムルコトヲ疑ハザルナリ

懸賞論文募集規程

- 第一條 本會ハ會員ノ研究調査ニ係ル論文ヲ募集シ其ノ研究ヲ獎勵スルト共ニ本縣教育實際ノ進捗ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 募集問題ヲ定ムルコト左ノ如シ
(省略)
- 第三條 論文ニ關スル要項ヲ定ムルコト左ノ如シ
(省略)
- 第四條 論文ハ本會ニ保管シ適宜ノ方法ニヨリテ一般ノ參考ニ供スルコト
- 第五條 論文ハ審査ノ上優篇ニ對シテ各項左ノ賞ヲ與フ

- 一等人 金參拾圓
- 二等人 金拾五圓
- 三等人 金五圓

第六條 略ス

前記募集に應じて提出した論文點數は講習會改良方案五十三、體力増進方案百十一、教育者自重案七十、補習教育改良方案五十三合計二百八十七點に及び審査の結果左の通り授賞を決定したので大正六年二月の代議員會第三日の劈頭に於て入選者の出席を求め授賞式を舉行了た。

- 一、本縣男女補習教育改良方案
二等賞 門司市清見尋常小學校訓導 白杵丈次郎
- 同 福岡師範學校附屬小學校訓導 吉村金左衛門
- 三等賞 粕屋郡勢門尋常小學校訓導 進藤 勝
- 同 田川郡糸田尋常小學校訓導 伊藤 軍治
- 同 鞍手郡笠松尋常高等小學校訓導 有吉權三郎
- 一、本縣學校兒童生徒ノ體力増進方案
二等賞 門司市清見尋常小學校訓導 宮地 潜
- 同 鞍手郡吉川尋常高等小學校訓導 大村 虎太
- 三等賞 宗像郡赤間尋常高等小學校訓導 中野 佐莊
- 同 同 勝浦尋常高等小學校 田中 與三
- 同 早良郡檜原尋常小學校訓導 田中 與三

第七條 論文審査ノ結果ハ大正六年二月縣教育會代議員會開期中ニ於テ之ヲ發表ス

第八條 審査機關及ビ審査方法ハ別ニ之ヲ定ム(省略)

- 一、本縣教育實際家ノ自重ヲ今一層勸奨スルノ方法
二等賞 遠賀郡八幡尋常小學校准訓導 橋本 勇
- 同 山門郡六合尋常小學校訓導 山田 官一
- 三等賞 門司市小森江尋常小學校訓導 大内 俊夫
- 同 小倉師範學校附屬小學校訓導 神屋 新造
- 同 糟屋郡志免尋常小學校訓導 鎌田 武
- 一、本縣ニ行ハル、講習會ノ改良方案
二等賞 福岡師範學校附屬小學校訓導 清水伊八郎
- 同 田川郡弓削田尋常高等小學校訓導 渡邊 新藏
- 三等賞 遠賀郡山鹿尋常小學校訓導 藤井岩太郎
- 同 鞍手郡新延尋常小學校訓導 森 源一郎

何れも一等に該當すべき優篇を得なかつたのは遺憾とすべきも、縣下一般教育者の研究心を刺戟振作せしめたこと多大なるを信するのである。

第二十三節 教育關係建議書の提出

前章の例により各方面の上司に對し建議書を提出した主なる事項を擧ぐれば左の通りであるが、本期に於て最も目に着くのは教員の優遇に關する事項、各種施設の完備、特殊教科書に關する希望等で、以て當時代の趨勢を想見するに足るものがある。

建議書

- 明治四十五年
 - 一、通俗教育事業ニ關スル件
 - 一、他府縣學事視察ニ關スル件
 - 一、就學保護法ニ關スル件
 - 一、特別加俸ニ關スル件
 - 一、國定國語辭書ニ關スル件
 - 一、國定農業教科書及ビ商業教科書ニ關スル件
 - 一、小學校教師用裁縫教科書編纂ニ關スル件
 - 一、師範訓導ノ俸給ニ關スル件
- 大正二年度
 - 一、公立學校職員退職給與及ビ之ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔ニ移サレタキコト
- 同 三年度
 - 一、實業補習學校ノ教科書ハ文部省檢定以外ノモノト雖モ適宜縣知事ニ於テ採用ノ途ヲ開カレタキコト
- 同 四年度
 - 一、本會ハ中等程度ノ各種私立學校ニ對シ補助規程ヲ設ケラレシコトヲ望ム
 - 一、本會ハ九州ニ農科大學ヲ設置セラレンコトヲ希望ス
- 同 五年度
 - 一、私立學校補助ノ件
 - 一、本會ハ學事視察ノ爲メ初等中等ノ學校教員ヲ海外ニ派遣セラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ不良少年感化ノ施設ヲ擴張セラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ青年、兒童教育上活動寫眞取締方法ノ制定アラントヲ望ム
 - 一、本會ハ高等小學校女子用修身教科書ヲ編纂セラレンコトヲ望ム
- 同 六年度
 - 一、學事視察ノ爲メ初等、中等ノ教員ヲ海外派遣ノ件
 - 一、不良少年感化ノ施設擴張ノ件
 - 一、縣立農學校ニ一ケ年ノ研究科設置ノ件
 - 一、高等小學校女子用修身教科書編纂ノ件
 - 一、活動寫眞取締方法ノ件
 - 一、小學校男正教員服制ノ件
 - 一、本會ハ本縣教育費補助規程ヲ改正セラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ市町村小學校教員加俸支給ノ遍カラシムコトヲ望ム
 - 一、本會ハ本縣ニ於テ學校衛生ノ講習會ヲ開設セラレンコトヲ望ム
- 同 七年度
 - 一、本會ハ市町村立小學校教員俸給ヲ國庫支辨トセラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ青年補習教育用修身書ヲ編纂セラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ本縣下ニ一個ノ高等學校ヲ設立セラレンコトヲ望ム
 - 同 七年度
 - 一、本會ハ小學校教員ニ對シ官有汽車汽船賃半減ノ特典ヲ附與セラレンコトヲ望ム
 - 一、本會ハ男子實業補習教育ヲ義務制トナサレンコトヲ望ム

第二十四節 皇室關係の事項

(一) 天機奉伺

明治四十五年七月明治天皇御不例に涉らせらるゝ由を承り、由布本會長は宮内大臣宛左の如き天機奉伺の電報を捧呈した。

天皇陛下御不例ニ涉ラセラル、趣漏レ承リ、誠ニ恐懼憂慮ノ至リニ堪ヘズ。速ニ御平癒アラシムコトヲ祈リ奉ル。茲ニ本會ヲ代表シ謹ンデ天機ヲ奉伺ス。宜シク御執奏アラシムコトヲ請フ

且又今夏季休業中開催ノ豫定であつた、教育總會並に先賢追慕會は御遠慮申上げ中止することとした。然るに七月三十日には終に官報號外を以て天皇陛下三十日午前零時四十三分崩御あらせられた旨を告示せられ、誠に恐懼哀悼の極みであつた。

(二) 賀表捧呈

大正四年十一月十日大正天皇登極の大禮を行はせ給ふ。この曠古の御大典に際し、本會に於ても適當の方法を以て奉祝の誠意を表することを、同年二月の代議員會にて決議したので、幹部に於て慎重審議の末、賀表を奉呈することに決定し、同年十一月十日御大典の當日、由布會長は左の如き賀表を上り宮内大臣の執奏を乞うた。

福岡縣教育會長 臣由惟義 謹シテ白ス維時大正四年十一月十日天高ク氣爽ニ、楓菊錦ヲ粧ヒ禾穗瑞ヲ呈スルノ時ニ當リ、敬聖文武ナル天皇陛下鸞輅京都ニ幸シ、龍榻紫霞ニ御シ、上ハ三辰ヲ正シ、下ハ四海ニ臨ンテ登極ノ大禮ヲ行ハセ給フ。此レ誠ニ千秋ノ盛事ナリ。普天學士孰カ復欣慶セザランヤ。臣惟義等誠誠喜頓首頓首。伏シテ惟ルニ陛下萬物資始ノ乾德ヲ抱キテ一系無窮ノ大統ヲ承ケ洋々タル聖謨ヲ宏メテ巍々タル皇猷ヲ新ニシ給ハントス。臣惟義等誠誠喜頓首頓首。伏シテ惟ルニ陛下位ヲ春坊ニ正シ輝ヲ望苑ニ傳ヘ給ヒシヨリ蚤ク千古ノ質文ヲ究メ深ク百王ノ損益ヲ酌ミ鸞鳳ノ標天日ノ資兆民近ク之ヲ仰キ萬方遠ク之ヲ望ム。聖襟ノ滄發スル所皇圖ノ恢張スル所、雷霆ハ威トナリ雨露ハ恩トナリ。德無垠ニ被リ化有載ニ加ハル。臣惟義等欣歡踴躍ノ至リニ任ヘズ。願フニ惟義等ハ草莽ノ微臣ヨリニ謫劣ヲ以テ育英ニ從事シ、今此ノ盛事ニ遭際ス、自ラ當ニ氷霜志ヲ勵マシ金石誠ヲ貫キ、多ク人材ヲ成就シテ以テ聖恩ノ萬一ニ酬ユベキノミ。臣惟義等謹ミテ表ヲ奉リ賀ヲ述ヘテ以聞ス。

第二十五節 縣下先賢追慕會

明治四十五年二月の代議員會に於て議決した明治維新以來贈位の恩典を受けた縣下先賢百十三名の追慕會は、同年七月末舉行の筈であつたけれども、明治天皇の御不例により謹慎の意を表するため中止となつてゐたが、大正二年二月代議員會の開會を機として、二月二日福岡高等女學校に於て午前九時より舉行した。遺族の來會者三十餘名、來賓川路縣知事以下六十餘名、本會々員の出席者三百餘名で頗る盛會であつたが其の順序並に由布會長の祭文は次の通りである。

- 順 序
- 一、午前九時會員一同着席
 - 一、祭主祭官着席
 - 一、奏樂人着席
 - 一、遺族來賓着席
 - 一、會長開會ノ辭
 - 一、追慕式
 - 一、祭主祭壇ニ進ム
- 此間奏樂
- 次 祝詞ヲ奏ス二拜拍手一同起立
 - 次 縣知事祭文拜禮
 - 次 參列各員拜禮
 - 次 遺族者拜禮
 - 次 會員拜禮
 - 次 昇魂行事
 - 一、講話
 - 1、渡邊村男氏
 - 2、三谷有信氏
 - 3、箕田軌氏
- 此間奏樂
- 次 祝詞ヲ奏ス二拜拍手一同起立
 - 次 祭主祭壇ニ進ム
 - 次 祭主玉串ヲ献ス
 - 次 祭主二拜拍手一同起立
- 此間奏樂

4、寺尾亨氏

一、閉會ノ辭

一、一同退場

祭 文

維時大正二年三月二日、福岡縣教育會長由布惟義齋敬ノ誠ヲ以テ蒞藻ノ儀ヲ薦メ、追贈位ヲ蒙レル先賢五條賴元卿外百十二名ノ靈ニ告グ。

願フニ諸賢或ハ代ヲ異ニシ、或ハ時ヲ同ウシテ世ニ出テ、至誠邦家ヲ憂ヒ、經世濟民ヲ以テ己レカ任トナシ、躬ラ荒蕪ヲ拓キ疏水ヲ通シテ鄉村ノ公益ヲ圖ルアリ、學徳ヲ以テ一世ノ木鐸トナリ範ヲ後代ニ垂ル、アリ、帷幄ニ盡策シテ太平ノ業ヲ輔クルアリ、身ヲ牢獄ニ投シ命ヲ鋒鏑ニ委シテ明治維新ノ皇猷ヲ贊襄スルアリ、爲ス所作シカラスト雖モ我が帝國今日ノ文明ニ寄與シ、皇運ノ隆昌ニ資セザルナシ。

其ノ功業偉績百世ノ下尙能ク頌儒ヲシテ感奮興起セシムルモノアリ。明治天皇登極ノ初メヨリ、忠孝ヲ勸獎シ節義ヲ旌表シ、夙ニ諸賢ノ行誼ヲ嘉尚シテ位ヲ追賜シ給フコト各々差アリ、聖慮深厚恩德無疆、諸賢ノ名以テ不朽ナルヲ得。

我が縣由來多士濟々、而モ普通教育今日ノ隆盛ヲ觀ルモノ豈ニ諸賢ノ遺徳ニ負フ所ナカラシヤ

不肖惟義等教育ニ從フモノ發奮事ニ當リ、縣下拾餘萬ノ子弟ヲシテ忠誠國ヲ憂フル諸賢ノ如ク、渾身世ヲ思フ諸賢ノ如ク、民生ノ福利ヲ進メ國運ノ發展ニ貢獻セシメントス。ソレ或ハ先徳ヲ顯彰シ遺風ヲ發揚スルニ庶幾カラムカ

謹シテ飲仰追慕ノ至誠ヲ布ク、尙クハ饗ケヨ。

尙先賢贈位者の傳記は本會學藝部歴史科主査伊東尾四郎氏主任となり黒岩萬次郎熊谷克巳兩氏の助力を得て明治四十五年七月十七頁に亘る「福岡縣先賢贈位者略傳」を編纂發行した。その目次は次の如くである。(順序は縦に)

- | | | | | |
|-----------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 宇都宮隆房 | 五條 賴元 | 五條 賴治 | 黒田 孝高(如水) | 黒田 長政 |
| 黒田 長興 | 栗林 次兵衛 | 山下 助左衛門 | 猪山 作之丞 | 重富 平左衛門 |
| 本松 平右衛門 | 田代 彌三左衛門(重榮) | 宮崎 安貞 | 安東 助四郎(守約、省庵) | 貝原 久兵衛(篤信、益軒) |
| 有馬 賴 禮 | 樋口 甚藏(源清) | 樺島 勇七(公禮、石梁) | 頼井 主水(魯、南溟) | 石川 剛(彦岳) |
| 有馬 賴 永 | 武 谷 元立 | 土井 奎之丞(正就) | 百 武 萬里 | 大島 居理兵衛(信臣) |
| 月形 深藏(弘) | 海賀 宮門(直求) | 井村 簡二(磐靱) | 大倉 嘉十郎(種周) | 深野 孫兵衛(成久) |
| 戸原 卯橋(繼明) | 鶴田 陶司(孝良) | 酒井 傳次郎(重威) | 荒牧 羊三郎(眞刀) | 中垣 健太郎(幸雄) |

江頭 種八 (國足)	仙田 淡三郎 (正弘)	中村 恒次郎 (無可)	原 道太 (盾雄)	半田 門吉 (成久)
水谷 左門 (水口坊)	仙田 一郎 (正敏)	平野 次郎 (國臣)	吉田 重藏 (良秀)	佐竹 絳江 (嚴瑤坊)
藤山 衛門 (敬觀坊)	眞木 保臣 (和泉)	加藤 常吉 (任重)	池尻 茂四郎 (懋)	松浦 八郎 (寛敬)
松田 五六郎 (安定)	水田 謙治 (眞恒)	河原 忠藏 (資多)	池尻 嶽五郎 (岳)	中村 圓太 (無二)
眞木 菊四郎 (弦)	小藤 平藏 (勝忠)	城島 公茂	筑紫 衛 (義門)	月形 洗藏 (詳)
海津 幸一 (正倫)	鷹取 養巴 (惟寅)	森 勳作 (通寧)	江上 榮之進 (武要)	伊藤 清兵衛 (勝益)
安田 喜八郎 (勝從)	今中 祐十郎 (守直)	今中 作兵衛 (守忠)	瀨口 三兵衛 (善和)	左座 謙三郎 (義直)
伊丹 眞一郎 (重本)	大神 壹岐 (繁興)	中村 哲藏 (敬信)	加藤 司書 (徳成)	建部 武彦 (自強)
齊藤 五六郎 (定廣)	衣非 茂記 (直正)	尾崎 惣左衛門 (朝秀)	萬代 十兵衛 (常德)	森 安平 (信度)
原田 七郎 (重方)	佐久間 勝信	堀 六郎 (義則)	齊田 要七 (尙義)	戸次 彦之助 (鑑繁)
政所 有縣 (政所坊)	鷹羽 淨典 (正應坊)	澁川 榮承 (義俊坊)	宇都宮 堯珉 (本覺坊)	宇都宮 有允 (成圓坊)
生 島 大 炊	淵上 謙三 (祐利)	淵上 郁太郎 (祐廣)	吉田 太郎 (正實)	野村 助作 (省)
上原 太内 (元勝)	野村 望 東	宮田 半四郎 (師人)	佐々 金平 (眞武)	柏木 民部 (祐玉坊)
高千穂 教有	八代 利 政	山口 利 助	河合 茂 山	池尻 始 (葛草)
栗原 順平	立花 親雄 (壹岐)	阿部 豪逸 (中坊)	黒田 一草 (播磨)	橋本 有幸 (橋本坊)
矢野 梅庵 (幸賢)	高根 正也 (良什坊)	梶 村 文 夫		

第二十六節 貝原益軒先生記念事業

明治四十三年二月の代議員會に於て、「貝原益軒先生二百年祭記念事業ニ關シ委員若干名ヲ設ケテ調査スルノ件」は満場一致を以て可決し會長指名を以て七名の委員を設けて此の調査を託し、同四十四年二月の代議員會に報告せしむべきことを議決したので、會長山希惟義氏は伊東尾四郎外六氏を擧げて委員とし此の調査を託した。此の委託を受けた七氏は爾來數回の會合を重ね、慎重審議の後成案を得て之を次年の代議員會に報告した。此の報告を受けた同四十四年の代議員會は、更に審議の上改めて五名の委員を設け速に實行案の報告をなさしめることを決議した。此の時會長の指名により調査委員に擧げられたものは、金子勝太郎氏外四氏で、其の報告書は左の通りである。

調査報告
先生ノ記念事業トシテ左ノ六件ヲ舉行セントス

一、記念圖書館建設	一金五百圓	特別會員寄附一人平均壹圓五十錢二百人分福岡市八拾圓其ノ他各郡市拾圓宛分擔
一、祭典執行	一金五百圓	一般寄附
一、名士講演會	一金貳拾圓	支部
一、遺物展覽會	一金壹百圓	紀念圖書館建設費
一、贈位請願	一金壹百圓	備付圖書費
一、縣下各學校ニ於ケル記念講話會	一金壹百圓	祭典裝飾費並ニ人夫賃
以上六件ノ舉行ニ關スル費用收支概算左記ノ通り	一金壹百圓	宴會費一人五拾錢宛二百人分
收入ノ部	一金參拾圓	講演會講師謝儀
縣教育會本年度展覽會剩餘金ヨリ流用ヲ請フ見込	一金壹百圓	遺物展覽會費
各郡市教育支會ヨリ寄附ヲ仰ク見込	一金壹百圓	豫備費
一郡市拾圓宛四市十九郡	合計金貳千八百八拾圓	
一金貳百參拾圓		

此の報告は直に満場の容るゝ所となつて、こゝに貝原益軒先生二百年祭記念事業の計畫は確定するに至つた。是に於て本會幹部は此の決議に基き着々事業の進行を謀ることとして、時々協議會を開き當日舉行すべき行事の項目を左の通り定めた。

- 一、記念祭典ヲ舉行スルコト
 - 一、遺物ノ陳列展覽ヲ行フコト
 - 一、講演會ヲ開催スルコト
 - 一、記念繪葉書ヲ發行シテ來賓ニ呈スルコト
 - 一、來賓ニ書翰ヲ饗スルコト
 - 一、市及ビ市附近各小學校生徒兒童ハ現場ニ參拜セシメ其ノ他縣下各學校ニ於テハ記念祭舉行ノ時刻ニ於テ益軒先生ニ關スル講話ヲ行フコト
- 前記決議の趣旨により先づ贈位の請願をなすに決し、其の手續きを取調べた末本縣知事に對して其の取計ひ方を請願す

ることとし、同四十四年三月三十一日を以て由布會長は贈位請願書を提出した。益軒先生が明治四十四年六月一日を以て正四位を追贈せられたことは世人の知る所であるが、固より本會請願の結果のみによるのではないことは略易い所であるけれども、本會の意思は蓋し之によりて達せられ、又先生に對するの敬意も其の一部を盡されたものと云ふべきである。

而して祭典舉行の期日は、委員調査の趣意により先生遠逝の忌日たる八月二十七日を以て舉行の豫定であつたが、時恰も盛暑に際し而も各學校休業中であるから、附近生徒兒童の參拜並に縣下全部學校生徒兒童の講話會召集等頗る困難なるべく、其の他各般の準備施設等についても不便の點が尠くないのを考慮し、四月五日の幹事會に於て之を秋季に延期することにした。されど當初よりの計畫たる先生遠逝の忌日に之を行ふの精神を失はないことに勉めた結果、中央氣象臺の換算に基き、正徳四年八月二十七日は正に太陽曆の十月四日に當るので、此の日を以て之を行ふことの最も正當なるを認め之に決定した。

祭場は本會事務所前なる縣有地と博多渡邊氏の所有地と接続した廣場に決定し、前日より準備をなし、由布會長は祭典當日午前八時を以て旅館を出で、根岸幹事長と共に本會を代表して福岡西町金龍寺なる先生の墓に展し恭しく香華を捧げ欽仰の誠意を表した。此の日前日來の風雨は一時和らいだけれども、祭典開始の時刻近づく頃より又も小雨降り出した爲め、來賓及び會員の參集如何あらんと氣遣つたが、流石は先生の高德を慕へる人々、東西より參着するもの約四百名と註せられた。やがて定刻午前九時三十分會員、來賓、遺族、祭官一同着席するや煙火を合圖に豫ねて定めた順序により、奏樂につれ稜主祭壇に進み、茲に森嚴なる祭典は開始せられた。修禊行事に次ぎ招魂行事を終り、齋主祝詞につぎて當日の主催者たる本會々長山布惟義氏は恭しく祭壇に進み、極めて謹嚴なる態度を以て左の祭文を朗讀した。

祭 文

生レテ一世ノ師表トナリ死シテ百代ノ聖範ヲ垂ル。具原益軒先生ノ若キ蓋シ其ノ人ナルベシ。

先生講學洽博ニシテ述作積ニ棟ニ充チ、後學ノ恩誼ニ浴スルモノ、卓越セル識見ト精緻ナル思索トニ嘆服セザルハナシ。加フルニ老境益々研鑽ヲ積ムノ精力ハ懦夫ヲシテ志ヲ立テシムルニ足り、箱藏愈々顯ル、ノ麗徳ハ頑傲ノ者ヲシテ放慢ヲ悞ツルニ至ラシム。文風天下ニ遍ク餘芳後代ニ昭々タルモノ豈偶然ナランヤ。

今茲大正二年十月四日先生易筮第二百回ノ忌辰ニ當リ、城東ノ野ヲ淨メテ祭ヲ致シ、欽仰ノ誠ヲ捧グ。不肖惟義等事ニ教育ニ從フモ

ノ、深ク自ラ規メテ先生ノ學徳ニ私淑シ、縣下後進ノ子弟ヲシテソノ盛徳偉業ヲ欽仰セシメ、以テ相率キテ學ニ進ミ、業ニ就キ、身ヲ持スルコト實直、世ニ處スルコト敦厚、發奮以テ益世利民ノ途ヲ講セシメントス。庶幾クバ聖代文教ノ進運ニ貢獻シ、國家ノ福利ヲ増進スルニ於テ慰ナキヲ得ンカ。

式典ニ際シテ感慨愈々切ナリ。齋清以テ庶羞ヲ薦メ、敢テ不典ノ辭ヲ布ク。尙クハ饗ケヨ。

大正二年十月四日

福岡縣教育會長

由 布 惟 義 敬 白

次に本縣知事南弘氏の祭文朗讀、來賓文學博士井上哲次郎氏の舊藩主黒田侯爵の祭文代讀、福岡高等小學校生徒の「益軒先生」の唱歌合唱、齋主廣瀬玄鏡氏の玉串奉奠、祭官一同の拜禮、山布會長の玉串奉奠、南知事、來賓總代井上博士、遺族貝原謙氏の拜禮、本會々員各學校生徒兒童の拜禮、昇魂行事、撤饌を了し、茲に全く盛大なる祭典の式は終了を告ぐることとなつた。

祭典終了後一同本會事務所に陳列せる遺物を參觀し、終つて縣公會堂の畫餐場に臨み、午後は博多蓮池町光明座に於ける講演會場に赴いた。遺物は先生自筆の掛軸、額面、日記類、大机、大琵琶、算木、箴竹等總數七十六點の多數に上り、參觀人總數五千數百名に達した。講演會には小倉中學校長文學士伊東尾四郎氏の「具原益軒先生の事蹟に就いて」、東京帝國大學文科大學教授文學博士井上哲次郎氏の「具原益軒先生を追懷す」の二大講演があり盛況を呈した。

又縣下約七百の公私立學校に於ては、當日祭典開始と同時に午前九時三十分を以て、一齊に各學校生徒兒童に對し益軒先生に關する講話をなし、以て祭典舉行の精神を貫徹せんことを期した。

又本祭典舉行の記念として繪葉書を發行し之を來賓並に遺物出品者に配布し、希望者に對しては實費を以て之を頒つた。其の圖案材料は左の通りである。

一、記念文庫ト益軒全集

一、先生自書、忍の説

最後に大正二年十二月二十二日本會報臨時増刊として具原益軒先生二百年祭記念號を發行した。其の目次は左の通りである。

口繪(具原益軒先生肖像、二百年祭々場ノ光景、記念繪葉書)

發刊ノ辭 益軒先生畧傳

全 年譜 著述年表 一六七

二百年祭舉行ノ來歴

贈位請願

祭典期日ノ選定

記念文庫ノ設置

記念祭舉行次第

諸係擔任事項ト委員ノ設定

祭場ノ設備

會長ノ募參

祭典ノ狀況

遺物ノ展覽

講演會ノ狀況

各學校ニ於ケル講話會

記念繪葉書ノ發行

一般ノ同情

口繪ノ説明

講演

一六八

貝原益軒先生ノ事蹟ニ就テ 伊東尾四郎

貝原益軒先生ヲ追懷ス 井上哲次郎

寄書

科學者トシテノ益軒先生 山岸 貫治

益軒先生ノ女子教育意見ニ就テ

塩川 佃

其の後昭和五年五月に至り、從來設置の貝原益軒先生二百年祭記念文庫に屬する書籍は同年新設の福岡縣立圖書館に寄贈することとなつた。

第二十七節 中垣安太郎氏效績記念會

本會評議員中垣安太郎氏は大正四年秋以來盲腸炎に罹り、大學醫院に入院加療中であつたので、同五年二月の代議員會に於て氏を病床に慰問せんとの建議が提出せられ、滿場一致可決の上、神崎副會長は同日直に氏を訪問した。然るに其の後病勢益々進み藥石効なく、同年三月一日終に逝去、同三日葬儀を執行せられたから、武谷本會長は根岸評議員の代讀により靈前に弔辭を捧げられた。

中垣氏ハ三井郡善導寺村ノ出身デ、安政五年一月二日生レタ、明治八年官立長崎師範學校ニ入り、卒業ノ後小學校訓導、中學校教諭等ヲ經テ再小學校ニ奉職シ、高等小學校長トナリ、後地方視學ニ任ジ、擢ンデラレテ福岡高等女學校長、東筑中學校長ニ任ジ、何レモ令名ガアツタ。本會機關雜誌ノ發行、職捷記念基本金ノ設定ヲ始メ福岡盲啞學校創設ノ如キ蓋シ氏ノ力ニ依ルモノ最モ多カッタ。操持堅實ニシテ毀譽ヲ顧ミズ、終始一貫ノ至誠ハ人ノ畏敬スル所トナリ、當時縣下ノ教育者ハ氏ヲ以テ斯界ノ中心トシテ仰イデキタ。本縣初等、中等ノ教育ガ今日ノ名聲ヲ博スルニ至ツタノハ蓋シ氏ノ力ニ負フモノガ多カッタノデアアル。病ヲ以テ没セラレタノハ五十九歳デ、猶氏ノ盡力ニ待ツモノ多大デアツタノニ誠ニ惜シムベキ極ミデアツタ。

氏の逝去後其の效績記念事業を起さんとの議を發するものがあつたので、大正五年五月二十日本會事務所に同氏關係者

の集會を請ひ、本會幹部と共に協議を纏め、七月六日正式に發起人會を開き、左記の通り記念會規程を協定し、事業の經營は本會に委託することとなり、規程第六條により根岸福彌、安河内健兒、永瀬伊一郎、藤川勝丸、津田利夫の五氏を委員に擧げた。

中垣安太郎君教育效績記念會規程

第一條 本會ハ故中垣安太郎君ノ教育上ノ效績ヲ記念スル爲メ

左ノ事業ヲ行フ

一、通俗講演會開催基金ヲ設クルコト

二、肖像ヲ福岡縣教育會事務所ニ掲グルコト

三、傳記ヲ編纂スルコト

四、遺族ニ祭料ヲ贈ルコト

第二條 前條ノ事業費ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ募ル

一、故中垣安太郎氏ニ縁故アル者

二、本會ノ事業ニ賛同スル者

第三條 略ス

第四條 本會ノ事業費ハ總額二千五百圓トシ支出テ左ノ通リトス

第八條 寄附金ハ大正六年三月末日ヲ以テ締切リトス

其の後委員諸氏は同年七月十日本會事務所に會合して、左記趣意書を作成し、其の他諸般の協定を遂げ、記念會事務所は本會事務所内に置くことに決した。

故中垣安太郎君效績記念會發起趣意書

帝國ノ教育ヲ論スルモノ必ス先ツ指テ本縣ニ屬シ、本縣ノ教育ヲ説クモノ亦必ズ故福岡縣立東筑中學校長中垣安太郎君ノ效績ヲ推獎セザルハナシ。君ハ實ニ斯界ノ重鎮トシテ他ノ欽仰ヲ受ケシモノ、今ヤ其ノ訃ニ會フ。衆ノ齊シク痛嘆スル所ナリ。

君人ト爲リ沈毅ニシテ快裕、操持堅實ニシテ毀譽ヲ顧ミズ。事ヲ觀ル周密、業ヲ執ル忠實、能ク察シ能ク斷ズ。終始一貫ノ至誠ハ縣下教育者ノ常ニ敬畏スル所ニシテ、名聲四邊ニ普ク、德望遠邇ニ布ク。以テ其ノ人格ノ一端ヲ窺フベシ。君本縣教育ニ從事スルコト前後

一六九

四十年、或ハ鞭ヲ初等教育ニ執リ或ハ事ニ中等教育ニ從ヒ、指導誘掖身ヲ以テ之ニ任シ、奮闘努力智ヲ儘ム所ヲ知ラズ。公務ノ餘暇亦挺身本縣教育會ノ事業ニ盡瘁シ、該會ヲシテ能ク今日アルニ至ラシム。殊ニ本縣盲啞教育慈善會創立ノ如キハ主トシテ君ノ力ニ依ル。君カ本縣教育ニ貢獻スルトコロ頗ル多大ニシテ、君ガ遺セル成績ハ枚擧ニ暇アラズト雖モ、君之ヲ以テ效トナサズ、唯務ムベキヲ勉メタリトナスノミ。サレバ君故テ自ラ任セズト雖人ヲ以テ斯道ノ木鐸トナシ、君故テ自ラ當ラズトスルモ人ヲ以テ斯界ノ中心トナス。而シテ今ヤ乃チ亡シ、人誰カ死ナカラン、唯此クノ如キヲ最モ惜シムベシトナスノミ。

吾人茲ニ同志相謀リ、故中垣安太郎君效績記念會ヲ組織シ、通俗教育講演會其ノ他二三ノ事業ヲ企テ、之ニ投スルノ資ヲ募リ以テ水ク君カ遺志ヲ成スノ途ニ供セントス。庶幾クバ大方ノ諸士幸ニ故人ノ效績ヲ追想シ、進ンデ此ノ舉ニ贊同セラレンコトヲ。

大正五年七月
 (氏名略ス)
 故中垣安太郎君效績記念會發起人
 三十八人

爾來委員を始め關係者一同熱心盡力の結果募集の金額は遙に豫定以上に達し、大正八年二月の代議員會に於て報告された決算書によれば左の通りである。

中垣氏效績記念會決算書(大正八年二月二十一日調)	一金五百參圓七拾八錢五厘	支拂高
一金參千六百參拾八圓參拾貳錢	總收入	
內		
金壹千參百四拾五圓四拾五錢	東筑中學校關係ノ分	祭案料トシテ遺族ニ贈呈
金參百九拾八圓七拾錢	福岡高等女學校關係ノ分	募集費其ノ他雜費
金參百五拾參圓參拾貳錢	福岡高等小學校關係ノ分	
金壹百壹圓	元甘木中學校關係ノ分	
金八拾七圓	元飯塚中學校關係ノ分	內
金壹千貳百八圓七拾貳錢	福岡縣教育會關係ノ分	金貳千五百圓
金六拾貳圓八拾六錢	個人寄附	通俗講演會基本金トシテ三井銀行支店ニ定期預金
金八拾壹圓貳拾七錢	預金利息	同銀行ニ小口當座預金
		此ノ分ヨリ肖像描寫、傳記編纂等ニ關スル費用ヲ支拂ヒ殘
		金アラバ更ニ通俗講演會基本金ニ繰入ルベキモノトス
又大正九年二月の追加報告には		
		金參千百參拾四圓五拾參錢五厘
		現在高
		差引
		金百貳拾八圓七拾八錢五厘
		募集費其ノ他雜費
		金參百七拾五圓
		祭案料トシテ遺族ニ贈呈

金參拾四圓九拾錢五厘 中垣氏肖像調製其ノ他諸雜費支拂
 とあり、爾後毎年に亘り通俗講演會基本金の利子を本會事業費に繰入れて、縣下各地に於て通俗講演會を開いたことは別節記載の通りである。

第二十八節 小泉又一氏敬弔

文部省督學官小泉又一氏大正五年五月十六日逝去に付、同十九日葬儀に際し本會長より嗣子宏一氏宛弔電を發し、香華料若干を贈つた。

小泉氏ハ慶應元年五月姫路城下ニ生レタ。幼時父ニ就テ學ビ後小學校ニ入ツタガ、當時氏ノ才氣ハ夙ニ等儔ヲ壓シテ蛟龍遂ニ池中ノモノニアラザルヲ思ハシメタトノコトデアアル。明治二十年四月高等師範學校ヲ卒業シ、選バレテ沖繩縣尋常師範學校教諭ニ任ジ、尋イデ同校長補ニ進ミ同縣學務課長ヲ兼テ大ニ積年ノ風習ヲ改メルコトニ努力シタガ、後徳島縣中學校教諭ヲ經テ福岡縣尋常師範學校教諭ニ轉シ、教頭ニ進ミ後校長トナツタ。時ニ年二十九。在職滿七年、其ノ威望ト徳化ハ今ニ至ルマデ尙敬慕スルモノ多キニ由ツテモ知ラレルノデアアル。後更ニ和歌山縣中學校長ヲ經テ高等師範學校教授ニ任シ、附屬小學校主事トナリ、後文部省督學官ニ轉シ、大ニ盡ス所アラツタガ、更ニ東京女子高等師範學校教授ニ任セラレ、高等官二等ニ叙セラレ。然ルニ大正五年二月不幸ニモ二豎ノ犯ス所トナリテ遂ニ起タレナイコトニナツタガ、享年五十二デアツタ。氏ノ在職中ヨリ斯界ニ於ケル士風ノ一新セラレタ感ガアツタノハ掩フベカラザル事實デアアル。加フルニ本縣教育界ノ基礎ガ今日ノ如クナツタノモ亦氏ガ根本的ニ之ヲ培養シタカラデアアル。殊ニ本縣人トシテ氏ニ感謝スベキハ、單ニ氏ガ本縣ニ在職中此クノ如ク誠意ヲ以テ盡力セラレタバカリデナク、本縣ヲ去ラレタ後ト雖モ猶終始一貫ノ誠意ヲ注キ、本縣ヲ以テ第二ノ故郷トナシ、表裏トモニ本縣ノ爲メニ盡力ノ勞ヲ取ラレタコトデアアル。本縣教育者中公務ニ私事ニ氏ノ誠意ヨリ出デタル熱愛ヲ受ケタルモノハ蓋シ少數ニ止マラヌデアラウ。本縣教育ガ今日ノ聲價ヲ得タノハ固ヨリ本縣當事者ノ力ニヨルトハ云ヘ氏ガ陰ニ陽ニ援助ヲ與ヘラレタコトガ蓋シ與ツテ大ニ力アルヲ信ズルノデアアル

氏が逝去の報に接したので鶴陽會總代の上京に託して、本會よりも弔辭を靈前に捧ぐる筈であつたが、葬儀時日の切迫は遂に同會總代の上京見合はせとなつたので本會も亦之を見合はせるの止むを得ることとなつた。其の後本會よりの弔慰に對し宏一氏よりは鄭重な挨拶狀に接したのである。

明治時代は歐米文化の吸収に全國を擧げて焦慮した時代で、私どもの教授法と言へば、「ヘルバルト」の五段教授萬能時代で、彼の有名な獨逸人「ハウスクネヒト」が帝國大學で「ヘルバルト」の教育學を講じ、谷本富博士が之を全國的に鼓吹され、遂に本郡支會主催でも此の講習會を開催した。この時代は教師中心の注入主義、模倣主義、記憶偏重の個人主義的傾向に走つたわけであるが、急速の進展への過渡期としては已むを得ぬ時代の動きであつた様に思はれる。今から思ふとそれが爲めに、遂に兒童は教師專制の暴威の下に置かれ勝となり、教師は各教科を五段教授の型にあてはめやうと苦心したものである。

所謂明治時代の教育を一言にして評するならば、智育偏重の教育、歐米反芻の教育であつた。然るに大正初期にはこの教師中心の教育にあきたらず、且歐米模倣教育にあきたらずしてこれに反旗を翻し初めた時代であつた事も、私の思出の一つである。

その主智主義、注入主義の教育の反動として表れたのが「エレンケイ女史」に依つて唱へられた「二十世紀は兒童の世界」といふ兒童本位に立脚しての教育思潮であつた。

この主張と獨自の日本教育樹立の二つの思潮はやがて自學輔導の教育となり、兒童の自發的活動の重視になつて各學校では豫習を重んずることとなり、時間割の第一時には豫習時間の特設となつて表れ、その學習態度が研究會の一問題となると共に、自學自習の教育方法の研究となり遂に實力試験にまで及んで師範附屬を中心に各科自學自習の方案協議會を催されたのも此の時代の思出の一つである。

従つて大正初期に於ては、今までの兒童觀が一變して、自發的、創造的、行動的、自主的等の言葉をして表はされ、眞に兒童中心主義の教育が樹立し初め、奈良高師附屬の學習案に依る方法の主張や、樋口氏の自學教育、河野氏の自動教育、千葉氏の一切衝動皆満足論、稻毛氏の創造教育、及川氏の動的教育、小原氏の全人教育、片山氏の文藝教育等兒童本位の教育方法論が雨後の筍のやうに簇出し、教育界はかうした主張の送迎に忙殺されたことも、此の時代に於ける私の思出の一つである。

此くの如き思潮の變遷の中に浸りつゝ、私は飯塚校長として智育偏重の明治時代教育の救済として、國民精神の發揮と兒童體位の向上に精進をつづけた。然るに幸なる事には九大の櫻井博士の生理解剖に立脚した合理的體育の獎勵にあひ、私の念願は體育獎勵へと走り、度々の指導を受け同博士の宣傳に依り九州屈指の體操成績優良學校になつてしまつた。それが爲めに全國からの參觀者があり、御蔭で飯塚町旅館をして度々天手古舞させた事も私の思出の一つである。

それと同時に縣視學として安河内氏の就任となり、本縣をして日本第一の教育縣たらしめねばならぬとの抱負から、盛に就學出席獎勵、兒童の實力演養、教育施設の改善充實を唱へられ、その方法として不振教科の調査會設置となつた。幸にも今迄體操をつづけてゐた私の學校もその調査をうくることになつたので、師範の三好、鈴木氏等を招聘して指導を受け、遂には運動會打上會を利用して體操學校視察に職員全部引率、香川縣香西小學校までも出て行つたことも私としての思出の一つである。

然も此の時代には今と異つて、各郡に郡長があつて教員任免の内申權が握られ、郡視學に依りて教育實際の指導監督が行はれてゐたので、各學校とも朝に星を戴き、夕に月を踏んで歸るの精勵振を發揮したもので、殊に私の記憶に残つてゐるのは學校は兒童の環境なり、環境整理は教育効果の上に大なる影響あるものとして校地内外の淨化綠化が號ばれ、教師は兒童と共に花壇、築山、泉水、教材園作製に流汗勤勞したもので現在苦むし錆味ある學校園の大部分は此の時代のものであつたことも私の思出の一つである。

教育者の待遇状態としては、一番悪かつた時代といつてよい程で、初任級が拾八圓になつた許りで現在優良校長連は多分此の時代の卒業生であるが、幸にも私は四拾五圓の高給校長で若い教育者から、「せめて一生に一度は四十五圓どりに……」と羨望の的となつたのも此の頃であつたが、大正七年には「シベリヤ」出兵と共に財界は活氣を帯び、物價はとん／＼拍子に騰貴し人夫連中が一日壹圓以上の収入ある様になつて、私共は本俸に對して五割増を支給せらるゝやうにとの呼び聲の高まつたことや、各地で米騒動の起つたのも私としての思出の一つである。

要するに明治教育の弊であつた歐米模倣の教育、主智主義教育を排撃して兒童本位の教育に引きもどさうとした。言はゞ教育刷新の時代が大正初期の教育界の状態であつた。

然し私はたゞ黙々として十數星霜、國民精神の振作と體位向上とに精進をつづけたものである。

以上私の思出は主觀的に走り過ぎた傾向はあるが、目出たきこの五十周年記念にあつて、不肖ながら卑見を述べるの機會を與へられ、且退職後も教育會の一員として今に席末に列し得る光榮を諸賢に感謝しつゝ、茲に筆を擱く次第である。